

平成27年 9 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成27年 9 月17日～18日・24日

場 所 第4委員会室

平成27年 9 月 17 日 (木曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○議案第 2 号 平成27年度宮崎県沿岸漁業改善
資金特別会計補正予算 (第 1 号)

○議案第 8 号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条
例の一部を改正する条例

○議案第 9 号 国営尾鈴土地改良事業執行に伴
う市町村負担金徴収についての
議決内容の一部変更について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県が出資している法人等の経営状況について
一般社団法人宮崎県林業公社
公益財団法人宮崎県環境整備公社
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター
公益社団法人宮崎県農業振興公社
一般財団法人宮崎県内水面振興センター
公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団
一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金
協会

- 一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
- 一般社団法人宮崎県酪農公社
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

- ・ 第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成26年
度取組の概要及び改定計画素案の概要につい
て
- ・ 宮崎県環境計画 (改訂計画) 骨子 (案) の概

要について

- ・ 森林環境税の継続について
- ・ 浄化槽の適正管理に向けた取組状況について
- ・ 野生鳥獣による農林作物等の平成26年度被害
額について
- ・ ナラ枯れ被害の状況と取組について
- ・ 畜産用おが粉について
- ・ ミラノ国際博覧会宮崎県出展期間中の「乾し
いたけ」等 P R について
- ・ 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の平成
26年度取組の概要について
- ・ 第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の平
成26年度取組の概要について
- ・ 宮崎県食の安全・安心推進計画 (案) の策定
について
- ・ 野生鳥獣による農林作物等の平成26年度被害
額について
- ・ 早期水稻の作柄と価格の動向について
- ・ 高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産への取
組について
- ・ ミラノ国際博覧会宮崎県出展期間中の「宮崎
牛」 P R について

出席委員 (8 人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	黒 木 正 一
委 員	右 松 隆 央
委 員	太 田 清 海
委 員	有 岡 浩 一
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	大坪篤史
環境森林部次長 (総括)	甲斐正文
環境森林部次長 (技術担当)	佐藤浩一
部参事兼 環境森林課長	川添哲郎
みやぎきの森林 づくり推進室長	廣津和夫
環境管理課長	黒木裕一
循環社会推進課長	温水豊生
自然環境課長	下沖誠
森林経営課長	西山悟
山村・木材振興課長	石田良行
みやぎきスギ 活用推進室長	長友善和
林業技術センター所長	那須幸義
木材利用技術 センター所長	小田久人
工事検査監	山本知治

事務局職員出席者

議事課主査	長谷恵美子
議事課主任主事	森本征明

○渡辺委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。宮崎市の川添俊彦氏から執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がございました。

議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

傍聴をされる方をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただきますようお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等につきましての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大坪環境森林部長 おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず、説明に入ります前に、2点ほど御報告

をいたします。

1点目が、今月上旬に開催されました、ミラノ国際博覧会についてでございますが、「神々の宿る地、宮崎の食」をテーマに、本県の神話や観光、さらには食の魅力のPRを行ってまいりました。

環境森林部関係では、乾シイタケを手まりずしや煮物などの形で提供いたしました。大変好評でして、今後の輸出に向けて手応えを感じたところでございます。

詳細につきましては、その他の報告事項で御報告をさせていただきます。

それから、2点目が、去る8月24日から25日にかけて、台風15号が襲来しまして、林業関係に被害が出ております。現時点での状況を口頭で御報告させていただきます。

今回の台風では、県内の海岸部から山間部まで広い範囲で被害が発生しております。9月15日現在なんです。林地、治山、林道、そして特用林産施設などにおきまして、防潮護岸工の被災やのり面崩壊、人工ほだ場の破損など、13の市町村で40カ所の被害が発生しております。

詳細につきましては、現在、調査中ですので、被害状況が確定しましたら、再度、委員の皆様へ御報告させていただきますとともに、復旧事業等につきましては、適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が3件、その他報告事項が8件でございます。

まず、Iの予算議案といたしまして、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これにつきましては、後ほど御説明をいたし

ます。

それから、次にIIの報告事項につきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について御報告するものであります。

環境森林部所管の法人としましては、一般社団法人宮崎県林業公社、公益財団法人宮崎県環境整備公社、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3つの法人でございます。

そして次に、IIIのその他報告事項につきましては、第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成26年度取組の概要及び改訂計画素案の概要についてなど、8項目について御報告をいたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計で、表の中ほどになりますが、補正額Bの列の小計の欄にございますように、1億2,561万7,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

補正後の一般会計予算額は、補正後の額Cの列の小計にございますとおり、225億4,451万3,000円となります。

この結果、補正後の予算総額ですが、一般会計と特別会計と合わせまして、同じくCの列の一番下、合計の欄になりますが、231億5,180万4,000円となります。

私からの説明は以上でございますが、それぞれ詳細につきましては、担当課長、室長が御説明しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西山森林経営課長 私からは、森林経営課の補正予算について説明させていただきます。

お手元の9月補正歳出予算説明資料の41ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目ですが、3,340万円をお願いしております、この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、84億9,188万1,000円となります。

それでは、事業について説明いたします。

1枚めくっていただき、43ページをごらんください。

上から5段目の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費3,340万円の増額でございます。下の説明欄の後ろにありますように、森林路網整備の実施に要する経費で、事業名は間伐推進加速化事業です。

具体的な事業内容につきまして、別冊の委員会資料で説明いたします。

恐れ入りますが、委員会資料の2ページをお開きください。

1の事業の目的・背景ですが、2行目の中ほどにありますように、林業専用道(規格相当)及び森林作業道を整備することによって、効率的な間伐の推進と間伐材の利用促進等を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額から(4)の事業主体についてはごらんとおりです。

(5)の事業内容ですが、①は、森林施業のための専用道で、10トントラック等が走行できる林業専用道(規格相当)を整備するものです。

②は、同じく森林施業専用道で、高性能林業機械や2トントラックが走行可能な森林作業道を整備するものです。また、③の補強は、既設作業道の路体やのり面強化、排水施設を整備するものです。

右の3ページをごらんください。

上の写真が林業専用道で、その下の写真が森林作業道であります。

その下にイメージ図をつけていますが、イメ

ージ図の下のほう、山の麓に林道があり、そこから上のほうにジグザグに伸びています林業専用道を開設し、さらにそこから森林作業道を開設して、森林の適切な整備等につなげようとするものであります。

左の2ページに戻っていただき、3の事業効果ですが、適切に路網を整備することによりまして、効率的な間伐の推進や間伐材の利用促進等が図られるとともに、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入が可能となり、低コスト作業システムが確立できるものと考えております。

森林経営課の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○石田山村・木材振興課長 私のほうからは、山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明を申し上げたいと思います。

歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目、補正額の欄にございますように、一般会計で9,221万7,000円の増額でございます。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして49億8,117万1,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、47ページをお開きください。

(事項)林業・木材産業構造改革事業費で9,221万7,000円でございます。説明欄の1の森林整備加速化・林業再生事業につきましては、委員会資料で説明させていただきます。

それでは、委員会資料の4ページをお開きください。

森林整備加速化・林業再生事業についてで

ございます。

当事業につきましては、1の事業の目的・背景でございますとおり、従前同様、林業の成長産業化を実現するため、地域の主体性や創意工夫を生かした総合的な対策を支援するものでございますが、今回は、特に緊急性の高いものにつきまして、森林整備加速化・林業再生基金を取り崩して、支援を行おうとするものでございます。

予算額につきましては2の(1)でございますとおり、9,221万7,000円をお願いしてございます。

具体的には(5)の事業内容でございます。

まず、素材生産の効率化を図るための高性能林業機械の導入のほか、木材加工流通施設等整備といたしまして、おが粉製造機導入に対する支援。また、待機児童解消のための児童福祉施設の木造公共施設等整備に対する支援。最近、ようやく価格が上昇しまして、生産農家の意欲が上がってまいりました原木シイタケの生産強化ですとか、販路開拓等に関する支援を考えてございます。

このような取り組みを通じまして、3の事業効果でございますとおり、県産材の安定的・効率的な生産体制、高品質で低コストな木材製品の加工・供給体制の構築が図られるとともに、木造公共施設等への県産材利用拡大及び原木シイタケの需要拡大等が推進されること等により、林業・木材産業の成長産業化の実現が図られるものと考えているところでございます。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等についての質疑はありませんか。

○黒木委員 今、説明いただきました2つの事業の財源が加速化基金になってはいますけれども、これは、基金を利用しての事業と考えていいわけでしょうか。

○石田山村・木材振興課長 委員御指摘のとおり、平成21年から、森林整備加速化・林業再生基金として、当県の基金に積み立ててまいりましたが、平成25年の補正をもちまして、こちらにつきましては終了いたしまして、26年から交付金化されているところでございます。

この基金の残余の額を今回取り崩して、事業を実施させていただきたいというものでございます。

○黒木委員 ということで、これで基金はもうなくなると考えていいですか。

○石田山村・木材振興課長 現在、この補正予算を差し引いた基金の残余額といたしまして、12億円ほどまだございますので、こちらの部分につきましては、計画的に優先度の高いものから適切に使ってまいりたいと考えているところでございます。

○黒木委員 この基金は、いつまでに使わなきゃならないという期限があるんでしょうか。

○石田山村・木材振興課長 こちらにつきましては、まず全体計画を立てまして、国の承認をいただければ、県の計画の中で使ってよろしい、特に期限は定められていないという認識でございますので、計画的にこういった基金を活用いたしまして、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○黒木委員 先ほどの説明の中でですが、おが粉の生産という話をちらっと聞いて、何かよくわからなかったもので、何か設備をつくる事業に使うわけですか。

○石田山村・木材振興課長 事業の中の、木材加工流通施設等整備で、おが粉の製造について検討したいという事業者さんがあられました。

おが粉につきましては、一部で、畜産農家等から不足しているというお声がかかっているところがございますので、こういったものにつきまして慎重な審査の上で、支援を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○黒木委員 まだ具体的にどこにどうするということは決まっていないわけですね。

○石田山村・木材振興課長 現在、事業要望として上がっているところにつきましては、児湯地域でございます。

○黒木委員 この加速化基金では、いろんなバイオマスの発電所とかに相当な予算が投入されているんですけども、搬送をどうするかというのが一つの大きな問題ですけれども、山元側にチップ化するようなプラントなり設備なりの計画とか予定はないものか、できないものかお尋ねをしておきたいと思えます。

○石田山村・木材振興課長 木質バイオマスの燃料として、例えば山元側にチップを整備するというところでございますけれども、これまでも、幾つかの会社さんにおきまして、山元に移動式のチップャーを持っていきまして、現地でチップにして、それを持っていくといった計画がございまして、これについては、これまでも支援をしてまいりました。

現在も、幾つかそういった構想があると聞いてございますので、こういったものにつきましては、積極的に支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○黒木委員 具体的にどこにというのは今のところないですね。

○石田山村・木材振興課長 幾つか具体的な御

相談をいただいているものもございます。中間土場を整備いたしまして、そこにチップャーを置いて、そこから発電所に持っていくといった構想がございます。

そちらにつきましては、事業費とか、実際の材の入荷とかについての審査がまだ済んでおりませんので、今回、この予算の中には計上してございませんけれども、具体化しましたら、支援をまた進めてまいりたいと考えているところでございます。

○右松委員 間伐推進加速化事業なんですけど、長計の中で、林内の路網の密度が県内は全国1位という数字が出ていまして、林道専用道と森林作業道の整備の現状を、どういう状況なのか、もう少し具体的に教えてもらいたいと思います。

○西山森林経営課長 平成25年度末で、今まで開設した延長でございまして、林道が2,598キロメートル、それから作業道が7,666キロメートルで、公道が4,908キロメートルということで、これを総延長しまして民有林の面積で割ったのが、委員がおっしゃいました*37.3ヘクタールということで、日本一の路網密度を誇っております。

ちなみに、平成26年度に抜いた実績を申し上げますと、林道が14.3キロメートル、林業専用道の規格相当が24.7キロメートル、作業道が97.5キロメートルとなっております。

○右松委員 全国比較をすると非常に整備が進んでいるとは思いますが、今後もしっかりと進めていただきたいということと、あと、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、地域によって整備の状況の差っていいですか、例えば一ツ瀬川流域とか、整備率、進捗状況が出ていますけれども、整備率が低いところの今後の

※次ページに発言訂正あり

進め方とか計画を含めて教えてもらおうとありがたいです。

○西山森林経営課長 委員がおっしゃいましたように、5流域に分けているんですけれども、その中で一ツ瀬川が一番低うございます。

林業は、飢肥林業はあるんですけれども、最近耳川、県北のほうが盛んになっておりまして、南のほうの路網密度が高いのは、先ほど言いました公道が結構あるのでというのもあります。

一ツ瀬川については低いんですけれども、今、幹線となる林道を抜いている状況でございますので、まずこれを完成させて、今後はイメージ図にありますように、林業専用道、森林作業道をぐんぐん延ばして行って路網密度を上げていきたい。

いずれにしても、林業振興を図っていく上において、林道路網は非常に大事なものですので、委員がおっしゃいましたように、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○右松委員 ぜひ計画的に進めてください。

○西山森林経営課長 先ほど私、路網密度を37.3ヘクタールと言いつつ間違えたみたいですけれども、37.3メートルパーヘクタールでございます。失礼いたしました。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○徳重委員 今の右松委員の質問の続きになるかと思えます。

今回、3,340万円で林業専用、あるいは林業作業道補強ということになっているようですが、道路にしてどれぐらいの距離を予定されているんですか。

○西山森林経営課長 順番に申し上げますと、①の林業専用道につきましては、1路線で1,000メートルで、事業費にしまして2,500万円を予定

しております。②の森林作業道につきましては、12路線で2,950メートル、事業費にしまして590万円。③の補強につきましては、先ほど説明いたしましたように、路体やら路面の強化ということで1カ所でございます、事業費にしまして250万円を予定しております。

○徳重委員 これを整備していただいて、安全・安心に作業して進めてほしいと思うんですが、日本一とおっしゃいましたけれども、37メートルパーヘクタールですか、大体その程度ということであれば、かなり予算が要ることになりますね。優先順位ということになっているだろうと思うんですが、まだまだこれから整備してほしいという希望というか、例えば林道も作業道も、補修は条件によると思うんですけれども、この2つについて要望はどれぐらい出てきているものですか。

○西山森林経営課長 これにつきましては、6月でも補正をお願いしており、9,500万円ぐらいの予算を通していただいたところでございます。それが終わった後に要望が来たものが、今回、計上した3,340万円ということでございます。

今後、先ほどありましたように、基金が12億円ほど残っているということでございますので、我々といたしましても、事業体に広く声をおかけして、あるうちに1メートルでも延ばすという努力をしてまいりたいと思っております。

○徳重委員 ぜひそういった形で、安全・安全で作業ができるように整備してほしいと思います。

○押川委員 今、徳重委員からも出たところでもありますけれども、意見はもう大体出ましたので、ほかのものに変えたいと思いますけれども、イメージとして、今回のこの事業はどこあたりになっているのか教えてください。そして、継

続があるかをお聞きしておきたいと思います。

○西山森林経営課長 この事業は、林業専用道というのは、規格も結構高いもんですから、継続することもあります。下の森林作業道については単年度で終わる。

場所によりまして、市有林とかそういうところに続けば面積が広いもんですから、単年度で例えば500メートル抜いて、翌年度にまた500メートル抜いてやるところもあります。ケース・バイ・ケースでやっているところでもあります。

要望については、前回、6月補正でお願いした分については、県下、大体全体から要望が上がってきて、予算を通していただいたところでございます。

今回は、①、②については、西諸管内で事業主体は市町村、森林組合になっております。③の補強については、延岡市の作業道が、6月の被災を受けて路体が決壊しておるもんですから、そこを構築して排水までやるということになっております。

○押川委員 今、言いましたとおり、今回は西諸地区がということですから、ほかのところでも、今後、この加速化再生基金、約12億ぐらい残高があるということですから、今後はまた希望を出てきたところをされるということと、あと、県のほうからこういったところをやろうという考え方も当然あるということとで理解をしてよろしいでしょうかね。

○西山森林経営課長 3ページのイメージ図をつけておりますけれども、こういうことで、まず林道があつて、そこから林業専用道があつて、そして毛細血管といいますか、森林作業道を抜いていく、これが理想ですので。道を抜くことで作業もしやすくなりますし、また間伐材、主伐材を出すのにもコストが下がりますので、や

はり循環型の林業を確立していくためには、先ほども言いましたけれども、路網は絶対必要なものでありますので、我々としても実施したい。市町村等に対して、そういう指導とか、やっていきたいと思っております。

○押川委員 特にバイオマス関係の材としての出荷も、先ほどありましたとおり大事でしょうから、こういったものは、路網あたりをしっかりと抜いてもらうということ。

そういう中で、先ほどおが粉の問題も出たんですが、児湯郡で、今回やってみたいということでもありますけれども、例えば試験的にやられて、おが粉がしっかり生産できるような形になれば、県内、こういう事業をやってってもらえるものか。あるいは単独で、今回、おが粉だけ、児湯だけでやられるのか教えてください。

○石田山村・木材振興課長 おが粉につきましては、農政水産部と連携いたしまして、今、実態調査を進めているところでございます。

現実問題として、不足しているという状況がありましたら、それは地域を限らず、支援のほうを積極的にしてまいりたいと考えているところでございます。

○押川委員 よろしく願いしておきます。

○太田委員 4ページの補強のところでは、例えば排水施設とありますけれども、こういった林道とか路網整備に当たっては、雨に関係して山が崩れるとか、排水によってどンドン谷の水、土砂が流されていくということもあります。例えば林業専用道は、人間が立っているところの下にはグレーチングか何か入れて、雨水がうまく外に出るようにはしてあると思いますが、そういう環境上の配慮というのは、ある程度、されているんですか。

作業道のほうは、そのままつくってあるだけ

のようですが、何か環境的な配慮というのはどんなですか。

○西山森林経営課長 環境面については、県単で事業を仕組んでおります。委員がおっしゃったとおり水が流れて、それが川に流れ込んで濁るとか、それから、道自体が原因で山が壊れるとかありますので、のり面を緑化するとかで。今の写真、上のほうにありますように、下の白いところは、生コン舗装をしているところがあります。そういう舗装は県単で対応するというようにしているところがあります。

○太田委員 そういった環境の配慮はされているということですよね。はい、わかりました。

○徳重委員 山村・木材振興課のほうにお尋ねしたいと思いますが、木造公共施設に対する補助というのがありますが、どういう施設でどの程度の話なのか。

○石田山村・木材振興課長 こちらにつきましては、都城市の社会福祉法人、保育園でございます。こちらにつきましては、もともと補助を受けようとする全体計画のうち、対象となる施設の約半分につきましては、平成26年度に実施をしておりますが、残りの半分につきましては、農地転用等々の手続がございまして、今回、お願いをするものでございます。

今回、補助をお願いしております案件につきましては、乳幼児施設、また学童保育施設で、都城市のほうからも待機児童があるので早期に整備をとってお話いただいておりますので、支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

○徳重委員 これは予算がそんなに大きくないと思うんですが、今回、私、一般質問でもちょっと入れたところですけども、大きな施設の計

画はないものか。宮崎県全体で公共施設として大きなものは、こちらの支援はないのか。小さいのはわかるんですけども。

○石田山村・木材振興課長 大きなものとしたしましては、小林市の市役所ですとか学校、そういったものは幾つかございます。このうち、小林市の議会棟につきましては、木造で建設いただけることになっているところでございます。そのほかにも幾つかございます。いずれにいたしましても、規模が大きくなりますと、どうしても他の工法との関係が出てまいりますし、また、耐火要件等々が出てまいりますので、こういったあたり、木材利用技術センターさんと一緒に市町村等々を回りまして、公共建築物等々の木造化が積極的になされるように、大型のものも含めて支援してまいりたいと考えているところでございます。

今のところ、大きな案件として支援の要望が直接上がってきているという状況はございませんけれども、そういった働きかけにつきましては、積極的に続けてまいりたいと考えているところでございます。

○太田委員 4ページですね、事業内容として①から④までありますけれども、9,200万円の予算の割り振りがわかれば。

○石田山村・木材振興課長 まず1つ目でございます。地域協議会運営推進費でございますが、これは2万4,000円程度でございます。

素材生産・木材加工施設等整備事業の中の高性能林業機械の導入でございますが、こちらは、高性能林業機械2台合わせまして1,891万8,000円となっているところでございます。また、木材加工流通施設等整備でございますけれども、こちらは1,520万4,000円となっております。

次、③でございます。木造公共施設等整備事

業につきましては1,493万1,000円になっているところでございます。

次に、④原木しいたけ再生回復緊急対策事業でございます。こちらは、合わせまして4,314万円になっているところでございます。

○太田委員 これは、47ページに基本的には載っております。済みませんでした。ただ、地域協議会運営推進費というのは、これは、団体数はどのくらいになるんですか。

○石田山村・木材振興課長 こちらにつきましては、いわゆる市町村の事務費といたしまして、えびの市の事務費の一部をこちらで見るという形になっているものございまして、臨時特例的なものでございます。

○黒木委員 今、説明がありましたけれども、4ページの事業内容の④の原木しいたけ振興・新需要創出支援ですけれども、これの具体的な事業の内容はどのようなものでしょうか。

○石田山村・木材振興課長 こちらにつきましては、種駒の購入支援といわゆる原木の購入支援、また、販路拡大、普及啓発活動、新聞広告をしたりといったようなことにつきまして支援をするものでございます。

○黒木委員 販路拡大に関する予算はどれくらいですか。

○石田山村・木材振興課長 各地域で取り組む種駒ですとか原木の購入支援に取り組む中で、販路拡大等にも取り組むんですけれども、県内全体で経済連さんが取り組むものにつきましては、1,000万円の予算を計上しているところでございます。

○有岡委員 木材加工施設の整備で1,520万4,000円というお話でございましたが、おが粉をつくったりする機械のことだと思んですが、これは一般的なものでなくて、例えば林地残材

の、きのう出ましたタンコロみたいな、ああいったものでもおが粉にできるような規模のものなのかどうかお尋ねいたします。

○石田山村・木材振興課長 今の計画におきまして、タンコロですとか枝ですとかも、おが粉にできるような機械を導入したいと伺っているところでございます。

○右松委員 ③の木造公共施設整備事業ということで、いろいろと取り組みを進めていただいているのは十分承知をしております。

一般質問等でも話しましたように、木造率という目標設定をしている中で、年度によって実績が、結構ばらつきがあるのかなと思うんですよね。

25年度繰り越しで、福祉関係団体等8施設、そして26年度実績がNPO法人の1施設ということで、今後、計画的に推進していく中で、将来的な見通し、計画を立てていかれているのか、もう少し説明をしていただきたいと思います。

○長友みやざきスギ活用推進室長 木材の公共施設整備につきましては、林業長期計画の中で、平成32年度を目標といたしまして30%を目指しております。

これにつきまして、いろいろと市町村の公共施設とか、木造化していくということで働きかけをしているところございますけれども、民間、公共的なものについて、なかなかうまくいっていない部分がございます。

木造率が変動している分については、特に医療福祉関係の大型施設とかができたときに、非木造が多くて、そのときにちょっと木造率が急に下がるということがあります。

できるだけ木造を使っていただくということで、県民会議等を通じてお願いしているところがございます。

○右松委員 計画的に、年度で余り大きな開きとといいますか、実績の差が出ないような形で、ぜひとも推進を進めてください。

○渡辺委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案についての質疑はここまでいたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 私からは、Ⅱの報告事項の1で、一般社団法人宮崎県林業公社について説明させていただきます。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきます、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

林業公社は(1)にありますように、昭和42年に造林、育林等の森林・林業に関する事業等を行うことによりまして、県土の保全や森林資源の培養を図りまして、緑資源の持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させて、地域経済の振興、住民の福祉の向上に寄与することを目的に設立されております。

社員につきましては、(2)にありますように、県と12の市町村、森林組合など合わせまして19団体であります。

(3)の組織であります、役員は15名で、そのうち理事長が知事、副理事長が県の環境森林部長となっております。

また、職員は総務企画課、業務課の2課8名となっております。

概要は記載のとおりであります、説明につきましては、平成27年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)で説明させていただきます。

資料の33ページをごらんください。

まず、平成26年度の事業報告についてであります。

1の事業概要をごらんください。

林業公社は、平成19年策定の経営方針及び、平成24年に改訂しました第3期経営計画に基づきまして、経営改善に努めながら、それ以下に(1)から(7)で記載してあります、計画的な主伐販売とか利用間伐などの業務に取り組んでおります。

34ページをお開きください。

平成26年度は、2の事業実績にありますように、保育事業や造林施設事業等を実施しまして、分収林の適正な管理や収入の確保等に取り組んでおります。

次に、経営状況等について御説明いたします。

この報告書の173ページをお開きください。

平成27年度宮崎県出資法人等経営評価報告書でございます。

まず、林業公社の概要でございますが、上から4行目の総出資額は1,350万円で、このうち県出資額が500万円で、全体の37%となっております。

次に、真ん中の枠内の県関与の状況であります。人的支援では、右側の平成27年度、4月1日現在の欄をごらんください。

合計15名の役員のうち、常勤役員が県退職者の1名、非常勤役員が14名で、うち県職員が2名、県退職者が2名となっております。職員数合計5名のうち3名が県職員となっております。

その下の財政支出等は、平成26年度は、森林整備等に関する補助金としまして9,139万5,000円のほか、右側でございますけれども、公社への無利子貸付を行っております、平成26年度末現在、県からの借入金残高は251億6,481

万4,000円で、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が86億5,396万3,000円となっております。

また、その下ですが、派遣した3名の県職員の人件費としまして、1,768万4,000円の支出を行っております。

なお、次の主な県財政支出の内容の①林業公社貸付金は、平成26年度は10億111万9,000円となっております。

次に、一番下の枠の実施事業でございます。

林業公社は、分収林事業や植栽未済地を解消するため、森林所有者から施業を受託しまして再造林等を行います森林施業受託事業等を実施しております。

次に、その下の活動指標であります。

林業公社におきましては、経営の安定化を図るため、年度ごとの伐採量の平準化を進めることにしております。長伐期施業転換面積を活動指標としまして、分収林契約の契約延長に努めております。

平成26年度は、200ヘクタールの目標に対しまして242ヘクタールの変更契約を締結しております。達成度は121%となっております。

次に、174ページをお開きください。

財務状況でございます。

表の左側は正味財産増減計算書であります。3列目の平成26年度の欄をごらんください。

すぐ下の経常収益は7億5,294万7,000円、その下の経常費用は13億8,040万円となっております。当期経常増減額はマイナス6億2,745万3,000円となっております。

これは、26年度に売り払った分収林につきまして、過去の投下経費を売上原価として費用計上する会計処理を行っておりますが、主伐売上代金がこの売上原価を下回ったことによりまし

て、マイナスが発生しているものであります。

その下の経常外収益は608万9,000円、その下の経常外費用は14億6,869万3,000円となっております。

前年度に比べまして大きくふえておりますが、これは、平成26年度から適用を開始しました林業公社会計基準におきまして、主伐計画のある森林について帳簿と実際の売却価格に大きな差がある場合、正味の売却額、いわゆる時価まで減額するようになっております。いわゆる減損処理を行ったことによるものであります。

この結果、当期経常外増減額はマイナス14億6,260万4,000円となっております。

当期経常増減額に当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額は、マイナス20億9,005万7,000円となっております。その下の一般正味財産期首残高がマイナス45億1,039万1,000円でございますので、その下の正味財産期末残高はマイナス66億44万8,000円となっております。

次に、右半分の貸借対照表の右端で、平成26年度の欄をごらんください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は317億4,810万4,000円で、このうち約313億円が、造林から育林に係る、これまでの投下経費の累計でございます。森林勘定でございます。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は383億4,855万2,000円でありまして、このうち341億円が、県とか、あと金融機関からの長期借入金でございます。

なお、資産から負債を引きました正味財産は、マイナス66億44万8,000円であります。

次に、財務指標をごらんください。

林業公社におきましては、財務指標として①の年度末資金残高、②の主間伐収入、③の償還利息の3つを指標としております。

改訂計画では、年度末資金残高を1億5,000万円確保する計画でありましたが、26年度は2億7,365万2,000円となりまして、また、他の2つの項目につきましても、目標値を達成したところであります。

なお、改訂計画の実績等につきましても、後ほど、別の資料で説明させていただきます。

続きまして、真ん中の枠の直近の県監査の状況についてであります。

昨年度の監査におきまして、「大幅な債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。なお一層の経営改善が望まれる」との意見がありまして、改訂計画に基づき、経営努力による収入増等の経営改善に引き続き取り組むことにしております。

次に、一番下の枠の総合評価でございます。

これまでの状況を踏まえた県の評価でございますが、主伐等の財産収入で、それまでの森林の造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていないため、債務超過が続くなど依然として厳しい経営状況であります。経営改善に積極的に取り組むことにしております。平成26年度は、目標を上回る収益を確保できたところでもあります。

今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力等を行うことを求め、一層の収支改善が図られるよう厳しく指導監督を行うことにしております。

続きまして、先ほど申しました改訂計画に基づく公社の単年度収支の状況等について御説明いたします。

資料で、右肩のほうに資料1と印刷されている資料をごらんください。

一般社団法人宮崎県林業公社の収支実績及び改善効果額についてという資料でございます。

表紙をめくっていただきまして、まず、1の第3期経営計画（改訂計画）の策定経緯にございますように、公社は、木材価格の低迷等によりまして資金不足が見込まれたことから、平成24年3月に第3期経営計画の改訂計画を策定しまして、経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、2の第3期経営計画（改訂計画）におきます収支計画及び実績でございますけれども、表1をごらんください。

計画期間中の単年度収支の計画と実績をとりまとめていまして、平成26年度のところは太枠で囲っております。

収入の主なものは、主伐や間伐の売り上げ、補助金、長期借入金でございます。支出の主なものは、事業費、分収交付金、償還金でございます。

間伐等で一部計画を下回っているところがございますが、木材の売り払い単価が計画を上回ったこと、あと公社自身の経営努力によりまして、表の下から3段目の差引収支のところでは、平成24年度が6,400万円、25年度が4,100万円、26年度が1,800万円のプラスとなっております。

この結果、表の一番下の年度末資金残高につきましても、目標としております1億5,000万円に対し計画を上回っております。おおむね順調に推移していると考えております。

次に、3の林業公社の収支不足を解消するための改善計画に基づく改善効果額でございます。

この改善計画は、第3期経営計画（改訂計画）におきまして、平成29年度までに見込まれる資金不足を解消するために、林業公社が行うべき経営努力、あるいは利息の軽減などの取り組みをまとめたものでございます。

平成23年に作成しました林業公社のあり方に

関する基本方針では、公社にこれらの取り組みを強く求めた上で、なお不足する分につきましては、県、市町村による支援を行うことにしております。

表の2をごらんください。改善計画と平成26年度までの実績をまとめております。

1の林業公社自身の経営努力では、平成25年度から予定しておりました帯状複層林施業の着手時期がおくれておりますものの、上から2行目の列状間伐の実施とか、7行目の主伐の追加伐採等によります計画に沿った収入の確保などで、計画以上の実績を上げております。

また、2の利息の軽減では、金融機関の協力を得まして、繰り上げ償還等に取り組んだ結果、計画を上回る利息の軽減が図られております。

これらの改善効果額は、網かけしております、上から3番目の経営努力等(A+B)であらわしている欄にございますけれども、24年度が4,307万1,000円、25年度が8,343万9,000円、26年度が1億2,685万2,000円といずれも計画を上回っております、左のページにあります、単年度収支での収入の確保とか支出の削減につながったものと考えております。

説明は以上でございます。

○温水循環社会推進課長 それでは、続きまして、委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

循環社会推進課からは、公益財団法人宮崎県環境整備公社につきまして御報告をいたします。

まず、(1)の設立の目的にありますように、当公社は、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことによりまして、本県のすぐれた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全等に取り組んでいるところでございます。

(2)の事業参画市町村等につきましては、宮崎市、国富町、綾町と西都・児湯地区の市町村で組織された、西都児湯環境整備事務組合の4団体となっております。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、県OBの理事長と副理事長及び理事は、県環境森林部長と県央地区10市町村の長で構成をされております。

また、職員につきましては、総務課など3つの課で13名となっております。

次に、(4)の出資の状況につきましては、基本財産は1億110万円で、そのうち県は45.6%に当たります4,610万円を出損しております。

なお、公社は、(5)の特記事項にありますように、廃棄物処理法に基づきます、公共関与によります産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を行う廃棄物処理センターとして、平成12年12月に厚生大臣の指定を受けまして、廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやざきを整備し、平成17年11月から供用を開始いたしております。

それでは、法及び条例に基づき、公社の経営状況等について御報告をさせていただきます。

平成27年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)をごらんいただきたいと思っております。43ページをお開きください。

まず、平成26年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります(1)の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、県央地域10市町村の一般廃棄物、並びに県下全域を対象とした産業廃棄物の処理を、円滑かつ適正に行ったところであります。

次に、(2)の安心・安全・安定したシステムの運用につきましては、将来にわたる安心・安

全・安定した廃棄物処理システムの運用に向けまして、システムの検証とその確立に努めたところでございます。

また、平成25年3月に発生しました爆発事故により、稼働を停止しておりました灰溶融施設につきましては、事業参画市町村等と意義の再点検を行った結果、溶融処理を行わなくても十分に安全性が確保でき、周辺的生活環境に影響がないと判断をしたことなどから、地元の対策協議会の理解を得た上で、ことしの3月の理事会において正式に廃止を決定したところでございます。

次に、(3)の業者への損害賠償請求訴訟につきましては、平成22年4月に提起いたしました損害賠償請求訴訟について、平成26年度は弁論準備手続等が12回開催されまして、準備書面及び書証等により公社の主張を陳述したところでございます。

次に、44ページをお開きください。

2の事業実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行いますとともに、環境学習啓発や温浴施設の運営管理を行いました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

同じく報告書の171ページをお開きください。

まず、上段の左端に概要と記載された表につきましては、先ほどの委員会資料の説明等と重なりますので、御説明を割愛させていただきます。

次に、中ほどの左端に県関与の状況と記載された表をごらんいただきたいと思います。

まず、人的支援の状況であります。表の右側、平成27年度4月1日現在をごらんくださ

い。16名の役員のうち県職員が2名、県退職者が1名となっており、職員数につきましては、13名のうち県職員が4名、県退職者が1名となっております。

次に、その下の財政支出等の欄をごらんいただきたいと思います。

平成26年度の欄であります。県補助金8,000万円につきましては、その下の主な県財政支出の内容の事業名①に記載している宮崎県環境整備公社運営費補助金であります。

また、上の欄に戻っていただきまして、右側の欄にあります。県借入金残高、平成26年度の欄4,767万1,000円につきましては、施設整備時に県が貸し付けた1億7,872万5,000円の残高でありまして、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高7億5,360万円につきましては、同じく施設整備時に公社が金融機関から借りました20億9,000万円の損失補償の残高となっております。

このほか、その下のその他の県からの支援等の欄にありますように、県において浸出水調整池補強工事などの費用や運営資金の貸し付けを行っているところであります。

次に、ページの一番下の表をごらんいただきたいと思います。公社では、実施事業の欄にありますように、先ほど説明しました4つの事業を行っております。

その下の活動指標をごらんいただきたいと思います。

3つの活動指標を掲げております。

まず、①の産業廃棄物搬入量につきましては、平成26年度は、目標値4,500トンに対して実績値は6,825トン、達成率は151.7%となっております。これは、灰溶融炉の爆発事故に伴いまして、平成25年度に搬入がなかった自動車シュレッ

ダーダストが、平成26年度に搬入が再開されたことによるものであります。また、②の施設見学者数につきましては、目標値1万人に対し実績値は1万2,738人、達成率127.4%。さらに、③の産業廃棄物処理契約件数につきましては、目標値330件に対しまして実績値は513件、達成率155.5%となったところでございます。

なお、その下の指標の設定に関する留意事項にありますとおり、①の産業廃棄物搬入量及び③の産業廃棄物処理契約件数につきましては、平成26年度の実績を踏まえまして、平成27年度及び28年度の目標値をそれぞれ見直しを行ったところでございます。

次に、172ページをごらんいただきたいと思っております。

上段の左端に財政状況と記載された表をごらんください。表の左半分に正味財産増減計算書、右半分に貸借対照表を記載しております。

まず、左側の正味財産増減計算書の平成26年度の欄をごらんいただきたいと思っております。

1行目の経常収益は、市町村からの運転委託料や産業廃棄物処理料金収入などで28億136万2,000円、その下の行になります経常費用は、施設の運転経費や管理費などで28億8,567万6,000円となっております、その下の当期経常増減額及び4つ下にあります当期一般正味財産増減額は、8,431万4,000円のマイナスとなっております。

また、表の下から4行目になりますが、当期指定正味財産増減額は、周辺環境整備基金から宮崎市が実施します周辺環境整備事業に対する補助金の支出によりまして、9,321万8,000円のマイナスとなっております。

この結果、一番下の行にありますように、平成26年度末の正味財産期末残高は、6億2,830

万1,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成26年度の欄をごらんください。

まず、1行目の資産は52億597万円となっております、その内訳は、1つ下の流動資産、これは現金預金や未収金などありますが、これが10億2,911万5,000円。その下の固定資産、これは土地、建物や機械装置などとなりますが、これが41億7,685万5,000円となっております。

次に、その下の負債は45億7,766万9,000円となっております、その内訳は、1つ下の流動負債、これは未払い金や銀行からの短期借入金などありますが、これが31億9,832万7,000円。その下の固定負債、これは銀行からの長期借入金などですが、これが13億7,934万2,000円となっております。

次に、その下の正味財産は、資産から負債を差し引いた6億2,830万1,000円となっております、その内訳は、その下の指定正味財産、これは基本財産と周辺環境整備積立金ですが、これが3億3,755万4,000円、また、その3つ下にあります一般正味財産、これは指定正味財産を除く正味財産のことですが、これが2億9,074万7,000円となります。

ここで一点、おわびを申し上げたいと思っております。

一般正味財産の2つ下に記載しております括弧書きの、うち特定資産への充当額8,069万1,000円につきまして、昨年度、平成25年度の欄に記載が漏れておりました。今回、適正に記載をしたところでございます。大変申しわけございませんでした。

次に、財務諸表の下、左端に財務指標と記載された表をごらんいただきたいと思っております。

①の産廃処理収入につきましては、平成26年

度の目標値9,500万円に対し、実績値は1億7,675万6,000円、達成率は186.1%であります。これは先ほど御説明いたしましたとおり、灰溶融設備の爆発事故によりまして、平成25年度は実績がなかった自動車シュレッダーダストの搬入が再開をしたことによるものであります。

また、②の産廃収支につきましては、目標値8,500万円に対し、実績値は1億4,044万6,000円、達成率は165.2%となっております。

なお、財務諸表の下の指標の設定に関する留意事項にありますとおり、①の産廃処理収入につきましては、平成26年度の実績を踏まえまして、平成27年度及び28年度の目標値をそれぞれ見直したところでございます。

次に、中ほどの左端に、直近の県監査の状況と記載された表をごらんいただきたいと思います。

昨年度の監査におきまして、契約書の内容及びリース取引に関する事務処理について、2件の指摘がございましたが、これらに対しましては既に改善がなされているところでございます。今後、このようなことがないよう指導してまいります。

最後に、下の段の左端に総合評価と記載された表をごらんいただきたいと思います。表の右側の上段に記載しております県の評価であります。

まず、先ほども御説明いたしましたとおり、平成25年3月に発生した爆発事故により稼働を停止しておりました灰溶融設備については、平成26年度に事業参画市町村等で灰溶融炉の意義の再点検を行いまして、今年3月の公社臨時会において、廃止が決定されたところでございます。

また、財務面につきましては、自動車シュレッ

ダーダストの搬入が再開をしたことから、産業廃棄物処理収入は前年度に比べ大幅に改善をいたしました。今後も、営業活動のさらなる強化や経費削減等によりまして、収支改善を図っていく必要があると考えております。

また、運営体制の見直しにつきましては、現在、県の公共関与終了に伴います平成33年以降の運営主体につきましては、事業参画市町村間で協議を行っているところであり、その状況を見ながら検討していく必要があると考えているところでございます。

循環社会推進課からの説明は以上でございます。

○石田山村・木材振興課長 私からは、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御報告申し上げます。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

当センターにつきましては、(1)設立の目的にございまして、高性能林業機械の共同利用や、林業事業体の雇用管理等の改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的として、平成7年2月に設立されました。

会員につきましては、(2)にございまして、宮崎県、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体により構成されております。

(3)の組織といたしましては、役員8名、職員1名でございます。

出資の状況、(4)にございまして、総額が900万円となっており、このうち県が400万円を出損しておまして、その比率は44.4%となっているところでございます。

(5)の特記事項にございまして、当センターにつきましては、林業労働力の確保の促進

に関する法律、いわゆる労確法に基づきまして、林業労働力確保支援センターとしまして知事の指定を受けているものでございます。

なお、当センターが行っている林業就業の相談・指導や高性能林業機械の共同利用等の事業につきましては、この法律に基づく事業でございます。

次に、平成27年9月定例県議会提出報告書の175ページをお開きください。

当センターにつきましては、地方自治法第243条の3第2項に規定いたします法人には該当いたしませんことから、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、この出資法人等経営評価報告書によりまして、経営状況等の詳細について御説明申し上げます。

一番上の欄、概要につきましては、さきに説明いたしました内容と重複いたしますことから省略させていただきます。

次に、その下の枠、県の関与の状況でございます。人的支援といたしましては、枠の右上の平成27年度4月1日現在の欄にございますとおり、役員数は8名で、県退職者は非常勤の理事長1名、県職員は非常勤の副理事長1名——こちら技術次長となつてございます——と常勤の専務理事1名の計2名となつてございます。

なお、理事長につきましては、平成27年6月5日の定期総会におきまして、県退職者から非常勤の民間出身者にかわつているところでございます。

その下の財政支出等につきましては、平成26年度の欄にありますように、委託料といたしまして912万2,000円、補助金で5,617万4,000円、右の欄の県職員人件費といたしまして642万円を支出してございまして、その内容といたしまし

ては、その下の枠、主な県財政支出の内容にございますとおり、①の事業につきましては、労働安全衛生規則の改正に伴いまして、高性能林業機械の防護柵、ヘッドガード等の設置を助成するものでございます。

②の事業につきましては、事業体に貸し付けを行う高性能林業機械の導入を行うものでございます。

③の事業につきましては、素材生産に必要な講習等への参加経費の助成を行うものでございまして、この①から③の事業につきましては、森林整備加速化・林業再生基金を活用して実施しているところでございます。

また、④の事業につきましては、林業への新規就業を希望する人たちへの相談指導等を行うものでございまして、⑤の事業につきましては、林業に必要な資格等の取得を行うものでございます。

その下の枠、実施事業につきましては、①の林業にかかわる相談・指導業務から、⑥の林業機械の共同利用業務まで6つの事業を実施しているところでございます。

その下、活動指標といたしましては、①の相談件数及び職業講習会・研修会等参加者数を上げてございまして、目標の365人に対しまして、平成26年度の実績は391人でございます。これは、求職者や事業主からの相談件数が増加したことによるものでございます。

次に、②の共同利用機械実働平均稼働月数を上げてございます。目標値6.0カ月に対しまして、平成26年度の実績につきましては8.1カ月となつたところでございまして、目標を達成しているところでございます。

なお、この活動指標②につきましては、その下の留意事項にございますとおり、当センター

が経営計画を改訂いたしましたために、平成27年度からの目標値を追加しているところがございます。

次に、176ページをお開きください。

財務状況についてでございます。

左側半分が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表となっております。

まず、左側の正味財産増減計画書の26年度の内容でございますが、2行目の経常収益は1億5,390万5,000円、その下の経常費用につきましては1億4,556万9,000円で、当期経常増減額につきましては833万6,000円となっております。

次に、中ほどにございます法人税・住民税及び事業税といたしまして、2万1,000円を計上してございます。その結果、その下の行にございますとおり、当期一般正味財産増減額につきましては、当期経常増減額から税額を差し引きました、831万5,000円となっております。

次に、下から5行目、一般正味財産期末残高につきましては、9,576万2,000円でございます。下から2行目、指定正味財産期末残高につきましては、2,687万6,000円となっております。

この結果、財務状況の一番下、正味財産期末残高につきましては、1億2,263万8,000円となったところでございます。

次に、右側の貸借対照表の26年度の内容でございますが、上から2段目の資産につきましては、その下の流動資産と固定資産を合わせまして、1億4,058万5,000円でございます。その下の負債につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして、1,794万7,000円となっております。

資産から負債を差し引いた正味財産につつま

しては、1億2,263万8,000円となっております。

財務状況の下、財務指標につきましては、①の自己収入比率を上げてございまして、中央右側の平成26年度の欄でございますが、目標値50%に対しまして実績値は44.8%となっております。

これは、労働安全衛生規則の改正に伴いまして、高性能林業機械の防護柵やヘッドガード等の設置を助成する事業に取り組んだため、全収入に対する自己収益と自主事業収益の比率が低下したことによるものでございます。

最後に、ページの下半分、総合評価でございます。枠の右側の県の評価にございますとおり、活動指標につきましては、指標の目標値を達成してございまして、特に、高性能林業機械の稼働月数、これは目標値年間6.0カ月に対しまして実績値8.1カ月と、目標値を大きく上回っているところでございます。

また、財務関係では、国庫補助事業に積極的に取り組んだことによりまして経常費用が増加したため、自己収入比率の目標値に達しておりませんが、自主事業でございまして高性能林業機械の利用料の収益につきましては、前年度より350万円以上増加するなど、自立性が高まっているものと考えているところでございます。

今後とも、引き続き自主事業でございまして高性能林業機械導入促進事業のPRに努め、収益の増を図ることが必要であると考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○右松委員 林業公社について少し伺いたいと思います。

厳しい環境の中に、年度末資金残高であるとか、主間伐等の収入であるとか、償還利息も含めて目標達成をされておりまして、いろいろと努力されているのはわかるんですが、やはりなかなか厳しい財務状況で、評価もDとなっています。

正味財産期末残高であるとか、あるいは173ページで県の借入金残高が毎年10億円ぐらいふえているような状況でありますけれども、さらなる収支改善をやっていかざるを得ないわけなんです。そういう中で、今後の見通しというか、どういう形でこの収支改善を図っていくのか、そのあたりのお考えを伺いたいと思います。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 第3期経営計画の改訂計画の中で、29年までの収支不足を改善するための計画ということで、列状間伐、これは効率的な搬出ができるというようなことで、コスト削減できるわけですが、そういったものとか、带状複層林伐採についても補助の対象になるということで、有利な補助事業でございます。

そういったものに取り組みながら、年度末資金残高でいいますと1億5,000万円以上確保するというところでやってきておりますけれども、29年度以降につきましても、そういった有利な補助事業とか効率的な制御に取り組む。あと最近では、バイオマス発電ということで、新たな事業先が出てきておりますので、公社有林を売り払う場合に、そういったものまで積算の中に組み込んで、できるだけ多くの収益を上げるということで取り組んでいくことにしております。

○右松委員 いろいろと努力をされて、大変厳しい状況だと思いますけれども、またさらに改

善をやはり図っていかざるを得ないというのは、もうしようがないことだと思うんですね。

ですから、目標値の今後の設定も含めて、さらに努力をしてもらいようお願いをいたします。

○太田委員 174ページで説明がありましたが、全体としては、もう本当に目標の収益を確保できたということで、さまざま努力をされたんだろうなという評価もしながらなんですが、ただ、この174ページの資産、負債、正味財産というような3つの分け方がありますが、この負債のところ、説明があったかもしれませんが、流動負債が、26年度が18億9,900万円とふえているのが、何か問題あったのかなと思うんですが。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 26年度から林業公社会計基準ということで、新しい会計基準を導入しておりますけれども、その中で1年以内の返済予定の長期借入金につきましては、流動負債に計上するようというところで、今年度、27年度に返済する予定の長期借入金をこちらに計上してあります。その分、固定負債のほうで減額になっているという状況でございます。

○太田委員 わかりました。評価としては、努力はしているということで解釈はいたしますけれども。はい、わかりました。

○有岡委員 毎回、お尋ねしているんですが、プロパー職員の退職が続くということで、技術の継承という部分での取り組みは、いかがされているのでしょうか。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 現在、プロパーの方が2名いらっしゃいまして。1名は、ことし新しく雇用した方、1名は今年度いっぱい退職される予定になっておりまして、今後のその後継者ということで、どうやっていくかということにつきましては、公社のほうでも

検討していただいております。

退職予定の方につきましても、いろんなノウハウを持っていらっしゃると思いますので、できればまだお手伝いいただけないかなということ、公社のほうでも検討をいただいているところがございます。

○太田委員 報告書の172ページ。何か事故があつてということで、平成27年度、28年度に目標を見直したということになっていますね。これは、この目標の見直しというのは、公社自身の一つの努力目標として、適正な目標であろうということで、そういう感覚で見直されるのか。県のほうも、これぐらいはやってくださいよという感じなのか、その目標の見直しの手法、考え方というのはどんな感じでされるんですか。

○温水循環社会推進課長 まずは、目標については、公社の主体性を尊重しております。若干、議論はさせていただく部分も当然あるんですけども、議論の結果を踏まえて、今回の目標値は設定させていただいているところがございます。

○太田委員 それと、43ページで、業者への損害賠償請求訴訟ということで、平成22年に訴訟が起こされておるわけですが。私たち議会のほうとしても、これはきのう付ですかね、陳情が出されています。

それで、私たちとしては、やはり公社、県、市町村等が絡んだ公の団体の中で、こういった訴訟が起こることについては、十分話を聞いてとか、そんな対応等があればいいんだがなというような思いで見たわけですが、これ今、陳情等、そういった訴訟についての流れ、全体的にどう思われますか。

○温水循環社会推進課長 まず、訴訟の概要につきましても、当時、公社が整備をいたしてお

りました浸出水調整池、管理型最終処分場の水処理、水がたまる水槽みたいなところなんです、それが機能不全を起こしたということが、平成20年4月に、マスコミの報道によって明らかになりました。

それを受けまして、県においては、専門家からなる外部調査委員会を設置いたしまして、その原因究明、責任の所在等について検討を行いました。

その結果、原因等について、いろんな方面からいろんな原因が考えられるという結果が、報告書にまとめられたところです。

それで、それを受けまして、その報告書においては、個別の責任の所在とか割合等については、当然、触れられておりませんので、それらについては、当時の委員長のコメントの中にあるんですけども、要するに、それぞれの機関において、今後、訴訟等もひっくるめて、法的な対応をされるということになるだろうと言われておりまして。結果的に、公社におきましても、理事会において、その問題点の洗い出しを行った結果、やはり外部調査委員会の報告書の内容も踏まえた上で、これはやはり、設計、施工管理を行った業者と、実際に施工を行った業者にも責任があるということで、当時、約17億円で、現在、その後の検討も含めまして上がっていきまして、約19億円の損害賠償請求訴訟を起こしているところがございます。

おっしゃいましたように、訴訟という形にならないという選択肢も、ひょっとしたらあったのもかもしれませんが、そこに関しては、公社における議論の中で、もろもろ総合的に勘案して、これはやはり訴訟において、業者から損害賠償をしてもらうべきであるという結論に至っております。

結果として、そのとれなかった分に関しては、公社に責任があったものだろうとも判断できると。当然、業者にも責任はあったんだけど、公社側にも責任はありましたといったようなことは、外部調査委員会の報告書の中でまとめられております。

そして、その業者に責任があったと思われる分に関して、当初は17億円で、最終的には今、19億円まで膨れていますけれども、そういう損害賠償請求訴訟をしていると。

そして、起こしたのが平成22年の4月でありますから、現在、5年と半年が過ぎていますが、今年度、裁判長が変わられたこと等もありまして、判決が当初の見込みよりもおくれておりまして、現在の見込みでいけば、年度内に結審で、来年度に判決になるのかなという見通しを持っているところであります。

概要についてはそんな状況です。

○太田委員 先ほども言いましたように、公の団体同士の間で、業者も入りますけれども、何かそこにうまく話を聞いてみるとか、うまく和解なりでも調停なりでもという方法がなかったのかなという思いはあるわけですね。

私たちが聞きづらいところもあるんですけども、特に、それぞれの団体の役員、変わっていったりして、関係ない人が、あとの対応をせざるを得ないとか、そういうそれぞれの組織の事情も抱えておるようですからあれですが。やはり基本的に、当事者の話を聞き込むというか、県もそういったことに対してトラブルが起こらない方向での調整とか、ある程度積極的にやるといふ姿勢があれば、こんなにならなくてもよかつたのではないかなという、私が見たときに思うわけですが、そのあたりのことはどうですか。

○温水循環社会推進課長 非常に難しい回答を

求められていると思うんですけども、これまで、それなりの年月がたっていますので、その当時、どういう議論が、細かなとこまでどのようになされたかというのが、現在、私は4月からこの裁判、県として担当をしておりますが、当時の細かなやりとりの状況とかというのを詳細に全て把握しているわけではなくて、ただ、現在も裁判で争われているというところは、現在進行形としてあるわけです。

その中で、委員おっしゃるように、当時の対応が云々というのを確かにもう少し調整ができたんじゃないかという意見は、わかるものも十分あるんですけども、現状で判断せざるを得ないところがありまして。裁判の中で、当然、争点というのが出てきているわけです。争点に対して裁判所のほうが判断をしていって、どちらがどうかといったような決定になっていくわけですが、県が主張をしております争点、ちょっと細かな争点は言うのは差し控えますが、その争点と、当然、業者さんが主張されている争点は違うわけです。

そして、それに関して県の当時の公社のOBの方々が主張されている部分もございまして。現状でいくと、県の争点、要するに県の主張と反するような主張になっている関係もありまして、なかなか現在、裁判で争われているという状況を踏まえすと、やはり法廷外、訴外で裁判に関するやりとりをするのは適当でないといった弁護士からの指導等もありまして、公社としては、利害関係者との訴外における接触等は行わないという基本方針を持っておられまして、当然、理事会の中でもそういう確認がなされております。

県におきましても、公社が構成する立場にありますので、公社の方針を支持しているといっ

た状況であります。

つけ加えますと、心情的には、正直に言って、なかなかつらいところはありますが、現状の裁判が進んでいる中で、やはりもう対応としては、そういう対応をとらざるを得ない状況にあるんだというところは、御理解をいただきたいと思えます。

○太田委員 あと二、三聞きたいんですが、もう過去のことはあるわけですが、もう非常に裁判というのも残酷で、個人の責任を負わせられるような形も出てくるわけで、そういったことを当時、責任がないということはないけれども、引き継いでいった人たちが、何らかの責任を負わされるようなことになっては、いけないと思うんですよね。

その見方もいろんな角度があるから、私たちが真実はわかりませんが、そういったのをやはり避けるために、基本的には話を聞き込んでいく、調整に入るという姿勢、そして公社に対する指導とは言わんけれども、県のほうからのいろんな助言なりあれば、そんな不幸なことはなかったんじゃないかなというところがあるわけで。今、課長が言われたように、苦しい思いもあるんでしょうけれども、何かいろいろトラブルがあれば聞き込んでいくといいますか。

私たちが、議員としていろんなトラブルに入ったりして、調整を図ったり、うまくおさめてあげたりとかいうような気持ちは常に持っておかないと、どっかに肩入れしたら、大失敗することってあるんですよね。

だもんだから、こういったことについても、やはりそういう視点は持っておかないと、いけないんじゃないかなというような気がして、もう一遍、ちょっとその辺を。

○温水循環社会推進課長 委員おっしゃること

は、いろんなケースがある中で、十分理解できる部分はあると思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、繰り返しになりますが、今回のこの案件に対しましては、現状、裁判で大きな争点として争われていて、裁判の結果につながるような話になるものですから、心情的にはさっき言いましたように、非常に苦しいところはあるんですが、今回のこれに対する対応に関しては、現状でおっしゃったような対応は改めてとっていくというのは厳しいと認識しております。

○太田委員 陳情の中も見えてみると、言葉、あしざまにとは言わんけれども、お互いに表現が、やはりどうしたことだという思いの表現というのはあるんですよね。何でそうなるのかなと。

そこには、うまく当事者の意見を聞いて、おさまるところにおさめていこうというものが無いと、私は、今後、行政は、いろんなことが起こると思いますけれども、はたから見たら、私たちが言えない立場でありますけれども、非常に残念な思いがするわけですよ。

例えば、訴訟費用についても、これ、公社側が負けたら、1億円以上の訴訟費用をまた弁償せないかんとなったりした場合、これ、県もそれをどうするんだという一つの責任を持ったりすると思うんですよね。

そういう訴訟費用の問題についてはどうですかね。

○温水循環社会推進課長 訴訟費用については、平成26年度末で大体7,600万円程度、トータルでかかっております。

さっき言いましたように、当然、訴訟を起こすということで決断した以上は、勝つという目的を持って訴訟に臨んでいるわけでありまして、19億円の損害賠償を請求しておりますので、

結局、訴訟費用はかかりますが、一定の費用がかかるのは、もう裁判に勝つためにはやむを得ないという、そういう判断で裁判に臨んでいるものでありますので、全て、100%勝てるかどうか、そこは現段階では何とも言えませんが、基本的には、やはり裁判の審議の中で、公社側の主張がしっかり認められるように、今現在、取り組んでいるといった状況であると思っています。

したがいまして、訴訟費用もかかるのはよくわかりますけれども、これで、もし負けるなり、あるいは裁判をしていなかったということであれば、その浸出水調整池の補修工事の費用は、県と市町村が負担割合を決めて出さざるを得ないということになるんですね。それも、やはり裁判に踏み切った一つの理由であろうと認識しているところであります。

○太田委員 先ほど言いましたように裁判となると、非常に残酷だなと思ったりするのは、県の職員なり市の職員なり、人事異動でその場の責任を負わされた場合に、何年間、たまたま行ったという人たちもおるかもしれない。

その人に何らかの問題、瑕疵もあつたりもするかもしれないけれども、善良な注意義務を持って業務を遂行した人が、その裁判上の成り行きによっては、訴訟、被告知人ですか、そういったことで責任を負わされたりするというは、非常に個人的に公の仕事の結果が、個人の責任に回っていったりするようなことが、果たしているのかどうかとか、そういう思いも出てくるわけですけども。

そういう意味でいうと、先ほども言ったように、やはり十分県も、当事者の話を聞いてあげて対応するという姿勢は持つべきではないかなと思うんですね。

課長自身も、異動で来られたわけで、現時点での責任をある程度問われながら、表現もしていかないかんでしょうから大変でしょうけれども、そういったことをもう少しうまくやらないといかんかなと思うんですね。

○温水循環社会推進課長 非常につらい答弁になるんですが、エコクリーンの真実という文書をつくって、公社の理事長、副理事長及び理事、各県議会、市町村議会、そしてマスコミ等にも配布をされております。

私も、その内容を見せていただいているんですけども。3名で行動されているんですが、その中に当時の上司がおります。一定以上の信頼関係を持って、一緒に仕事をした上司です。

4月に、この業務を担当するという事になったときに、やはり引き継ぎを受けて非常につらい思いがしました。もし来られたら、どういう話をしようかなとか、やはり当然、考えました。

心情的には、当然、私も個人的なそういう気持ちも持っております。なかなかやはり立場で言動をとらなきゃいけないという部分がありますので。そのかつての上司というのは、今、連絡、一回も来ていません。恐らく迷惑をかけられんという気持ちなんだろうなと思っています。

ただ、そういうもろもろの心情的なことも踏まえた上で現状を考えたときに、私は組織の人間として、組織が決めたことに対して、その方針にもやはり従って、対応をせざるを得ないと判断をしております。

委員がおっしゃることは十分理解できる部分もありますし、これまでの経緯の中で、そのような対応にならなかったのも、恐らくそれなりの理由があるんだろうとは思いますが。

ただ、裁判で争っていて、訴外における言動も、ある程度、制約を受けている以上、個人的

な心情、気持ちだけでは、なかなか原点に戻った対応というのが今の状況ではできないと思っているところでもあります。

○太田委員 これ以上聞きませんが、やはりそういうトラブルが将来生じないように、参考人招致とかいうことも、議会としても何かあったりもするかもしれませんが、やぶの中と言ったら失礼になるかもしれませんが、私たちもどこにスタンスを置いてやるということではありませんけれども、こういうふうになることについては、ぜひやっぱり、もう言いませんけれども、聞き込んで、十分両者の意見を聞くという姿勢だけは、ぜひとってもらいたいと思いますね。私としては以上です。

○渡辺委員長 環境整備公社に関係しまして、ほかにございませんか。

○徳重委員 るる説明をいただいたところですが、大変大きな事件でありまして、これを早く解決していかなきゃならないわけですが、もう既に訴訟になっているわけで。総額19億円ですか、そういう大きな数字でございしますが、相手側企業名は、発表できるんですかね。

○温水循環社会推進課長 資料のほうにも記載してありますが、三井住友・吉原・竹盛のJVです。それと、エイト日本技術開発が設計・施工管理の企業であります。

○徳重委員 詳しいことはわかりませんが、結果として、それを補償できるような企業であると理解していいんですかね。県がこの訴訟に勝った場合に損害補償が受けられるかどうかということだけ、確認しておきたい。

○温水循環社会推進課長 対応は十分可能だと認識しております。

○有岡委員 環境整備公社の関係で、33年以降

の経営主体はどうかによっても、また変わってくるわけですが、例えば今回、東日本の豪雨、これでかなりの処分施設が必要だということがありましたし、10年前の台風14号のときも、かなり公社関係にお世話になったわけですが、今後、そういった大規模な施設が必要な場合に、県としてはどういう形で携わっていかれるのか、何か将来的な平成33年前後のそういういろんな動きがありますけれども、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○温水循環社会推進課長 大規模な災害等によって、災害廃棄物等が発生した場合に、県としてどのように携わっていくのかということによろしいでしょうか。

災害廃棄物につきましては、一義的には一般廃棄物ということになりますので、市町村に処理義務がございします。そういう中で、現在、県下の市町村において災害廃棄物の処理計画を16の市町村で策定しております。6の市町村で策定中、4つの市町村が未策定ということです。県におきましても、市町村との整合性を図りながら、年度内に災害廃棄物の処理計画も策定する予定としております。

そういう中で、大規模災害においては、やはり1市町村だけの処理というのは困難な場合がございます。そういう場合の対応として、基本的には県が調整役を行いまして、隣接する市町村で処理していただくなり、あるいは産廃業者に処理を委託するなりといったような手法で、対応していくことになろうかと思えます。

○押川委員 174ページ、林業公社でありますけれども、経常収益7億5,294万7,000円。そして正味財産増減の計画書の中の経常収益計が5億7,568万1,000円で、金額が違うんですけれども。どういう関係で違うんですかね。あとは照

らし合わせたら合っているみたいなんですけれども、ここだけがちょっと違うんですけれども。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 正味財産増減計算書のほうの経常収益につきましては、間伐とか主伐の伐採収入と、補助金と、あと森林勘定振替額というのがございまして、これが間伐とか作業道とか、そういった公社での森林整備をした場合にかかった費用から補助金を引いた分を、この森林勘定のほうに振り替えて資産にしていくということで、それがプラスになっておりまして、トータルが7億5,200万円余りということになっております。

36ページ、正味財産増減計算表で、ここに経常収益計ということで5億7,500万円余りが上がっておりますけれども、これに先ほど言いましたように、森林勘定振替額、1億7,000万円ぐらいあるんですけれども、それを足した場合に7億円になるということです。

○押川委員 今の説明じゃわかりませんから、午後からわかるように説明をお願いいたします。

○渡辺委員長 今、ちょうど12時に間もなくならうとしますので、一旦、ここで質疑を休憩しまして、午後、今の御説明のところから改めていただいて、1時に再開ということにしたいと思いますが、準備も含めて大丈夫ですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、1時再開をお願いいたします。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

午前中に、平成27年9月定例議会提出報告書

(県が出資している法人等の経営状況について)の36ページのちょうど真ん中あたりにあります、経常収益の計5億7,000万円余というのと、同じ冊子の174ページの財務状況のところに記してあります、2列目の経常収益の7億5,000万円程度が数字がずれているのではないかという、押川委員からの御指摘があったところの説明から再開したいと思います。みやざきの森林づくり推進室長をお願いいたします。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 午前中は御説明が不十分で本当に申しわけありませんでした。

資料の36ページ、37ページをごらんいただきたいと思います。

36ページのちょうど中ほどに、経常収益計ということで5億7,500万円余りが計上されております。

この37ページのほうですけれども、ちょうど中ほど、ちょっと下のところに、経常外増減の部というのが2でありますけれども、その2つ上に、森林資産勘定振替額というのが1億7,700万円ほどございます。これを足したものが、174ページのほうにございます7億5,200万余りの金額になるということでございます。

平成25年以前の処理では、この森林資産勘定振替額というのを経常収益の欄で計上していたんですけれども、平成26年からの林業公社会計基準を適用するというので、こういった処理になっております。

○押川委員 費用がなぜ収益になるかということと、この勘定の損失の性格をちょっと教えてください。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 これが森林勘定の特色といいますか、森林を造成するために植栽したり造林したり、間伐したりする

わけですけれども、そういったことで造成された森林というのは、将来的には売却資産になるということで、かかった費用から補助金などを引きまして、森林資産勘定ということで計上しております。

○押川委員 正味財産増減計算書で、そういう方式になっているわけですね。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 林業公社会計基準の中で、こういった表示をするということになっております。

○押川委員 じゃあ、平成25年も、このようにことで損益計算書ができていたということでもよろしいですか。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 先ほど申しましたように、森林資産勘定の振替が平成25年以前は収益のところでありまして、平成26年度の今回の表示でも、それに合わせた形で表示しているということです。

○押川委員 はい、わかりました。平成26年度からこういう方式になったということでもよろしいですか。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 そういうことでございます。

○押川委員 はい、わかりました。

それと、右松委員のほうから出ましたけれども、それぞれ収益の中で主伐あたりの努力もされてきていて、単年度あたりでも努力されているということで理解はするんですが、173ページで長伐期施業転換面積で、分収林契約の延長ということでありますけれども、目標値に対して242ヘクタールということでありまして、現在のこの面積は、トータル、どうなっているのか教えてください。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 林業公社有林につきましても、年度ごとに大きな契約

面積の差があります。

伐期を平準化するというので、こういう取り組みをしているわけでもございまして、全体9,600ヘクタールほどございますけれども、契約期間が60年以上のものが約半分、70年以上のものが約3割という状況になっております。

○押川委員 はい、わかりました。平準化ということで、計画的に伐採されるということでしょうが、先ほども説明がありましたけれども、バイオマスの燃料とか、ハウス関係のペレットとか、いろんなことで活用が出てきています。まず平準化もわかるんですけれども、やはりある程度、価格が高値のときに、長期に持っていきより、早く処分されたほうが得じゃないのかなという感じがしたんですよ。そのことについてはどのようなお考えでやっていらっしゃるか、お聞きをしておきたいと思います。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 木材価格は大きな経営の要因になります。高いときにまとめてということも考えるわけですが、木材生産全体の中で、伐採量がふえるということは、市場にたくさん出てくるということで、価格への影響も心配されることです。

あと、それだけ伐採すれば、伐採跡地が急にふえるということもありまして、収益の状況を見ながら、バランスをとりながら、大体200ヘクタール前後で伐採していく。それで、安定的な収益を上げていくということで取り組んでいるところです。

○押川委員 はい、わかりました。じゃあ、そういう方向の中で、しっかり頑張ってくださいと思います。

監査指摘の中で債務超過ということでもありますけれども、具体的に、今後、どのような形で対策をされていくのか、お聞きしたいと思います。

います。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 債務超過、年々ふえております。これまで投資してきた経費が、売る場合には売上原価ということになるわけですが、それに、実際の売上げが追いついていないということで、毎年度、当期損益を出して累積もふえているということです。

木材価格は、ピーク時に比べれば3分の1以下ということで、この状況を回復していくのは、見通しのなかなか難しいところでもありますけれども、先ほど言いました高い時期にできるだけ売っていくとか、できるだけ有利な販売。あと、改訂計画の中でもありますけれども、帯状複層林でありますとか、その列状間伐でありますとか、そういったことで収益をできるだけ確保するようにして、最終的に127億円の債務残高が長期見通しの中でもありますけれども、それができるだけ少なくなって、県民負担がかからないように取り組んでまいりたいと思います。

○押川委員 はい、わかりました。

それから、最後にしますけれども、人的支援の中で、これも先ほど若干あったんですが、やはり林業公社、息の長い対策になるわけでありまして、この中で技術者というか、そういうOBあるいは職員というのはどのくらい、この中で例えば退職者の方というのは何年ぐらいされるのか。

内容がわかっている人であると理解はしておるんですけれども、技術者なのか、事務なのかをちょっと教えてください。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 退職者の方で再雇用という形でおいでいただいている方々につきましては、大体5年ぐらいは来ていただいていた経緯がございます。今現在、※お

一人、林業公社のもともとの生え抜きの方で退職された方に、おいでいただいている状況です。

いずれにしても、長いスパンの中でやっていくわけで、何とかそういう経営ノウハウとか技術というか、そういったものが引き継げるように、今後の職員構成といったところも検討していかなくちゃならないと思っています。

○押川委員 しっかり検討していただいて、人選についても、しっかり継承ができるようお願いをしておきたいと思います。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 済みません。先ほど退職者1名に来ていただいているという話をしましたけれども、2名です。技術職と事務系と2名、退職された方においでいただいています。

○渡辺委員長 ほかに報告事項に関する質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは次に進みます。

次に、その他の報告事項についての説明を求めます。

○川添環境森林課長 私のほうからは、今年度改訂作業を行っております、森林・林業長期計画と環境計画の改訂関係について御報告いたします。

初めに、林業長期計画についてでございますが、まず、現行計画の平成26年度の取組の概要を説明した後、改訂計画の素案を御報告したいと存じます。

それでは、別冊でお配りしています、緑の表紙のついている資料2をごらんください。

表紙の目次にありますように、要約編と本編の2部構成になっておりますが、本日は要約編で御説明いたします。

※このページ右段に発言訂正あり

1 ページをお開きください。

まず、長期計画の概要についてであります。黄色の枠内にありますとおり、計画では、森林、林業、木材産業につつまして目指す姿を、森林資源の有効活用や活力ある山村などとしております。

このため、緑色の枠内でございますが、基本目標を、低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生とし、その下にあります、人と環境を支える多様で豊かな森林づくりなど3つの基本方向を定め、施策を展開しているところでございます。

次に、2の平成26年度における取組の概要についてです。

ここでは、3つの基本方向ごとに、26年度の取組状況と指標の実績を記載しており、実績につつましては、26年度実績値がまとまっており、かつ代表的なものについてグラフでお示ししております。

また、1ページの一番下の行に※がございしますが、平成27年度の目標値をもとに平成26年度の目標値を算出した数字を目安値とし、各グラフに赤色の吹き出しの中に、対前年度に加え、この目安値に対する実績値の達成割合も、あわせて表示しております。

それでは、まず、基本方向の1つ目、(1)の人と環境を支える多様で豊かな森林づくりについてでございます。

①の多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進では、植栽や間伐等の支援を行いまして、資源循環の森林づくりなどに、また、②の適正な森林管理の推進では、計画的な施業による適正な森林管理などに努めたところであります。指標のうち、左側のグラフ、間伐実施面積及び右側のグラフ、再造林面積につつまして

は、主伐の増加による間伐対象林減少や苗木不足の問題等から、26年度実績は両指標とも前年度及び目安値を下回っております。

2 ページをごらんください。

中ほどになりますが、施策の基本方向の2つ目、(2)の循環型の力強い林業・木材産業づくりについてでございます。

②の合理的な原木供給体制の整備では、素材生産のさらなる効率化や、大径材にも対応した伐採・搬出など、合理的で安定的な原木供給体制の整備に取り組んだところでありまして、指標の素材生産量の26年実績は168万3,000立方メートルと、前年値を若干下回ったものの、目安値の104%と計画を上回る成果を上げております。

3 ページをお開きください。

④の県産材の需要拡大の推進では、チームみやぎすぎなどによる県産材の県内外での需要拡大に努めたところであり、指標の木材輸出額及び公共建築物における木造率ともに、26年実績値は大きく伸びております。

⑤の特用林産の振興では、シイタケなど特用林産物の生産体制の強化などを図ったところでありまして、生産者の高齢化などの影響で、下の指標、乾シイタケ生産量及び木炭生産量ともに減少傾向にありまして、実績値は対前年及び対目安値を下回り、厳しい状況にあります。

4 ページをごらんください。

⑥の未来を拓く新たな技術開発・普及指導では、試験研究機関の研究員等の資質向上などに取り組んだところであり、指標に、林業技術センターと木材利用技術センターの研究成果の移転累計件数を掲げておりますが、26年度実績値は、両センターとも対目安値を上回っており、研究成果が順調に移転されている状況にありま

す。

次に、基本方向の3つ目(3)の森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりの①の山村地域の活性化では、治山施設の設置などによる安全で快適な生活環境の確保などに、また、②の林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、意欲ある林業事業体や新たな担い手の確保・育成などに取り組んだところであります。

指標のうち左側の森林施業プランナーの育成につきましては、26年度実績が70人と対目安値を上回っており、右側の国勢調査の数値の林業就業者数につきましても、22年は2,690人と前回調査時から増加しております。

以上が26年度取組の概要であります。

5ページ以降の本編につきましては、説明を省略させていただきます。

委員会資料に戻っていただきまして、9ページをお開きください。

改訂計画素案の概要についてでございます。

計画の改訂につきましては、5月の常任委員会で、基本方針等を御説明いたしました。今回、森林審議会の審議を受けまして素案がまとまりましたので、概要について御説明いたします。

当計画は、一番上の第1章、改訂計画にあたってから、12ページの第7章、計画の実現に向けてまでの構成となっております。

今回の改訂では、現計画策定後の情勢の変化や県内3地区で実施しました意見交換会における意見等を反映させて、各項目ごとの記載内容につきまして作業を進めてまいりました。資料では、改訂に係ります追加・修正等の主要な部分につきまして下線を引いております。

まず、9ページの第1章から第3章でございますが、5月の常任委員会の内容と重複します

ので、説明は省略させていただきます。

10ページをごらんください。

第4章の基本計画でございます。この章が今回の改訂の主要な部分となりますので、主なものについて御説明いたします。

第1節の人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、1の多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進としまして、1番目の○にありますとおり、本県の森林は全国に先駆けて収穫期に入っていますことから、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型の林業確立や、3の安全・安心な森林づくりの推進の2番目の○にありますとおり、平成24年度に設置しました鳥獣被害対策支援センターを中心に、鳥獣被害対策に係る人材育成などを図ることとしております。

主な指標としまして表でお示ししておりますように、鹿の生息頭数について、環境省の調査結果に基づき見直しを行いますとともに、捕獲数を新たに設定して、個体数管理等に取り組んでいくこととしたところであります。

次に、中ほどの第2節、循環型の力強い林業・木材産業づくりでは、1の環境や社会経済に配慮した効率的な森林経営の推進としまして、1番目の○の2番目にありますとおり、花粉症対策苗の増産やコンテナ苗生産施設への支援等により、苗木生産量の増産を図ることとしておりまして、主な指標として、その下の表にありますように、杉苗木生産量を新たに設定し、取り組んでいくこととしたところであります。

また、その下にあります、2の合理的な原木供給体制の整備の項目で指標としております、素材生産量につきましては、先ほど平成26年度を取組概要で御説明しましたとおり、計画どおり順調に伸びてきておりますので、現行計画の

目標値190万立方メートルの生産に向け、努力してまいりたいと考えております。

続きまして、11ページをお開きください。

4の県産材の需要拡大の推進としまして、1番目の○にありますとおり、本県の有する豊富な森林資源と木材利活用技術を材工一体で提案し、県外大消費地での需要開拓や、2番目の○にありますとおり、林地残材の収集・運搬に係る資機材の整備等によりまして、木質バイオマス発電施設への燃料等の安定供給を図ることとしております。

指標としまして、現行計画の林地残材利用量を木質バイオマス燃料利用量に見直し、よりわかりやすい形で進行管理していくこととしたところでございます。

また、その下の第3節の森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりでは、2の林業・木材産業を支える担い手の確保・育成としまして、みやざき林業青年アカデミーによる経営感覚を持った新たな担い手の確保・育成に取り組むこととしております。

続きまして、その下の第5章、戦略プロジェクトであります。

戦略プロジェクトでは、重点的に取り組むものを分野横断的かつ具体的に示しており、今後5年間で特に重点的に取り組むべき事項として位置づけております。

情勢の変化等に合わせまして、現行計画の3つのプロジェクトの項目名を変更しておりますが、先ほど説明しました第4章の基本計画の内容から、特に重要な取り組みを再掲した形となっておりますので、説明は省略させていただきます。

12ページをごらんください。

第6章、地域計画でございます。

これは、西臼杵支庁と各農林振興局ごとに、地域の特徴を生かして取り組む重点推進目標を設定しまして、その目標達成に向けた具体的な取り組みについて記述しております。

ごらんいただいております各地域の推進目標につきましては、現行計画と同様としており、それぞれ目標に向けまして引き続き取り組んでいくこととしておりますので、説明は省略させていただきます。

また、その下の第7章、計画の実現に向けてにつきましても、現行計画の内容と同じでございますので、こちらも説明は省略いたします。

なお、当資料の章や節などの主な項目には、その後ろに※で新旧対照表のページ数を参考に記載しております。これは、別冊でお配りしております資料4の改訂に係る新旧対照表のページ数を指しておりますので、詳細につきましては、資料3の改訂計画素案とあわせて御確認いただければと思います。

委員会資料の12ページに戻っていただきまして、中ほどの○、今後のスケジュールについてでございます。

2の今後の主な予定にありますとおり、9月下旬から素案に係りますパブリックコメントを実施し、10月以降、林業関係団体との意見交換会や2回目の森林審議会にて御意見を伺い、計画原案を作成の上、12月には再度当委員会で御意見を伺い、さらに2月議会において議案として説明したいと考えております。よろしくお願います。

続きまして、環境計画の改訂の骨子案について御説明いたします。

委員会資料は、次の13ページをお開きください。

この計画の改訂につきましては、環境審議会

において、第4章の施策の展開の骨子につきまして意見を伺ったところでありますので、この4章を中心に説明させていただきますが、その前に、現状と課題やアンケート結果など、審議会で用いました別冊の資料5から説明させていただきます。

資料の5の1ページをお開きください。

まず、Iの環境分野別の現状と課題でございます。

環境計画では1から6の分野に環境分野を分けております。

1の低炭素社会の構築の現状ですが、右側の2ページの図1の円グラフにありますとおり、本県の温室効果ガス排出量の約8割は、エネルギー起源の二酸化炭素でありまして、この二酸化炭素排出量の推移は、下の図2の棒グラフになります。一番右の平成32年度の排出量を、平成2年度に比ばして30%削減するとの目標を設けております。しかし、直近の23年度の排出量は、約12%増加の状況でございます。

1ページ目に戻っていただきまして、(2)の課題としまして、①の二酸化炭素排出削減における業務部門・家庭部門での削減の促進などがございます。

また、④の適応策は、今回追加を予定している項目で、ある程度の温暖化は避けられないものとして、影響が小さくなるよう社会のあり方を調整しようというものであり、関係機関等々の連携による対策を検討していく必要があります。

次に、3ページをごらんください。

2の地球環境、大気・水環境等の保全の現状ですが、これも4ページになります。真ん中の図3の棒グラフにありますとおり、河川・海域の水質は、ほぼ環境基準に達しております。

れども、大気、地下水質については、おおむね80%台となっております。

3ページに戻っていただきまして(2)の課題としましては、①の地域環境・大気環境の保全における、大陸からの影響が懸念されるPM2.5等の常時監視体制の強化などがございます。

5ページをお開きください。

3の循環型社会の形成の現状は、6ページの上の図5にありますとおり、青色の棒の一般廃棄物の排出量は、平成25年度は約40万4,000トンであり、年々減少傾向にあります。赤い折れ線の再生利用率は19.0%と、目標である25%を下回っております。

5ページの(2)の課題ですが、①の4Rと廃棄物の適正処理の推進における一般廃棄物の再生利用量、率の向上などがございます。

7ページをお開きください。

4の生物多様性の保全の現状は、8ページの上の表4にありますとおり、絶滅等が危惧される種の数、年々増加傾向となっております。

また、下の図7にありますとおり、自然公園利用者数は、近年、エコツーリズムが盛んになっていることなどから増加傾向にあり、平成32年度の目標値を上回っております。

7ページの(2)の課題としまして、①の生物多様性の確保における鹿の個体数調整などにより希少野生植物の保全などがございます。

次に、9ページをお開きください。

5の環境と調和した地域・社会づくりの現状は、まず、10ページの上の図9にありますとおり、農林漁業体験民宿の数は年々増加傾向にあり、また、下の図10にありますとおり、1人当たりの都市公園面積は25年度で約21.6平方メートルと、全国の数値を大幅に上回っております。

9ページの(2)の課題でございますが、①の環境にやさしい地域・産業づくりにおける環境への負荷を低減しまして、環境と調和した農林水産業の推進などがございます。

11ページをお開きください。

6の環境保全のために行動する人づくりの現状としましては、12ページの一番上の図11にありますとおり、本県の環境学習の拠点施設でございます環境情報センターの利用者数は、25年度以降大幅に増加し、目標値を上回っておりますが、11ページの(2)の課題でございますが、①の環境学習の推進における環境学習を指導する人材の養成・確保などがございます。

続きまして、13ページをお開きください。

IIの重点プロジェクトの進捗状況でございます。

この重点プロジェクトは、このページの太陽の国づくりプロジェクトなどの4つで構成されておりますが、先ほどの現状と課題の6分野の施策のうち、23年度から27年度の5カ年で重点的に取り組むものをまとめたもので、指標など先ほどの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

17ページをお開きください。

IIIの県民意見交換会の結果概要についてでございます。

計画の改訂に当たりましては、県民の皆様の御意見を取り入れるため、意見交換会とアンケートを実施しましたが、まず、意見交換会の結果概要について御説明します。

県内3カ所で、17ページの下のほうにございますが、地球温暖化対策グループなど3グループに分かれて、さまざまな御意見を出していただいたところです。

主な意見としましては、18ページになります

が、地球温暖化対策グループでは、環境教育・環境学習に関する意見が最も多く、次いで再エネ関連、省エネ関連の順でございました。

19ページをお開きください。

生活環境・廃棄物グループについては、ごみの減量化などの4Rに関する意見が最も多く、次いで環境教育・環境学習、水環境の保全の順でございました。

20ページをごらんください。

生物多様性グループにつきましては、森林・里山の保全に関する意見が最も多く、次いで環境教育、次いで動物による希少植物等の影響の順でございました。

21ページをお開きください。

IVの県民アンケートの結果概要についてでございます。

主な結果については、22ページをごらんください。

まず、環境問題への関心としましては、地球温暖化や大気汚染への関心などが高くなっております。

次の23ページですが、環境行政への要望では、森林や河川、海岸など豊かな自然環境を保全する、次いで資源を有効に活用するリサイクルの仕組みづくりなどのニーズが高いことがわかりました。

24ページをごらんください。

Vの環境を取り巻く情勢の変化についてでございます。

これは、計画策定後の情勢の変化を整理したものでありますが、主なものを簡単に御説明いたしますと、まず、(2)の再生可能エネルギーの利用促進では、②になりますが、平成25年3月に、新エネルギーの導入に向けました、県の新エネルギービジョンの改訂を行ったところで

ございます。

27ページをお開きください。

(1)の生物多様性の確保では、④にありますように、ことし3月に、生物多様性の保全等の指針としまして、みやざき自然との共生プランを策定したところです。

次に、右側の28ページの6の(1)の環境学習の推進では、①にありますように、23年6月に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律が改正されまして、地方公共団体に、環境教育等に係る行動計画の作成の努力義務が課せられたところであります。

大変恐縮ですが、再度、委員会資料に戻っていただきまして、13ページをお願いします。

今、本当に簡単に御説明いたしました資料5の背景等を受けまして、環境審議会で現段階で整理されています計画の骨子案でございますが、下線を引いている箇所は現行計画からの見直しの箇所となります。

見直しの内容や理由につきましては、次の15ページ以降で御説明いたします。

まず、1の低炭素社会の構築では、1-1の二酸化炭素等排出削減につきまして、家庭部門、産業・業務部門、運輸部門の部門ごとに整理し、また、新しい項目として1-4の適応策の推進を追加しております。

次の16ページの2の循環型社会の形成と、17ページなんですけど、3の地球環境、大気・水環境の保全につきましては、県の総合計画の構成順に合わせる形で順番を入れかえております。

18ページをごらんください。

4の生物多様性の保全につきましては、ことしの3月に策定しました生物多様性みやざき戦略との整合性を図るため、右側の施策の展開内容につきまして見直しを行っております。

19ページをお開きください。

5の環境保全のために行動する人づくりと、20ページの6の環境と調和した地域・社会づくりにつきましても、県の総合計画に合わせて順番を入れかえております。

また、5の環境保全のために行動する人づくりにつきましては、環境教育促進法で策定が求められております行動計画として位置づけるため、「環境学習」を「環境教育」とするなどの整理を行っております。

20ページの6の環境と調和した地域・社会づくりにつきましては、6-2の快適な生活空間の創出のところの歴史的・文化的資源について、地域活性化を図る観点から、活用の文言を追加しております。

21ページをお開きください。

今後のスケジュールでございます。

2の今後の主な予定にありますように、12月上旬には、この骨子のほうに具体的な施策や数値目標等を盛り込んだ改訂素案を当委員会に御報告し、その後、パブリックコメントを行い、来年1月下旬に改訂原案を再度当委員会に御報告、意見いただきまして、2月議会には議案として御説明させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 森林環境税について御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の22ページをごらんください。

(1)基本的な考え方にありますように、森林環境税は、森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、平成18年度に導入しまして、平成23年度から5年間延長して、今年度までの制度となっております。

このため、今後のあり方について検討してき

たところですが、その結果、①から③にありますように、災害の防止等、森林の公益的機能に対する期待が高いこと、県民意識醸成、森林の公益的機能の維持促進などの成果が上がっていること、それから県民アンケートの結果などから、継続について県民の理解がおおむね得られていると判断されることといったことから、さらに5年間延長したいと考えております。

次に、(2) 税制度の概要案でございます。

表の右側の第3期案をごらんください。

まず、課税期間は、平成28年度から32年度までの5年間、課税方式はこれまでと同様、県民税均等割に上乘せする方式でございます。

また、税額につきましては、個人で年額500円としておりまして、税収額は約3億円を予定しております。

次に、使途であります、①から③につきましては、引き続き、拡充等も検討しながら取り組んでいきたいということで考えておりまして、地域意見交換会等におきまして、人づくりにもっと力を入れるべきというような意見が多かったこと、それからアンケート調査で、若者世代の森林への関心が低いといったことが判明したことなどから、④にあります、森林を守り育む次代の人づくり、これを新たな柱に加えまして、森林環境教育とか木育、そういったものの充実を図りながら、森づくりに参画する若者の育成などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、23ページ、(3) 今後のスケジュールでございます。

②の今後の主な予定でございますが、10月には、本日御説明しました内容等につきまして、森林環境税活用検討委員会の御意見を伺い、その後、パブリックコメントを実施することにしております。

また、11月議会におきまして、森林環境税条例の改正案について御説明をさせていただきたいと考えております。

なお、(4) 他県の状況でございますけれども、本県より先に導入しました高知県など8県は全て継続となっております。

また、同時期に導入しました大分県など7県、また、1期目が終了となります宮城県につきましても、継続の方向で検討中と伺っております。

説明は以上でございます。

○黒木環境管理課長 常任委員会資料の24ページをごらんください。

浄化槽の適正管理に向けた取り組み状況について御説明します。

(1) 浄化槽の維持管理の現状についてですが、25ページの図1をごらんください。

浄化槽管理者には、法により保守点検、清掃、法定検査の3つが義務づけられており、特に法定検査は、正しい使用を含めて浄化槽が正常に機能をしているかを検査する重要なものです。

保守点検の実施率は約90%、清掃は約70%ですが、法定検査は、図2に示すとおり、これまでの取り組みにより毎年高くなっているものの、平成26年度は52.2%で、まだ半数の方が受検されておられません。

また、図1のとおり、法定検査により3段階に判定されますが、不適正と判定される浄化槽は毎年約10%となっております。このように、必ずしも浄化槽が適正に維持管理されていない状況でございます。

24ページをごらんください。

(2) 浄化槽の維持管理に関する課題についてですが、①浄化槽管理者では、維持管理の必要性等に対する認識が低く、保守点検・清掃・法定検査の手续が複雑であります。

また、②維持管理業者・行政機関では、浄化槽に関する情報が共有されていないことなどが上げられます。

このようなことから、(3)今年度の主な取組についてですが、これまでの取り組みを強化することとしており、具体的には①として、今年度から新たに10月を浄化槽適正管理推進月間と定め、適正管理に向けて一体的かつ集中的に取り組むこととしております。

次に、②として、浄化槽管理者に対し、マスコミ等を活用して適正管理の啓発を行うとともに、約4万2,000件の法定検査未受検者に対し、はがきで受検を促すこととしております。

また、③として、保守点検、清掃、法定検査の手続を一括して行うことができる一括契約の普及をさらに進めることとしております。

さらに、④では、これまでは不適正浄化槽の管理者に直接改善指導を行っていましたが、専門的内容が多いため、管理者が契約している保守点検業者に対しても、同様に改善指導を行うこととしております。

最後に、⑤として、県の浄化槽台帳の情報を適正管理に活用するため、今年度環境省事業により、県、市町村、関係団体等で共有できるシステムを導入し、来年度以降の本格稼働を目指しております。以上でございます。

○下沖自然環境課長 委員会資料の26ページをお願いいたします。

野生鳥獣による農林作物等の平成26年度の被害額等について御報告いたします。

本件につきましては、後ほど開かれます農政水産部の審議におきましても、同じ資料で説明が行われることになっておりますので、私からは、環境森林部で所管しております特用林産物と人工林の被害額等を中心に御説明させていた

できます。

まず、(1)の平成26年度被害の状況についてであります。

平成26年度被害額は、全体で約7億120万円で、前年度の約8億2,600万円より約1億2,500万円、率にして15%の減少となっております。

このうち、①の表の部門別では、2段目のシイタケ、タケノコなどの特用林産物が約2,600万円で、前年度に比べ18%の減少、その下の杉やヒノキなどの人工林が約4,600万円で、同じく28%の減少となっております。

次に、②の作物別被害の状況であります。26年度の被害額の多い順に記載しております。金額については、①と同じ金額を載せております。

次に、③の鳥獣別被害の状況であります。26年度は前年度に比べまして、鹿が11%の減少、イノシシが23%の減少、猿が11%の減少となっております。

次に、(2)の被害額増減の要因についてであります。

②の特用林産物につきましては、進入防護柵が未整備のほだ場において、シイタケの被害が増加した一方、タケノコの被害が減少したことから、全体としての被害額は、前年度より18%減少しております。

③の人工林につきましては、鹿等による食害などを防止するための防護柵の設置などを進めた結果、被害面積が減少しましたことから、被害額も、前年度に比べ28%減少したところであります。

④にありますように、全体では、有害捕獲や地域ぐるみの追い払い活動などの総合的な対策が進んだことによりまして、前年度に比べまして、約15%の減少となったところであります。

次に、27ページの(3)今年度の主な取組に

ついてであります。

②の特用林産物については、ほだ場での進入防止ネットや電気柵の整備を進めまして、人工ほだ場を適切に設置しますとともに、鳥獣被害対策支援センターと連携しまして、林内のほだ場での猿被害対策手法を検討することにしております。

また、③の人工林では、ネットの下から鹿などが入りにくい強化型防護柵設置の普及、定着を図ってまいります。

さらに、④にありますように、国の交付金と県の事業を組み合わせながら、イノシシ、鹿、猿の有害捕獲に対し8,000円を助成して、捕獲の強化を図ってまいります。

最後に、⑤にありますように、狩猟免許試験を複数会場で休日にも実施するなど、受験しやすい環境整備を継続して実施することによりまして、狩猟者の確保、育成に努めてまいります。

鳥獣被害については以上でございます。

続きまして、資料の28ページをお開きください。

県内で、広葉樹のナラやカシ類が枯れる被害が発生しておりますので、その状況等について御報告いたします。

初めに、ナラ枯れ被害の状況等についてであります。

国内での被害は、約180年前になりますけれども、昭和9年の本県高原町ほかでの記録が最初でございます。近年は平成22年度の約32万5,000立方メートルをピークに、平成26年度は4万1,000立方メートルにまで減少しております。

本県での近年の被害量は、国有林を中心におおむね200立方メートル程度以下となっております。このうち民有林では50立方メートル程度となっております。

また、今年度に被害が確認された市町村は、西都市、西米良村、木城町周辺を北限とした、県南部にかけての9つの市町村であります。

次に、(2)のナラ枯れとはどのような被害かについてであります。

29ページ右上に、カシノナガキクイムシという体長約4.5ミリ程度の虫の写真を載せております。写真は約5倍に拡大しております。実際はこの4.5ミリ程度でありますので、かなり小さな虫であります。この虫が大量にナラやカシ類の幹に穴をあけて入り込み、体に付着した病原菌を樹木の中に持ち込むことにより、発生する病気であります。

次に、(3)これまでの取組等についてであります。

被害状況につきましては、情報の収集や提供をしているところであります。道路や学校等の公共施設では、枯れに伴い倒木や枝が落ちることなどによる事故が懸念されますので、8月に施設管理者等への文書による注意喚起を行ったところでございます。

また、被害木を被害地の外に持ち出さないよう、県のホームページにより、同様に注意喚起を行っているところであります。

そのほか、県内の国有林を管理する森林管理署との連絡会議や、本県同様被害が発生している鹿児島県との情報共有を図っているところであります。

次に、(4)今後の取組方針についてであります。

県内全域における詳細な被害量等を、10月末をめどに取りまとめることとしております。

また、②の県民に向けた被害等に関する情報提供ですが、ナラ枯れについては、本県では一般に余り知られておりませんので、山が全て枯

れてしまうのじゃないかと、不安に思われている方もおられるのじゃないかと考えております。

このため、過去の事例におきましては、29ページの下の写真にもありますように、見かけは大面積が枯れているように見えましても、森林自体は時間の経過とともに回復している事例が多いことなどについて、情報提供を行っていくこととしております。

最後に、③の情報共有と被害激甚化への備えについてであります。

被害はまだおさまっておりませんので、今後とも国有林や鹿児島県と情報を共有するとともに、万が一ではありますけれども、被害が激甚化する場合も想定しまして、あらかじめその際の国有林等との連携した対応についても、協議していくことにしております。

説明は以上であります。

○石田山村・木材振興課長 私からは、畜産用おが粉につきまして御説明申し上げたいと思います。

常任委員会資料の30ページをお開きください。

こちらにつきましても、農政水産部と共通の資料となっておりますので、私のほうからは、生産側の観点から御説明を主に申し上げたいと思います。

まず、1のおが粉生産及び流通でございますが、平成26年度に当部で調査いたしました結果、この流通のイメージでございますとおり、その製造形態につきましては、75%が製材工場のこくずからなど、副次的に生産されるものでございます。また、25%が、おが粉の専門業者さんが、丸太や端材等を購入して製造するものと推計をしているところでございます。

このうち、副次的に生産されます75%のおが粉につきましては、製材量に左右されるという

ことになりますけれども、粒子が細かいため、木質バイオマス発電等には直接使えないというものでございます。

なお、おが粉専門業者等が製造する25%のおが粉につきましては、原料となる製材端材ですとか、C材、D材といった価格に左右されるものと考えているところでございます。

次に、(2)これまでの取組状況でございます。

昨年末ごろから、畜産農家さんからのおが粉の価格が上昇したですとか、入手しにくくなったとの声を受けまして、地域における実態調査を行うとともに、農政水産部、環境森林部の両部長名で、県内の製材業者さん、また、おが粉専門業者さんに対しまして、おが粉の供給に対して協力を要請したところでございます。

また、ことしの5月には、西臼杵支庁、各農林振興局に、これも両部連携いたしまして、おが粉の相談窓口等を設置いたしまして、代替資材の検討を行うですとか、大規模農家に対して供給業者の情報等を提供するなど、活動をしているところでございます。

さらに、環境森林部では、国有林に対しまして、おが粉の原料となります低質材の供給依頼等を行っているところでございます。この結果といたしまして、国林のほうからは、林地残材がこの場所にこのぐらいあるといったような情報ですとか、また、システム販売で、こういったものについて今度、提供するといったような情報をいただいておりますので、こういったものを農政水産部さん、また、各農林振興局のほうにもフィードバックをさせていただいているところでございます。

さらには、本年5月以降、毎月でございますけれども、おが粉の生産の実態調査を関係の企業等の協力を得まして、実施をしているところ

でございます。

(3) 相談窓口における相談の内容と対応につきましては、農政水産部から説明がございまずので省略させていただきたいと思ひます。

(4) おが粉の生産の実態の調査でございます。こちらにつきましては、①のおが粉生産量の推移にございまずように、今年5月から7月の生産量につきましては、5月が4万6,092立方、6月が4万7,990立方、7月が4万8,599立方というような状況になっているところでございまず。

また、これを地域別に見てみますと、②にございまずとおり、北諸地区が全体の4割を占める一方、県北では西臼杵と東臼杵を合わせても2割弱と、地域によって生産量に大きな差があることが伺えるところでございまず。

(5) の畜産農家へのアンケート調査の結果につきましては、こちらも農政水産部のほうからの説明となりますので、省略をさせていただきたいと思ひます。

最後に、6の今後の取組でございまずけれども、今回、農政水産部が実施しましたアンケート調査等を踏まえまして、農政水産部、環境森林部が連携いたしまして、畜産農家の不安解消に向けた個別対応、需給の調整、広域的な供給体制の構築、代替資材の活用など、取り組みを強化していくこととしてございまず。

続きまして、常任委員会資料33ページをお開きいただきたいと思います。

ミラノ国際博覧会宮崎県出展期間中の乾シイタケ等のPRについて、御説明申し上げます。

まず、(1)の概要でございまず。

今回、環境森林部の関係では、ミラノ国際博覧会宮崎レセプションや日本館イベント会場で乾シイタケのPRを実施いたしました。

また、現地レストランにおいて開催されました宮崎牛フェアに乾シイタケを提供し、その特徴ですとか、おいしさなどの魅力についてPRをいたしました。

今後、欧州最大級の国際総合食品見本市、10月10日から14日にドイツ・ケルンで開かれますアヌーガ2015に出展いたしまして、新たな販路拡大につなげていきたいと考えているところでございまず。

次に、(2)実施内容でございまず。

①ミラノ国際博覧会でのPRといたしまして、宮崎県出展レセプションでは、招待者及び関係者約100名に対しまして、料理研究家や現地シェフによる、乾シイタケを活用しました手まりずしやリゾットなどの提供、また、料理パフォーマンスを実施したところでございまず。

また、日本館イベント会場におきましては、日本館に来場された多数のお客様に対しまして、参加企業のウッドピア諸塚によります、乾シイタケの試食振る舞いが実施されまして、あわせてアンケート調査を実施いたしました。

また、②宮崎牛フェアでは、ミラノ市内のレストランのイーヨ、ラターナの2店舗におきまして開催された宮崎牛フェアに乾シイタケを提供いたしました。

フェアの開催期間中、イタリア国内のジャーナリストを招待した試食会の開催ですとか、乾シイタケを紹介するリーフレット(イタリア語版)の配布などをいたしまして、広報活動を実施したところでございまず。

また、③来場者と出展企業の感想でございまずですが、来場者をお願いしたアンケートの結果、試食を行った方の約9割が、非常においしかったという回答をいただいているところでございまず。

また、出展企業からも、想像していた以上に好評であった、商社やお客様の中にいたシェフなどと商談をすることができ、既に1社とは具体的に話が進みつつある、輸出に前向きに取り組みたい、との感想をいただいているところでございます。

次に、(3) その他でございます。

C L Tの集合住宅の視察につきましては、ミラノ市内のC L Tによる9階建て木造集合住宅の視察を環境森林部長がされました。

また、②の木製食器のP Rでございますが、和食と木製食器をセットでP Rする可能性を拓くために、環境森林部長みずから木製食器を持参いたしまして、現地で日本食材を扱っている方に検討を依頼したところでございます。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はありませんでしょうか。

○右松委員 非常に盛りだくさんな内容なものですから、まず第七次宮崎県森林・林業長期計画の見直しについて伺いたいと思います。

一般質問とダブらないように伺いたいと思いますが、1ページの間伐実施面積であります。

先ほど、主伐の増加であるとか、3つぐらい要因を述べられました。やはり素材生産量の増加というのは、当然、折り込み済みで、21年度当初の現況値で目標設定をされているはずで

当初、165万立方メートルが素材生産量の目標値で、それはもう今は超えて168万で、平成32年が190万立方メートルということで、主伐の割合がふえてきているのかなと思うんですが、間伐も、やはり適正な森林管理の面でも、強い山づくりの面でも、極めて重要なところだと思っています。

そういった中で、現況地が、平成21年度が9,170ヘクタール、それで23年度から10年間の目標設定をされて、1万ヘクタールということで、中間の27年度と最終年度、1万で設定をされています。

この当初の目標設定、1万で設定されている中で、その半分以上ということでもありますので、このあたり、どのような認識を持っておられるかということと、今後、1万という目標設定をされていますので、その見直し、あるいは目標値の見直しをどう考えておられるか伺いたいと思います。

○西山森林経営課長 1ページの間伐の実施状況についての質問でございますが、間伐につきましては、まず、森林整備に関する予算、それと森林所有者の意向によって増減が当然でございます。

そのような中で、まず、平成26年度につきましては、午前中説明しましたけれども、間伐推進加速化事業という国の事業があったんですけれども、これが間伐できないということで、事業の目的が、間伐をしてその材を東北の震災地に持っていくということだったものですから、それが会計検査の指摘で、例えば宮崎からも、全国どこでもそうなんですけれども、そこに玉突きで行くというのが無理があるということで指摘がありまして、26年度から、その予算が使えなくなったということで、まず一つ落ちております。

それと、今、うちの針葉樹につきましては、7割がもう主伐できる、収穫期に来ております。ということで、間伐の面積が若干減りつつあるというのは間違いありません。

その中で、所有者の方々が、間伐よりも、切れるときに主伐をして植えていこうということ

で、今までは価格が安かったこともあるんですけども、間伐を繰り返しながら、長伐期に持っていくということもあったんですけども、ここにきまして大型製材工場ができたこと、発電施設ができたこと等もありますけれども、そういうことで、所有者が切りたいときに、自分が元気なうちに、主伐をしたいという意向があったこと等によりまして、実績が上がっておりません。

将来の目標についてでございますけれども、間伐が大事なことは、もう委員がおっしゃったとおりでありますので、これはきちっと森林整備の中でやっていくようにしたいと思います。

ただ、32年の目標については、また5年前と比べて5年たっておりますので、さらに主伐できる面積がふえてくるということは、間伐の面積が減っていくということもございますので、32年度の目標については、8,200ヘクタールぐらいということで、今、検討をしているところでございます。

○右松委員 ということは、下方修正ということではよろしいですか。

○西山森林経営課長 その方向で、今、検討をしているところでございます。

○右松委員 あわせて、その再造林が80%で推移をしてきて、一生懸命頑張っておられるなど思っています。

当然、針葉樹の伐採面積が、現状が2,200ヘクタールということで、再造林が1,800ということで、80%ということでありました。

今後、主伐もふえていくでしょうから、一応、一般質問のほうで、情報修正で2,200ヘクタールということで答弁いただきました。

それで、現在、植栽未済地が、現況、私が持っている資料では、平成25年度が707ヘクタールと

いう数字を持っておりまして、この植栽未済地がどういう推移をしているのか、直近の数字もあわせて教えてもらえるとありがたいです。

○西山森林経営課長 植栽未済地につきましては、平成21年1月の調査で、約2,500ヘクタールございました。その分をいろんな対策をとってまいりまして、今、委員がおっしゃったように、平成25年度末で707ヘクタールあるということでございます。

直近の数字ということでございますけれども、26年度末の分を今、集計中でございます。我々としましては、委員がおっしゃったように、主伐がふえることは、もう間違いありませんので、そこをきちっと植えていって、植栽未済地をなるべく減らしていく方向で努力してまいりたいと考えております。

○右松委員 ぜひともこれは減らしていただきたいということと、やはり先ほど間伐の話も出ましたけれども、経営意欲の低下とか、そういった林家の現状もありますので、そこをうまく、またきちっと対応をしてもらうといいのかなと思っております。

○太田委員 資料の10ページのところ。これは基本計画であるわけですが、適正な森林管理、それから有害鳥獣のテーマもあります。これは要望で聞いてもらいたいんですが、長期的な計画、将来の宮崎県の山づくりをどうするかという中に、私は専門家じゃないからわかりませんが、山の頂上まで杉を植えるということが、果たして長期的にいいのかどうか。

山も4合目から上は、有害鳥獣に使ってもらおうというような感じで、やはり彼らも住む場所を確保してやらないといかんのかなという感じもしたりして。草場も適当にないと、鹿なんか杉の苗を食ってしまうというのも、草場が

ないというようなことで、何かそういった反抗的なものもあるんじゃないかということも言う人もいます。

それで、例えばさっき言ったように、4合目、5合目とか上のほうは、できるだけ自然林にしておくというような思想も、必要なんじゃないかなと思って。一応、考えの中の一つとして考えておいてもらいたいなど。そういうのを組み立てることができれば、あと20年、30年後に、有害鳥獣が帰るべきところに帰るということもあるのかなという気もして。これは要望として聞いてみてください。

それから、同じ10ページのところに、CLTの整備支援の強化とかいろいろ書いてありますし、ミラノのところでも、そういったものも見られたということでもあります。

日本の場合、何か高層住宅にCLTを活用するということが、建築基準法等ではまだ実証されていないというようなことで、まだ未整備のようですけども、県としても、CLT活用の実証実験を国のほうで早目にやってもらって、宮崎の特色であるCLTを大いに活用してもらいたいという意味では、そういう国に対する要望も、早目にやってくれというようなことで、働きを強めたほうがいいんじゃないかなと思いますが、そういうことを考えております。

考えとか状況の報告があればお願いします。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 CLTにつきましては、コンクリートにかわって木材が使えるという場面が出てくるということで、木材の需要拡大に非常に効果があるんじゃないかということで、期待をしているところでございます。

これにつきまして、今、木材利用技術センターのほうでも、いろいろなCLTについての試

験等を実施しております。

また、今年度、実証試験ということで、3階建ての事務所を県内でひとつつくろうという動き、計画がございます。そういうのを積み上げていって、今後、CLTを活用できるように進めていきたいと思っております。

○太田委員 CLTの関係はわかりました。

先ほど言った山づくりの関係で、山の上に杉をそんなに植えなくていいんじゃないですかというような思想みたいなものは実際、難しいんじゃないかな。

○西山森林経営課長 まさに委員おっしゃるとおりでありまして、先ほど再造林の話もしましたけれども、主伐がふえることは間違いない。その中で、前期の、今の計画では、切った後、75%を植えるということで計画量を出しております。

次期については8割は植えていこうということで、資源循環型の林業をやっていくということは、あと2割は植えなくて、自然に山に戻る、広葉樹等の種が飛んできて帰る、そういうところも当然、必要だと思っておりますので、計画上はそういうことで、切った後、100%植えるというわけじゃなくて、右松委員からもありましたけれども、未植栽地で、切った後、広葉樹が生えてくればいいんですけども、生えてこない土砂崩壊とかになりますので、そこはきちっと天然更新できるところはそれでいいですけども、なかったところはまた植えていくということで、自然循環的林業と、そういう生物多様性といいますか、両にらみでやっていきたいと考えております。

○黒木委員 CLTに関連してですけども、部長、ミラノでCLTの建物を実際に見られた感想をお伺いしたいと思います。

○大坪環境森林部長 ミラノ市にありますCLT、9階建ての集合住宅でしたけれども拝見しまして、中に住んでいる方の感想なりを聞いてまいりました。

一見しますと、木造というのがわからなくて、白く外観が塗ってあったものですからわからなかったんですが、行って見て、やっぱトントンってたたいてみると、紛れもなく木造でした。

そして、住んでいる方に感想を聞いたら、一つは、すごく静かだと言われました。それともう一つは、やはり通気性がいいということで、居住環境はすごく満足しているという話でございました。

そういうことで、イタリアでもCLTができていますし、そのほかのヨーロッパの諸国でも、盛んに今、進められているという状況ですので、我が国でも、今後、積極的に展開されるんじゃないかなと期待しているところでございます。

○黒木委員 さっき話が出ましたけれども、木材利用技術センター所長にお伺いしますが、今、センターでどのようなCLTの研究をされておられますか。

○小田木材利用技術センター所長 センターでは、林業再生加速化整備事業の中で、CLTについて基準強度を求めるための組織を得るということで、さまざまな曲げの試験、圧縮の試験、あるいは建築の基準にとって重要なせん断の試験、さらには接合部、床と壁、あるいは壁の中で水平方向で、その壁と壁を伝うときの接合方法の試験等々を今年度、取り組むことにしております。

今、試験の段取り、試験体の手配であるとか試験機具の調整とか、そういったようなことで進めている段階です。

○黒木委員 私もCLTの建物とかを見てきた

んですけれども、日本において大規模な木造建築物を建てる場合の今後の——ちょうど石破大臣もオーストリアに行っていましたけれども——地方創生で積極的に、地方を活性化するために大学と協定とかしたようなんですけれども、日本における法的な今後の取り組みといたしますか、国土交通大臣が認可してという方向性についてお伺いしたいと思います。

○石田山村・木材振興課長 CLTに関しましては、農林水産省と国土交通省が連携いたしまして、CLT普及のためのロードマップを昨年公表してございます。

この中では、先ほどお話のございました、いわゆる建築基準法上の基準強度、いわゆるほかの例えば鉄骨ですとか、鉄筋コンクリートですとか、そういった材料と同じような扱いができる基準の強度を国土交通大臣が告示をするという行為がありまして。それがあると、いろいろ試験をその都度しなくて済むというものでございますが、平成28年度の早期のうちにこれを公表したいということで、今、動いていると承知をしてございます。

あわせて建築の方法についても、国会答弁で読んだものですので正確かどうかわかりませんが、少なくとも4階建てまでにつきましては、個々に、建物ごとに国土交通大臣の認定をとらなくても建てられるような基準を定めて、その後、また知見を積み重ねて、より高層なものが建てられるようなロードマップで進んでいると伺っているところでございます。

○黒木委員 不確定な部分とか詳しくはわからない部分というのはあるわけなんですけれども、県としてはどうか、環境森林部としては、積極的に国産材、県内材を使うために、CLTを建物に推し進めていくという強い方針・意思がお

ありでしょうか。

○大坪環境森林部長 当然ながら、施設の構造体であったり、あるいは、それが不可能な場合でも内装材ということで、木材の利用促進は最大限頑張っただけ進めていきたいと思っていますので、CLTに関しても同様でございます。

○押川委員 山村づくり、人づくり。林業青年アカデミーが2年目に入ったんですが、1年目が5名で、林業にほとんどついていただいたということでありまして。本年度8名ということで、一般質問の中でも出ましたが、我々も、林業大学校の話もした経緯があるわけでありましてけれども。このアカデミーは、2年が当初の計画だったと思うんですが、継続してやっていかれるという理解でいいんですか。

○西山森林経営課長 委員おっしゃったとおり、2年ということでやっております。

これは、国の事業を活用しておりますので、国の事業が今年度までということでございますので、国のほうでも、非常に本県の取り組みも評価いただいております。国も継続するような方向で、今、予算要求しているようでございます。うちとしても、当然、継続していくつもりでございます。

○押川委員 しかしながら、この人数ではどうもならないというのが現状であるだろうと思っておりますから、もちろん、継続をずっとされながら、こういう若い人たちの確保については、努力していただきたいと思っております。

先ほどからいろいろ出ているとおり、誰がやはり担うのかということになったときに、果たして、本当に山村だけじゃなくて、もう農村もそうですけれども、本当に5年後、10年後、誰がその地域の林業であったり農業も守っていくのかなということで、我々は不安があるわけで

ありますから。地方創生の中で、やはり宮崎県の得意分野とする部分の中での予算、あるいは人づくりも計画どおり、しっかりやっていただきたいと思っております。

それから、同じく木質バイオマスの燃料確保の中で、32年に42万トンということだろうと思うんですが、これで、稼働しているバイオマス発電所が燃料の不足はないものかどうかをちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

○石田山村・木材振興課長 今回、これまでの林地残材利用量という数量から木質バイオマス燃料という形で、指標のほうを見直す方向で検討してございます。42万トンということで、重さ、通常の木質バイオマス発電などで使われる重さの基準のほうにかえさせていただこうと思っております。

この42万トンでございますけれども、現在、県内にございます全ての木質バイオマス発電等々が、全て稼働、フルに使ったとしても、このうち数、37万トンでございますので、十分、この数量で間に合うというような数量で、計画を立てさせていただいているところでございます。

○押川委員 我々も、心配だけが先に走っております。稼働はしたが材料がないということでは困るなという話をしておりましたから、今、課長の話を聞きまして安心いたしましたので、しっかりやってください。お願いしておきます。

○有岡委員 間伐の考え方の中で、もう少し教えていただきたいんですが。緑の雇用ということで、こういう技能士を育てるということで、認定林業体というのがございますけれども、こういったところにいろいろ支援しながら、人材育成しているんだと思いますが、これが成果になっていくのか。

そして林業事業体という、もう一つ一般的な

ものがありますが、ここら辺の育成が、ばらつきがあって、技術的なものを含めて、かなり差があるんじゃないかという話を聞くんですね。

やはり認定林業事業体のこの国の制度の育成の仕方と、一般的な地域の林業体の方の育成、ここら辺がうまくかみ合っていないんじゃないかという話を聞くんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○石田山村・木材振興課長 認定林業事業体につきましての指導ですとか、先ほど緑の雇用の話がありましたけれども、緑の雇用につきましては、いわゆる就業の訓練といいますか、そういったものを国の制度を活用して実施しているものでございます。

こういったものにつきまして、森林組合ですとか、各団体等々で取り組まれておりますけれども、そういった研修、また、やはり林業の担い手としての林業事業体の育成、大変重要でございまして、そういったことについては、鋭意取り組んでいるところでございますけれども、レベルが違うですとか、そこはかみ合っていないというお話がありましたら、そこはまた勉強させていただきまして、きちんとそのあたりの育成がなされるように対応してまいりたいと考えてございます。

具体的に申し上げますと、林業事業体の育成そのものにつきましても、各種の研修等々、支援を積極的に県としてはさせていただくところでございますので、その中身の充実等々、引き続きまた努力してまいりたいと考えてございます。

○有岡委員 幾つか現場で伺った話をまずさせていただきますが、まず、林業事業体の実態を県のほうは余り把握していないという声がございましたので、しっかりと、またそこら辺の把

握を、実態をまた教えていただきたいというのが一点でございます。

それと、おが粉の関係で現場から言われたことを、この際ですがお伝えしますが、このような形で単価が上がって、10年間、おが粉の値段が上がらなかったものが、ここ1年で急激に上がったと。もうできれば、木質バイオマスはやめてもらえれば助かるという声がございました。

ですから、そういった意味では、林地残材を本当にうまく活用できているのかどうか疑問だという声がございました。

そして、同じ発電をするなら、畜ふん発電、こういった技術があるから、もっとそういったものを取り組んでほしいという声がございましたので、お伝えしておきます。

その中で、例えば林地残材が本来77万トンぐらいあるものが、37万トンが利用すればいいということでございましたが、実際に林地残材が流通して、そういったバイオマスなり活用されている割合は把握されているのかお尋ねしたいと思います。

○石田山村・木材振興課長 林地残材の正確な数量というのは、なかなかつかみづらいところがございまして、長期計画の資料18ページの真ん中、林地残材利用量の26年度の実績のところにございますとおり——これは取り組んでおられる方々の聞き取りでございまして、26年度時点では9万5,000立方ほどの林地残材が利用されていると。

ただ、この時点では、まだ木質バイオマス発電所を稼働する前の状況でございまして、もう現在は全て稼働しております、その中で、いわゆるタンコロと言われるような根株ですとか、いわゆる木の先のほうの細い部分ですとかも、最近かなり使われるようになってまいりました

ので、極力、そういったものが木質バイオマス発電のほうには使われるように、私どもとしても努力をしてまいりたいと考えてございます。

また、ちょっと先ほどおが粉のお話ございましたけれども、おが粉の75%は、製材工場、のこを回したときに出てくる細かいのこくずでございます。いわゆる原木なり端材の背板と言われるような製材のときに出てくる端材なりをわざわざ買って細かくしてつくるおが粉よりも、やはり副次的に出てくるものですから、のこくずが、それなりに値段が抑えられるものと考えているところでございます。

そういった意味では、製材量をふやしていくこと、これが、やはりおが粉の総量をふやしていく非常に大きな手法になると思っておりますので、木材の需要の拡大が、いわゆる製材品の需要先を見つけて、製材工場をきちんと回していくというのが、ひいてはおが粉の生産量の増のほうにもつながっていくものと考えているところでございますし、価格にもいい影響を与えているところでございます。

○有岡委員 おっしゃるとおり、製材がふえれば、それだけの量が確保できるという、物理的にはわかるんですね。

しかし、実際には、おが粉をつくる業者があり、そしてそれを仲介として運んでいく業者がいるという現状ですので、そういう現場がある中で、やはり単価が上がってきているというのは事実ですので、こちらの立場での理想と現場の実態は違うということ、まず理解いただきたいと思っておりますし、その背景が、木質バイオマスがふえることによって単価が上がったとするならば、林地残材を今のおっしゃる10万トンが37万になるような足かけをつくっていくのが、我々の仕事だと思っておりますので、そういう意味では、

これをどうふやしていくのか。

短いものを、さっきタンコロと言いましたが、そういったものを使えるような仕組みにせんといかんし、どういうふうにするのが、現場の希望だと理解してございますので、今後、10万トンがもっと、20万、37万まで近づくにはどうしたらいいかという回答をまたいただければ、ありがたいと思います。要望です。

○右松委員 バイオマスの燃料の価格に関して、立米当たり7,000円という中で、多額の県費を使って工場を設置する。それはそれでいいと思います。やはり大事なことは、山元に利益が還元をされる、そこは外しちゃならないと思うんですよ。

一つ気になったのは、流通の段階でチップにする中で、県費を使って仮に工場を設置すると。ある程度、正当な価格ならいいんですけども、木材燃料をチップにして、上乘せをして工場に持っていくと。

その中で、きちっと県としてチェックをしてもらおう。具体例は出しませんが、ちょっと大事なことだと思っておりますので。県費を使って助成している以上は、やはりその流通のルートの中のどういう価格形成がされているのか、今後されていくのか、しっかりと注視してもらおうよう要望いたします。

○渡辺委員長 関連でありましたら続きますが、いかがでしょうか。

なければ、ほかのテーマでも結構ですので質疑をお願いします。

○太田委員 森林環境税について、22ページ。この税込規模としては、毎年度3億円発生することとありますが、これは一般会計のほうから入って3つの事業に大分使っておったと

いうことでよろしかったですかね。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 税収規模ということで約3億円と表示をしておりますけれども、これから徴税費用がかかっておりますので、それを引いたのが県民税で入ってまいりますので、それを森林環境税基金というものをつくりまして、そちらに積み立てて、それを取り崩しながら、この①から③の事業を実施しているということでございます。

○太田委員 基金に入れて、そして取り崩してということでありまして、今、残はどのくらいあるんですか。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 平成26年度末の基金残高として1億8,000万円ほどございます。

○太田委員 今度、3期を継続するに当たっては、①、②、③まであり、それにプラス④というのが加わって、これは一つの売りになるかと思うんですが、この説明の中では、若者の育成というような言葉もあったようですけれども、どういうものかなと思って。

例えばNPO法人というか、そういった団体も、山づくりに貢献しているようなところもありますけれども、何かそんなところも共同して活用してやるとかということなのか、ある程度、若者の育成となると、何かそういう個人相手なのかなとかが考えられたもんですから。どんなふうにして。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境税について、県民の皆様の意向を把握するというので、アンケート調査を実施したんですけれども、森林の関心というところで、28歳以下とかそういったところで、平均よりかなり低い数値になっていまして、ここに力を入れていきたいと考えております。

具体的には検討中というところなんですけれども、想定されるのは、大学生に森林について勉強してもらって、もっと小さい子供たちへの教育のサポーターにして活用できないかとか、そういったことを想定しているところです。

○太田委員 新たに項目の④を起こされたということは、一つの何かの目玉になるかと思うんですが、今、ちょっと説明されたのでは、何か①の森林環境教育の実践みたいな感じがするもんだから、これは、今後、イメージをしっかりとされていったほうがいいのかなどという気がします。もう固まっているのかもしれませんが、こういうのも新たに取り組みますよということを県民に私たちも伝えないかんもんですから。基本的には賛成しますけれども。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境教育につきましては、県民の理解と参画による森林づくりの中で取り組んできておりますけれども、人づくりに力を入れたいということで、こういった事業をまたひとつ再編して、4つ目の柱として、それに新しい取り組みを加えながら、柱立てをしていきたいと考えております。

○太田委員 イメージをしっかりと、具体的に。よろしく願います。

○右松委員 森林環境税ということで、今、先ほど残が1億8,000万円ということで、個人分と法人分も含めて、数年の推移をちょっと教えてもらえると。税収の状況を教えてもらえるとありがたいです。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 税収の状況としましては約3億円ということで、それから徴税費を差し引きますと2億8千数百万円という状況でございます。

その中で、個人の方から徴収する分が約2億4,000万円ぐらい、企業が5千数百万。税収額

としては、全体としましては大体3億円弱ですと推移してきております。

○右松委員 いろいろと他県の状況とか見ると、法人分がふえているところもあれば、いろいろ推移はあるんです。本県の状況はわかりました。

それで、太田委員とも関連もするんですけれども、今後、いろんな森林環境税の使途、有効に使っていかなければいけないということで、これは、岐阜県の例ですけれども、豊かな森林づくりという中で、公共施設等における県産材の利用促進というの、この税を使われたりしています。

今後、3年あるいは5年、想定して必要とされる、そのときに合わせて、税金に合わせて事業をやっていくんでしょうけれども、その事業のメニューとか、必要額、あるいはこの木材県産材の利用促進とかに、どれぐらい今後、使っていくのとか、そういった具体的な使途、方向性とか、今、現段階でわかる範囲で教えてもらうとありがたいなと思っています。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 今現在、実施しています税活用事業でやっている事業の部で、ハード事業と呼ばれる部分が75%ぐらいございます。

ハード事業と申しますのが、森林の整備、広葉樹を植えたりとか、針葉樹と広葉樹が入りまじったような山に誘導していくような間伐とか、竹林の整備とか、重要な地域での植栽の上乗せ補助とか、そういったことに使っております。

今後につきましても、大体これぐらいの割合比率、ソフトとハード、ソフトが25%、ハードが75%といったような使い方になっていくんじゃないかと考えております。

○右松委員 適正な森林管理という面で、ハード事業で使うというの、もちろん大事なこと

であります。

いろんな使い道があろうかと思っておりますので、そこは他県の例も参考にしながら、先ほど言った県産材の利用促進にも使っているところもありますので、いろんな形で有効活用してもらおうといいのかなと思っています。

○甲斐総括次長 森林環境税につきましては、全国47都道府県のうち35の県で導入されておまして、その活用の仕方もろもろございませけれども、十分そのあたりも検討しまして、今回、また改訂期にありますので、おっしゃいましたソフト事業も、木育ですとか、次の世代に向けてのアピールですとか、もろもろあろうかと思っております。そのあたりを十分検討していきたいと思っております。

○渡辺委員長 まだ、質問が続くかとは思いますが、ちょっと5分ほど休憩したいと思います。45分に再開しますので、暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時43分再開

○渡辺委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き質疑を行いますので、質疑のある方はよろしくお願いたします。

○黒木委員 26ページに、26年度の野生鳥獣の被害額が出ておりますけれども、この統計のとり方は、数年前に宮崎県は非常に被害額が少ないんじゃないかということで、とり方を変えたら、かなりぐっとふえたんですけれども。26年度は15%減少したということで、これは大変喜ばしいことだと思うんですけれども、今、どういふ統計のとり方、市町村から上がってきたものを積み重ねたものでしょうか。それから、全

国と同じとり方をされているのかお伺いしたい
と思います。

○下沖自然環境課長 統計のとり方でありませ
けれども、基本的に市町村からの報告等をも
とに作成しておりますけれども、全国的にどうな
っているかというのは、こちらは今のところ把握
はしていません。

○黒木委員 かつて防護柵が、大分県とかはしっ
かりしていると。長崎県とか、物すごく被害額
が多いと、そういうことはないはずだというよ
うな声があって、いろいろ調べて、ちょっと統
計のとり方がおかしいという話で、それから防
護柵が一気にふえた気がするんですけれども。
それで、電気柵の事故がありましたけれども、
その後、ちょっと見た感じでは、危険ですとい
った張り紙がついたなと思うんですけれども、あ
れは県が指導したんですか。

○下沖自然環境課長 電気柵につきましては、78
カ所で危険表示板を設置していないということ
でありまして、これにつきましては、県、市町
村、JA等の指導によりまして、全カ所、設置
をするように指導したところでございまして、
今のところは全てそのようなところはないと
思っているところでございます。

○黒木委員 最近、ああいう札がついているな
という気がするんですから、徹底してやってい
るなという気がしております。

それから、美郷町の西郷というところに猿の
群れがいたんですけれども、最近、被害がなくな
ったと聞いて。群れごと、おりで捕獲したら
しいんですけれども、それで、もう急に被害が
なくなったという話を聞きまして。やはりそう
いう何か効率のいい捕獲のやり方を考えてす
ると、被害も相当減るのではないかなと。

まだ、細かな具体的なことは聞いていないん

ですけれども、そういう話があったもんですか
ら。動物にとっては大変なことになったと思う
んですけれども、そういう効率のいい捕獲の仕
方を考えていくと、大分減るのかなと思ってい
ます。

それから、先ほど太田委員が言いましたけれ
ども、やはり山の上に野生鳥獣のえさ場をつ
くるか、いい住環境を整えてやるというの。今、
皆伐が進み始めましたから、新たな山づくりの
チャンスだと思いますし、それは本当にそのと
おりだなと、山の頂上とか谷とかは、もう針葉
樹とか植えないで自然に帰すという取り組みを
今後、進めていかなければならないと思うん
ですけれども。

猟師の方に聞きますと、奥山には、もうなか
なかイノシシも鹿も少ないという話を聞くん
ですけれども、人間と同じで、やはり都会に一度
出会うと、なかなか山には帰らないという状況
が動物の世界にもあるなと思うんです。タヌキ
とか、今、山のほうは少なくなったんですよ。
都会に多分、行っていると思うんです。都会で
車の事故に遭っているのはよく見ます。

やはりそういうことで、人間の定住環境を整
えてやれば、山に戻ってくるかもしれないし、
動物にも、そういうものを今後、長期的な考え
方で取り組まなければならないと思っております。
——今のはひとり言です。

○下沖自然環境課長 先ほどの話にありました
猿については、タケノコとシイタケの被害がか
なりありまして、これについては450万円程度と
いうことであります。

一番被害額が大きいのは鹿でありまして、こ
れが約2億9,400万円ぐらい、イノシシにつ
いては2億7,000万円ということで。森林に関しま
しては、タケノコの被害がイノシシ、鹿につ
いて

は杉等の食害によるものが大きいということで。今年度につきましては捕獲がかなり進んでいまして、鳥獣被害対策プロジェクトで取り組んでおります被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策と、この3つの柱で今、やっているところでもありますけれども、自然環境課で担当しております捕獲につきましては、有害捕獲と狩猟を合わせた捕獲数ということで、速報値でございますけれども、5万2,975頭ということで、昨年度より約1.2倍の数量を捕獲しているところでございます。

また、鹿については、今年度からまた効率的な捕獲方法等を検討しまして、各地域に広めていくような手法を今後、検討していきたいと考えております。

○徳重委員 おが粉について、ちょっとお尋ねしたいと思います。先ほど製材されたおが粉が七、八割ということでありました。

都城にもいらっしゃるわけですが、今、県内に専門的におが粉を生産されている業者はどれぐらいいらっしゃるか、把握されていますか。

○石田山村・木材振興課長 平成26年度でおが粉を生産していたということで、調査の対象になっている事業体の数につきましては、実績のある事業体として拾いましたのが、114ございます。

○徳重委員 114の業者の方、私が聞いたのは、1人、2人の業者なんですけど、おが粉を生産するより、製品というか、おが粉を生産する上で製品で出したほうが得なんだと。経費がかからないし、そっちのほうがましだというようなことで、生産量が減ったんだという言い方をされたところなんです。特に北諸、西諸というところは、畜産が盛んなところなんです。鶏もそうですが、おが粉がなければ、夜、休むところがない、

寝床がないということなんです。畜産の方に聞いたほうがいいわけですが、寝床がないようなことで、家畜や鶏が育つかということ、もう絶対なけりゃいけないんですよ。

不足が7%ということですが、この7%の家畜や動物は寝ないでいいのかという理屈に、私は置きかえるわけですが、そうすると大変な損害なんです。

そこを考えたときに、これも先ほどから出ております木質バイオマス、あるいはペレットというような形に、どんどん変わっていく流れの中で、これ、何とか考えなければ。農政サイドで、畜産サイドでは考えられない、皆さん方の林務サイドのほうで、相当真剣に考えていただかなければ、農政サイドでは全てが受け身ですわね。

そうなりますと、もうどうにもならないと、ほかに代替するものがあるのかと、いろいろ心配もされておるかと思うんですが、代替するものがあれば別として、非常にこれは林務サイドでも真剣に考えていただかなければ、宮崎県という畜産の中心的地域として、これは大きな問題になっていくのかなと。

3年ぐらいまでは、たった1人の要望もなかったと言っても過言でないと思うんですよ。ここ二、三年、去年、おととしぐらいから急にぼうっと出だして、おが粉が足りないということで本当に困っているんだと。

おくれたら鶏を入れられない、あるいは牛舎なり豚舎なり整備ができないということなんです。このことについてはどう考えていらっしゃるか。

○石田山村・木材振興課長 畜産用の敷料としてのおが粉の利用は、大変貴重な、重要な案件だと考えてございます。

このため、この案件、昨年の末ぐらいからお話をいただき始めまして、早速、農政水産部さんと連携いたしまして、まずは会議を開催して、一体どれだけ、どこに足りないのか、どれだけ使っているのかといったような実態調査をさせていただいた。

正直に申し上げまして、おが粉の生産の実態というのもよくわかっていなかったものですから、この際、あわせてということで、26年次の総生産量ですとか、毎月、フォローアップといえますか、生産量を調査しているところでございます。

また、先ほども御説明を申し上げましたとおり、両部長名で、おが粉の生産業者さんと製材業者さんに対しまして、協力要請をさせていただきました。

この結果、何社かからは、地域のために貢献したい、おが粉を積極的に出したいということで、協力をしていただいているところでございます。

また、地域的な偏りというのも正直ございますので、そういった意味で、足りないといっているところと、実は余っているところがございますので、そういったところのマッチングというのも、今現在、こういった相談窓口を通じて、農政水産部と連携して、実施しているところでございます。

また、北諸と西諸の農林振興局におきましては、いわゆるシイタケをとった後の廃ほだ木は活用できないかですとか、後は竹ですとか、そういったものが活用できないかということで、これも畜産農家さんの御理解と御協力を得まして、試しにちょっと一部入れてみるという試験を今、実施しているところでございまして、こういった取り組みを通じまして、畜産用の敷料

がきちんと確保されるように、両部連携して推進してまいりたいと考えているところでございます。

○徳重委員 畜産県宮崎として、このおが粉について真剣に取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

○押川委員 浄化槽の適正管理についてということで、管理者に保守点検清掃、法定検査というのが義務づけられているんですが、特に11条、説明がありましたとおり、52%ぐらいということで、検査率が悪いようでありますけれども。今年度の取り組みということで、10月を推進月間とか、はがきを出したりされるということでありますけれども、要は、適正管理をどうするかということで、今、浄化槽協会と協力しながらやっつけようということで進めていただいておりますが、そういう方向でいいと思うんですけれども。

やはり設置者、浄化槽協会の方々が、浄化槽は設置されるわけありますから、この一括ということをしっかりやっていくような方向の中で上げていかれる方法がいいのかなという気がしております。

そういう取り組みの中で、今後、浄化槽協会の皆さん方が、どこらあたりまで、そういうことで担うことができるのか、あるいは按分みたいな形の中で、そういうものができるのか、ちょっとそこあたりをお聞きしておきたいと思えます。

指定業者は1つということで、以前からなかなか変わらなかった状況なんですけれども。

○黒木環境管理課長 浄化槽の維持管理に対して、浄化槽協会の業者さんたちが果たす役割ということでよろしいでしょうか。

まずは、その浄化槽の管理者の方の認識を高

めるということが、一番大切だと思っております。浄化槽の管理者と一番接触が多いのは保守点検業者、清掃業者という、協会に加入されている方々だと思いますので、まずは接触が一番多い2業者に対して、維持管理について、管理者に対して認識を高めていただくようお願いしたいというのが一つ。

もう一つは、ここにも書いてございますが、一括契約というのがございます。これは3つの契約を一緒にするというので、浄化槽管理者には、非常にわかりやすい手続方法ですので、そのあたりの一括契約についても、保守点検業者のほうから管理者に対して進めていただくということも考えております。

○押川委員 そういう方向の中で、保守点検業者、浄化槽協会の皆さん方もそうでありますから、一番顔の見える、そして日々この清掃もされている方々ですから、しっかりそういう方々から言われたほうが、検査率は上がってくるのかなという気がしております。できれば、そういう方向でお願いをしておきたいと思っております。

それから、この⑤の浄化槽の台帳システム。熊本に見にいったことがあるんですが、やはり一括、台帳で全て画面で見れるということで、市町村ごとにどこにどうすればいいのかというの、見える状況でありますから、恐らくこれも関係機関ということでもありますから、保守点検業者あたりがされるのかなと思うんですけども、これはどこがされるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

○黒木環境管理課長 浄化槽の台帳システムというのは、もともと県が所有しているんですけども、そのデータ等の不足がございます。清掃とか保守点検とか、そういう情報網、そして位置情報、管理者。浄化槽に関するさまざまな

情報を一括したシステムの中に入れて、それを県なり市町村なり、浄化槽に係る業者さんたちが見れて、どのように維持管理がされているかということ、維持管理運営が進むように活用していきたいと。

ことし、環境省が宮崎県と宮城県で、試行的にこのソフトの立ち上げを行いまして、来年度から本格稼働していきたいと考えております。

○押川委員 はい、わかりました。そこらあたりをしっかりとやっていただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

それから、ナラ枯れ被害の状況ということで先ほど説明がありました。ことし、特に西都から東米良、西米良に向かっても見られるようです。

自然に治るといような話もあつたんですが、対策が全然ないんですが、対策のしようは本当にないんですか。例えば越冬して出てきて、雄が入るときに防除するとかの対策はないわけですかね。

○下沖自然環境課長 各種の予防、駆除方法についてはいろいろ考案はされておるんですけども、カシノナガキクイムシの根絶は、極めて困難であると言われております。

駆除方法は、まず1つは伐倒駆除、倒すこと。それから伐倒した後に、それを燻蒸ですね。それから、立木に対しては薬剤の注入、そういうのが考えられますけれども、現実的には、こういう対策は今までとっておりません。

現状としては、そういう現状でございます。

○押川委員 今言いましたとおり、ことし、目に見える形で被害がわかったんですが。このまま放置していて、例えば綾の広葉樹に入ってくると、どうなのかという心配もしております。

ただ見ているだけなのかなということで、

ちょっと心配なんですけれども、皆さん方は心配ないと判断されているのか、そこあたりも聞いておきたいと思います。

○下沖自然環境課長 現実的には、防除方法はなかなか難しいというのも一つはあるんですけれども、今までの状況を見てみますと、大体3年から5年周期ぐらいで大きく発生しております。

単木というか、大きな木が枯れるというのがあります。まして、予防方法の一つとしましては、更新を促して、広葉樹につきましては萌芽といたしまして、切った株からまた新しい芽が出て、クヌギとかコナラとかシイタケ木では、そういった使い方しておりますけれども、そういった更新を促すというのも、一つの方法であると考えております。

○押川委員 なかなか厄介なものが出てきたのかなという、気がしております。

せっかく広葉樹がある中で、これからいろんな観光においても、いいところありますから。これが今のところは、綾あたりでは、そんなに見られないという状況でいいんでしょうか。

○下沖自然環境課長 被害が見られているところは、西都から木城、それから綾もそうですけれども、それから県南部のほうに、かなり出ておまして、今、夏場では、かなり茶色くなりまして、観光的にも、ちょっと見苦しいような状況にもなっているところがございます。

最近、本県には、コナラとかクヌギなどが結構あります。ミズナラの被害がかなり多いんですが、ミズナラの場合は一斉林というか標高が高いところにあります。かなり被害がひどいわけなんですけれども、クヌギ、コナラ、それから常用広葉樹につきましては、そんなに大したというか、被害は大きくないという文献等もご

ざいますので。被害が大きい国有林の部分もかなりありますので、国有林とも情報共有しながら、今後の対策等を検討してまいりたいと考えております。

○押川委員 なかなか難しいですけれども、しっかり今後も管理、対応をよろしく願いをしたいと思います。

○徳重委員 今、押川委員からもお尋ねがあったんですが、浄化槽のことについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

私も、何回か質問も出させていただいた経緯もあります。県内に恐らく10万基ぐらいの浄化槽の単独浄化槽があるということだろと思っていますが、まだ4万2,000基が法定検査を受けていないということのようでございます。その5万基前後の浄化槽の中で10%っていうと、5,000基というすごい数の法定検査不備というか、これの改善は、うまく進んでいるのか、それとも言ってもなかなかしてくれないのか。その10%はどういう形になっているんですか。

○黒木環境管理課長 10%なんですけれども、*約8万基ぐらいが浄化槽の法定検査を受けていますので、約8,000基程度が不適正であるということになっています。

これにつきましては、浄化槽管理者、保守点検業者を通して改善をお願いしてまして、現在、62%ぐらい改善していただいております。

その不適正の中身ですけれども、具体的には、消毒剤がないとか、スカムがあるとか、あと水がちょっと汚いとか、清掃されていないとかというものでございます。

○徳重委員 改善費用はそんなにかからないんじゃないかと思いますが、平均どのぐらいかかっているんですか。

※次ページに発言訂正あり

○黒木環境管理課長 改善につきましては、どの部分を改善するのかというのがわかりませんので一概には申し上げられないんですが、例えば清掃がされていないということで不適正になった場合には、清掃が約2万円ぐらいですので、そのぐらいの費用がかかります。

消毒剤がないということであれば、そんなに多くの費用はかからないと考えています。

○徳重委員 ひとり暮らしのところとか高齢者の家庭とか、いろんなケースがあると思いますので、非常に難しいかなという気がするんですが、法定検査ですから、どうしてもやらしてもらわなきゃいけないということと。52%という県内の数字ですが、そこに住んでいない人っていうのもたくさんいらっしゃいますね、空き家が多いということもあって。それはもう無理としても、少なくとも80%ぐらいまでは持っていく、そういう気持ちがあれば、河川浄化を初めとした、いい生活環境にならないと、こう思うわけで。そのためには、どうしても今、一括の法定検査の手続をとっている市町村もかなり出てきて、非常にありがたいなと思っているんですが、目標をいつごろまでには80%まではいくぞと、はがきを出して入ってくれるのを待つという待ちの姿勢では進まない。

積極的に市町村と県としっかりとお話をして、確実に法定検査を受けられるような体制づくりをしてもらわなければ、意味がないんじゃないかと。と申しますのは、法定検査が五、六千円かかるわけですから、ずっと法定検査料を納めていらっしゃる人と物すごい差が出るわけですね。

そうなると、10年たてば、五、六万円出す人と出さない人と出てきてくるわけですね。そのことを考えると、できるだけ早く目標を持って、

少なくとも80%ぐらいまで持っていくようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒木環境管理課長 法定検査は法的義務ですので、理想的、一番いいのは100%なんですけれども、なかなか個人の方の理解を得るということで、難しいと考えています。

今、52.2%なんですけど、それを高くしていくことは、もちろん必要で、今のところ、県としては、平成29年度に70%までは乗せたいなと考えています。それ以後については、順次、その状況を見ながら、目標を設定していきたいなどは考えております。

それと済みません、先ほどの答えの中で間違っておりました。法定検査の受検している基数が約7万基ですので、不適正が7,000基ということでございます。

○黒木委員 万博への乾シイタケのPRについて。宮崎県の1つの産物としてPRをしていただいて、本当にありがたかったなと思っております。

地元の青年が、ウッドピア諸塚で言っていたんですけども、こういう機会に巡り合えて非常に幸せだという話をしていただきました。シイタケも幸せだったろうかと、やはりああいいうイタリアのシェフからたくさん握られて、こんなことはシイタケにとっても初めてのことだなと、見ながら思ったんですけども。

レセプションに出ているのは、手まりずし、それから串に刺した食品だったんですけど、最初に口にするのがチーズで、その次が宮崎牛で、その次がシイタケでしたから、あれ、逆だったら、シイタケが訴えるものがあつたかなと思ったんですけど。まあイタリアのシェフがしたことですからあれですけども、チーズの強烈な味と、そこから宮崎牛のおいしさと、その後にシ

イタケだったら、ちょっと訴えるもんがないなと食べながら思ったんです。あそこで試食している人に行って聞いても、お世辞かどうかわかりませんが、みんなおいしいとか言ってくれて、非常にうれしかったなと思います。通訳が横にいたもんですから、料理をつくったシェフの方に、シイタケについてどう思いますかと聞いたら、イタリアには、物すごくにおいの強いキノコとかあるけれども、それからしたらシイタケのにおいとかまるやかなにおいで、非常に食材として素晴らしいと。そして、自然に循環した栽培をやっている、そこが素晴らしいという話もされておりまして、非常にうれしかったんですけれども。

これ、アンケートの結果、9割がおいしかったという回答ということですが、これはおいしいかおいしくないかの2つでアンケートをとったわけでしょうか。

○大坪環境森林部長 私が現地に行っていましたので御説明しますが、まずは第一印象としておいしかったかどうかという二者択一でカードを入れておりました。

それに関連して、スタッフが何人か張りついていまして、全員じゃございませんけれども、その理由なんかを聞いていましたので、それは後日整理をして、フィードバックをされてくると考えております。

ですから、それに基づいてまた戦略を考えていくということになるかと思えます。

○石田山村・木材振興課長 一部、その結果につきましていただいておりますので、御紹介をさせていただきたいと思えます。

ウッドピア諸塚のほうで出されました煮しめでございますけれども、おいしいと答えた方が259名、92%ということございまして、肉厚

で歯ごたえがあつておいしい、家庭でも使いたい、値段が高くてもぜひ買いたいというような感想が、述べられているところでございます。

一方、いま一つという方が23人ほどおられたそうございまして、理由といたしまして、イタリアでは、ソースで絡めるか焼くので受け入れにくい、煮しめという形態は受け入れにくいというような感想があったと聞いているところでございます。

あと、シイタケパテですとかアヒージョですとか筑前煮等々に関しましても、ポルチーニダケやトリュフに似ているといった評価、また高級な味がするといった評価、味がちょうどいいとか、調合がよいといったようなことで、大変好評でございまして、一方で、批判的な感想を述べられた方は、イタリアの味と余りに違うという感想が述べられているところでございます。

こういった感想をまた踏まえまして、先ほど部長が申し上げたとおり、いろいろまた検討を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○黒木委員 わかりました。それから、輸入におけるキノコ類の検疫とかの要件はどういうことになっていますか。

○石田山村・木材振興課長 実は、今回輸出をするに際しまして、シイタケというものが細菌の一種みたいな分類に入るということで、税関でとめられたというトラブルがございました。

その前に、日本館におきましてシイタケを使った料理、実際に輸入をして、農林水産の本省のほうで手続のほう、先方の外務省と協議をいたしまして、輸出の証明書のところに産地の証明とその学名を書くということで、輸出を通過させていただいたというような経緯がございまし

て、今回、宮崎から持ち込みましたものにつきましても、同じ処理をして、それで輸出をしたということでございます。

ちょっと手続上は、いろいろとヨーロッパに輸出する際には、かなり煩雑になるのかなと考えてございますが、今回、持ち込みましたので、この知見を生かして、今後の輸出のほうにも、その手続のノウハウ等々、民間にも普及してまいりたいと考えてございますし、それがまた円滑に進むように、サポートもしてまいりたいと考えてございます。

○黒木委員 最初は大事ですけれども、これが少しでも広がるように、そういったいろんな指導とかもいただきたいと思います。

それから、今回のこの式典といいますかPRに対して、JA関係はどのような関係だったんですかね。農産物も宮崎牛とかも含めて。組合長さん方が一緒に行かれていましたから、どういうあれがあったのかなど。

そういうことを聞くのは、先ほどシイタケの販路促進で、経済連に予算を助成するという話を聞いたものですから、本当に一生懸命やってくれるのかなという気もしているものですから。

○大坪環境森林部長 今回、そのJAグループも多数参加されてましたし、JAでもシイタケを扱っていらっしゃるんですので、ちょっとそこ辺は農政水産部のほうに確認をさせていただきますか。

○黒木委員 それから、このドイツで10月に行われるアヌーガ2015ですけれども、これにはどのような出展の方法をされるんでしょうか。シイタケを出展するんでしょうか。

○石田山村・木材振興課長 同じく乾シイタケを持ちこもうと考えております。

ただ、持ち込み方法等につきましては、先方

さんといろいろとまた調整させていただいて、検討の上、対応してまいりたいと考えてございます。

○黒木委員 数多い農林産物の中で、今回、選んで出展していただいて、何か地域にとっても、生産者にとっても、非常に大きな励みではないかと思っております。また今後ともいろいろと御協力、御支援をいただきたいと思っております。

○大坪環境森林部長 一点だけ補足させていただきますと、イタリア・ミラノの博覧会の後にドイツに参りまして、ドイツで日本食レストランのシェフと話をしました。その中で、やはり高級食材としてシイタケはぜひ欲しいという話がありました。

現地では、確かに日本食ブームなんですけど、9割は中国系の経営なんだそうです。ですから、中国産との差別化を図るという面では、やはり肉厚のどんこが欲しいという話があったんです。そういったことで、現場のニーズを十分踏まえながら、我が県の勝機がどこにあるのかといったことを、現場サイドと十分相談しながら進めていきたいと思っております。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他の報告事項に関する質疑はここまでとしまして、その他で何かございますでしょうか。

○右松委員 高鍋町の行政関係者の方からで、ヤンバルトサカヤスデの苦情が連日あっていて、みたいでして。ちょっと調べてみたんですが、台湾原産の外来生物ということで繁殖力が非常に強くて、平成3年に徳之島で確認をされて北上して、15年に鹿児島市のほうで出ていると。今、高鍋のほうで大量発生をしているみたいで

して、駆除剤を散布して、毎日のように山林に入っているみたいなんですが、被害というか、県内の状況とか、支援策とか、そのあたりのこととか協議されているのかどうか、ちょっと教えてもらえるとありがたいなと思います。

○**下沖自然環境課長** 特定外来種といいますか外来生物ということで、これについては、いろいろ市町村とも情報等をとっているところですが、先ほど言いましたヤンバルトサカヤスデについては、まだ情報をこちらで持ち合わせておりませんので、市町村とも協議しながら対応してまいりたいと思います。

○**右松委員** いろいろと私がやりとりをしている中で、かなり発生していて、落ち葉や杉の下とかで大量発生しているみたいで、県のほうで何とか支援ができないんでしょうかという話もちょうとありまして。高鍋町ですので、現地に確認してもらおうとありがたいなと思っています。対応できる場所があれば、対応してもらおうといいのかなど。人的なことなのか、補助的なものなのか、そのあたりをちょっと現地と調整してもらえるとありがたいなと思っています。

○**下沖自然環境課長** 今の件につきましては、高鍋町のほうと協議してまいりたいと思います。

○**渡辺委員長** 今の件につきましては、県としても一定の状況把握があると理解をしていてよろしいですか。

○**下沖自然環境課長** 外来生物につきまして、被害が及ぶもの、人的な影響のあるもの等もございまして、そのあたりは十分検討して、対処してまいりたいと考えております。

○**渡辺委員長** 質問として出ましたので、簡単なとりまとめ、被害状況の把握とかできましたら、またちょっと相談をさせていただいて、委員会で報告か、もしくはペーパーで資料提供な

りて対応願いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでよろしいでしょうか。

○**右松委員** はい、いいです。

○**渡辺委員長** ほかに、その他でございましてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

あすは、午前10時再開とし、農政水産部の審査を行います。その他何かありませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後3時26分休憩

午後3時29分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開しますが、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時29分散会

平成27年 9 月 18 日 (金曜日)

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	黒 木 正 一
委 員	右 松 隆 央
委 員	太 田 清 海
委 員	有 岡 浩 一
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 次 長 (農 政 担 当)	三 好 亨 二
農 政 水 産 部 次 長 (水 産 担 当)	山 田 卓 郎
畜 産 新 生 推 進 局 長	福 嶋 幸 徳
農 政 企 画 課 長	戎 井 靖 貴
ブ ラ ン ド ・ 流 通 対 策 室 長	原 拓 実
地 域 農 業 推 進 課 長	大 久 津 浩
連 携 推 進 室 長	山 本 泰 嗣
営 農 支 援 課 長	日 高 正 裕
農 業 改 良 対 策 監	児 玉 良 一
食 の 消 費 ・ 安 全 推 進 室 長	河 野 和 正
農 産 園 芸 課 長	甲 斐 典 男

農 村 計 画 課 長	河 野 善 充
畑 かん 営 農 推 進 室 長	竹 下 裕 一 郎
農 村 整 備 課 長	甲 斐 康 真
水 産 政 策 課 長	成 原 淳 一
漁 業 ・ 資 源 管 理 室 長	兼 田 正 之
漁 村 振 興 課 長	田 原 健
漁 港 整 備 対 策 監	川 越 克 彦
畜 産 振 興 課 長	坊 蘭 正 恒
家 畜 防 疫 対 策 課 長	久 保 田 和 弘
工 事 検 査 監	吉 田 勝 己
総 合 農 業 試 験 場 長	山 内 年
県 立 農 業 大 学 校 長	後 藤 俊 一
水 産 試 験 場 長	神 田 美 喜 夫
畜 産 試 験 場 長	西 元 俊 文

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	長 谷 恵 美 子
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。おはようございます。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○郡司農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

まず、御報告をさせていただきたいと思えます。

昨日のチリ中部沖における地震の発生に伴いまして、本日午前3時に宮崎県に津波注意報が発令されました。農政水産部におきましては、関係職員を直ちに登庁させ、警戒態勢に入ったところであります。現在のところ、被害の報告

はございませんが、引き続き警戒態勢をとっていきたいと思っています。東北のほうで70センチ程度の津波ということですので、近々到達すると思いますが、気を緩めずにしっかり警戒をしていきたいと考えております。

全体の説明に入ります前に、私からお礼と御報告を申し上げたいと思います。

まず初めに、先月8月27日に、口蹄疫終息5周年式典を開催し、渡辺委員長を初め、委員の皆様方には御出席をいただき、まことにありがとうございました。

「忘れない、そして前へ」この言葉を胸に刻んで、我々一同、しっかり防疫をやっていくこと、それから口蹄疫からの再生、復興、畜産の新生に向けて、さらに歩を進めていくという覚悟を新たにしたところであります。今後とも、この件についてもよろしくお願ひしたいと思います。

また、今月上旬には、ミラノの国際博覧会に、日高副委員長を初め押川委員、黒木委員、徳重委員に御出席いただきました。この件についても、まことにありがとうございました。

本県から出展いたしました宮崎牛やお茶、ブリ等の農水産物につきましては、それぞれ高い評価を得たと手応えを感じたところでございます。

次に、8月下旬に襲来いたしました台風15号による農水産物関係の被害状況についてでございます。

現在、被害額を取りまとめ中でございますけれども、農水産業全体では数億円、5億円を超える程度の被害規模になるのかなと思われま。農作物ではクリを初めとする果樹類、キュウリ等に被害が出ており、農地・農業用施設で

は、畦畔や水路の崩壊などの被害が出ておるところであります。

詳細は、今、取りまとめをしておるところでございますけれども、委員の皆様には、被害額が確定次第、御報告をいたしたいと考えているところでございます。

今後とも、市町村を初め関係機関と連携をとりながら、復旧事業等に適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、台風15号のほか、6月以降の長雨・日照不足も含めまして、被害農家への対策として、9月10日に災害資金を発動し、被害を受けた農業者の経営維持・再建に必要な営農経費等への融資に対して、しっかり対応していこうとしているところでございます。今後とも、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

Iの予算議案の議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」及び議案第2号「平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」についてでございます。

今回の補正は、地方創生交付金の上乗せ交付分の事業実施や決算剰余金の確定等に伴う補正でございます。

まず、議案第1号の一般会計の補正額についてでございます。

(1)平成27年度歳出予算課別集計表の9月補正額の列、一般会計の合計の欄にありますように、3億4,654万4,000円の増額補正をお願いしているところであります。

また、議案第2号の特別会計の補正額につき

ましては、下から2段目になります合計の欄にありますように、1,898万円の増額補正をお願いしているところであります。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、423億259万4,000円となります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきたいと思っております。

続いて、8ページをお開きいただくとありがたいと思っております。

Ⅱの特別議案でございます。

議案第8号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」外1項目について、関係課長、室長から説明をさせていただきます。

次に、11ページをお願いしたいと思います。

Ⅲの議会提出報告についてでございます。

損害賠償額を定めたことについて及び県が出資している法人等の経営状況についてでございますが、法人等の経営状況につきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づき、農政水産部所管の7つの法人の経営状況等について御報告するものであります。

最後に、24ページをお開きください。

Ⅳのその他報告でございます。

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の平成26年度取り組みの概要についてを初め、8つの項目につきまして御報告いたします。詳細につきましては、関係課長・室長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上でございます。

○戒井農政企画課長 農政企画課でございます。

平成27年度9月補正につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の69ページをお開きください。

農政企画課の9月補正額につきましては、一般会計のみで9,087万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄にありますけれども、26億1,748万5,000円となります。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

71ページをお開きください。

上から5段目の(事項)農業情報・技術対策費、1の新規事業「総合農業試験場発食品分析法人育成事業」でございます。

事業の具体的な内容につきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明をさせていただきますと思います。2ページをお開きいただきたいと思っております。

この事業は、1の事業の目的・背景にございますように、本県の特許技術を活用して開発いたしました分析装置を利用して、残留農薬や機能性成分の分析法人の設立を行いまして、本県農水産物のブランド化や高付加価値化を図るものでございます。

具体的には、右のページで御説明をさせていただきます。

上段の現状・背景にございますように、県の農業総合試験場で開発いたしました成分抽出の特許技術を活用しまして、みやざきフードリサーチコンソーシアムの中で、島津製作所等と共同研究を進めてきたところ、本年1月に世界初となる超臨界流体抽出分析装置を開発したところでございます。本装置は、50分という短時間

で500成分の一斉分析を可能とするものでございまして、世界最先端の分析装置となつてございます。

一方で、消費者の食の多様化が進んでございまして、特に安全や健康に対するニーズが高まってきているところでございます。

これらを踏まえまして、県といたしましては、その下の方向性に記載してありますとおり、残留農薬分析では、J Aでの分析に加えまして、卸売市場、農業法人等も含めたオール宮崎での分析体制を整えること、また、その右手にありますように、健康機能性では、機能性成分によりまして、本県農産物に付加価値を創造すること、さらに、人材の集積につきましては、本県に分析関係の人材やノウハウの集積を図ろうということが重要であると考えてございます。このため、本県に食品分析拠点を整備することとしたいと考えてございます。

具体的には、下の対応欄にございますとおり、食品分析法人としまして、一般社団法人食の安全分析センターを新たに立ち上げまして、農産物及び食品の受託分析・研究を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、10月に立ち上げまして、12月には分析のトライアルを開始して、来年3月には国際認証であるISO17025の申請を行いまして、4月には本格稼働をさせるような準備作業を進めてまいりたいと考えております。

本事業につきましては、その右手の欄にございますけれども、そのために必要な経費を計上させていただいております。右側の事業内容のところの①でございますが、県内外でのPRのための事業セミナーの開催、②にございますように、事業計画の策定、必要な超臨界流体抽出

分析装置及び周辺装置の整備、ISO取得に必要な申請書類の作成を行うこととしてございます。

当該事業によりまして、食の安全・安心日本一を国内外に発信することで、下段にありますように、ブランドの強化、契約取引の輸出の拡大、また技術開発の加速、さらには食品関連産業の強化・集積を図ってまいりたいと考えてございます。

左側のページ、2ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要の欄でございますが、予算額は9,087万4,000円、事業期間は1年間をお願いしてございます。

農政企画課からは以上でございます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

まず、歳出予算説明資料の73ページをごらんください。

当課の9月補正額は、一般会計のみで、2億5,567万円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄ですが、60億657万4,000円となります。

75ページをお開きください。

今回の補正は、(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費の新規事業「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」で2億4,773万1,000円と、その下の(事項)構造政策推進対策費の新規事業「人と農地の地図情報化による地域連携事業」で793万9,000円であります。

詳細は、別冊の委員会資料で御説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業でございます。

1の事業目的にありますように、本県も全国と同様に農業の担い手の減少に歯どめがかからない中、限られた担い手で、本県農業の生産力を維持・拡大するためには、従来の生産方法の単なる踏襲ではなく、多様な人材と連携した新たな技術の導入や仕組みの構築等に積極的に取り組む産地形成が急がれると認識しております。

そこで、県立農業大学校を農業総合研修拠点として位置づけ、農業人材の育成・確保に産学官金が連携いたしまして取り組むものであります。

なお、アグリプレナーとは、下に書いてありますが、農業のアグリカルチャーと起業家のアントレプレナーを合わせた造語でありまして、新たな農業技術で、新規参入や規模拡大、経営の多角化に取り組む参入者・企業、農業者を指しております。

次に、事業の仕組みについて、5ページで御説明いたします。

まず、①のチャレンジファーム機能強化事業では、6月補正でお願いしました農大校のチャレンジファームの測量・設計が終わり、地方創生交付金を今回活用した農場整備と、新規参入者による肉用牛繁殖経営を想定した簡易発情発見装置及び自動環境制御システムを整備するとともに、民間企業や法人等と戦略的に連携した次世代農業研修を行うものであります。

次に、②の生産基盤構築支援事業ですが、左下の大規模法人参入支援では、参入企業等が有します独自の販路・技術等を活用し、県内生産者と連携した生産・販売などウイン・ウインのパートナーシップ構築を図りながら、大規模農業経営を目指す他産業からの農業参入に対しま

して支援をするものであります。

次に、ICT活用農業実践支援では、本県が技術開発に深く関与いたしましたICTによる施設ハウスの複合環境制御システム等や簡易発情発見装置を県内の農家に対し、さらに普及を図るための整備支援であり、経験や勘に基づく農業からの脱却によりまして、省力、高収益農業を実践していこうというものであります。

右側の加工・業務用野菜産地育成支援では、マーケットニーズが高まっている加工・業務用野菜におきまして、大型機械を活用した生産体系化を各産地で実証しまして、新たな産地づくりや新品目の導入を加速させるものであります。

最後に、③の地域人材育成支援事業では、大規模農業経営の参入を志向する他産業に対しまして、安心して参入できるフォローアップ体制を強化するとともに、先進農家等と連携した畜産実践研修により、新技術習得の加速化を図るものであります。

これらの取り組みを関係機関、団体と一体となって支援するとともに、冒頭説明しました農業大学校を農業総合研修拠点として産学官が連携して、お互いがそれぞれの知恵と情報を持ち寄るラウンドテーブルとしても活用することにより、農を基軸とします産業のダムを構築し、宮崎の農業へ多様な人材を呼び込む流れを加速させ、ICTを駆使し、未経験の若者でも地域農業の牽引役となれるよう育てていきたいと考えております。

さらに、多様な連携によるビジネスチャンスの創出や、農業関連産業との育成等を積極的に進めながら、地域経済の好循環を図ってまいりたいと考えております。

4ページに戻っていただきまして、2の事業概要ですが、予算額は2億4,773万1,000円で、事業期間は、平成27年度であります。

次に、6ページをお開きください。

人と農地の地図情報化による地域連携事業でございます。

この事業は、総務省の新たな広域連携促進事業を活用いたしまして、農地や担い手等の情報を一つの農地地図情報に統合し、さらなる見える化を進めることにより、県、市町村、団体等が連携して事務処理に取り組める仕組みをつくとともに、各種施策を横断的かつ総合的に推進する環境を整備するものであります。

それでは、事業の仕組みにつきまして、7ページをごらんください。

中央の平成18年度から整備を進めてまいりました水土里情報システムにおきまして、これまで多面的機能支払いや耕作放棄地データを初め、前畜産農家の埋却予定地や経営概況等の家畜防疫データなどを統合してまいりました。

今回、新たに中山間地域等直接支払い制度、農地中間管理事業、経営所得安定対策、そして人・農地プランの4つのデータを統合するとともに、農地や担い手等に関する一元化された地図情報を全市町村で利用できる環境を整備することで、現場での話し合い活動をさらに深めるとともに、集落や産地での企画力強化や、施策導入にかかわります事務の高度化、省力化などを支援していくこととしております。

6ページに戻っていただきまして、予算額は793万9,000円、事業期間は平成27年度の1年間でございます。

説明は以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございま

す。

お手元の歳出予算説明資料の77ページをお開きください。

当課の9月補正予算額は、特別会計で1,898万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、9月補正後の特別会計の予算額は、右から3番目の欄にございますように、1億6,118万3,000円、一般会計を合わせた全体の予算額は28億5,259万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

79ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費1,898万円の増額であります。この資金は、沿岸漁業について、経営改善や新規着業等に必要となる資金を無利子で貸し付けるものでございますが、今回の補正では、昨年度の決算剰余金が確定したこと等に伴いまして、これを本年度の貸し付け財源として組み入れるものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○兼田漁業・資源管理室長 お手元の常任委員会資料の8ページをお開きください。

議案第8号の「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例は、うなぎ稚魚の取扱いに係る犯罪を防止し、公共の秩序を維持することを目的に、平成7年に制定されたものでございます。

本条例は、全てのうなぎ稚魚を取り扱う業者を登録した上で、条例で定められた範囲の取引のみを認め、その記録を義務づける内容となっており、近年、ウナギ資源の管理許可が求めら

れる中、うなぎ稚魚の具体的な取り扱いや流通を明確にする先進的条例として、国を初め高い評価を得ているところでございます。

当議案は、1の改正の理由にありますとおり、うなぎ稚魚の取り扱いに係る登録について、この6月にウナギ養殖業が内水面漁業の振興に関する法律に基づく農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に定められましたことから、同法の規定に違反した者を条例の登録拒否の対象に追加をするものでございます。

なお、施行期日は公布日としております。

水産政策課は以上でございます。

○竹下畑かん営農推進室長 畑かん営農推進室でございます。

常任委員会資料9ページをお開きください。

議案第9号「国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」御説明いたします。

これは、平成27年2月定例県議会において、議決をいただきました国営尾鈴土地改良事業執行に伴う高鍋町を初め3町からの負担金徴収についての議決内容について、国の負担金の確定により市町村負担金を変更するものでございます。

平成26年度に完了いたしました国営尾鈴土地改良事業につきましては、関係3町から負担金全額の繰り上げ償還の申し出があり、平成27年2月定例県議会にて、負担金と徴収期間について議決をいただいたところではありますが、平成27年7月14日、国から負担対象事業費の確定通知がございまして、1の負担金にありますように、関係3町の負担金に変更が生じたので、国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例第3条第3項の規定に基づき、議決内容の変更を求

めるものでございます。

負担金の3町の合計額は、表の下段にございますように、変更前の7億3,671万6,338円から、変更後の7億3,671万3,422円になりまして、2,916円の減額となります。

なお、負担金の変更につきましては、既に関係3町に対し意見を求め、同意を得ているところでございます。

2の徴収期間については、変更はございません。

畑かん営農推進室は以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。議案等についての質疑はございませんでしょうか。

○右松委員 それでは、2ページの総合農業試験場発食品分析法人育成事業なんですけど、順々に、まず、これからやっていきたいと思っておりますけど、非常にタイミングよく、世界初の超臨界流体抽出分析装置が開発できたのかなと思っています。

平成21年9月に消費者庁ができて、厚労省それから農水省が、今まで分かれていたものを一元的に管理をするような形になりまして、事業効果にも出ていますけど、食品表示法に即した商品の開発ということで、ことしの4月から施行された食品表示法ですか、非常にタイミングよくいい形で出てきたなと思っています。

それで、伺いたいのが、一般社団法人のほうで、仮称ですけど、ここに書いていますが、設置をして運営をしていくということでありませう。

幾つかちょっと調べていく中で、全国にも、例えば三重県の四日市市とかが食品分析開発センターということで、一般財団法人とか、ある

いは日本食品分析センターとか、いろいろ先行してやっているところはあるんですが、差別化はもちろん間違いなくできるとは思っています。

それで、調べていくと、機能性成分の分析とか残留農薬とか、やはりこういったところというのは、例えば調査に15万円とか20万円とか、そういう形で費用を受け取って調査をしているんです。種類がちょっと違いますけれども、恐らく今後運営費といいますか、それなりにかかってくると思うんですが、そういった検査費用に関するのと、そして、今後の運営経費、どういうふうな形で想定されておられるのか、そのあたりをちょっと教えてもらいたいと思います。

○戒井農政企画課長 分析法人の経費等についてお答えさせていただきます。

今、収支計画を立ててございまして、事業計画案、今の段階で検討しているものによりますと、28年度、本格稼働してからでございますが、年間大体2,200件ぐらいの残留農薬分析の受託を見込んでおります。1件当たり、県内は大体3万円とかそれぐらいの値段で。また、県外につきましては、差を設けて8万円からということでやりたいと思っております、大体年間8,800万円ぐらいの売り上げを見込んでいます。

一方で、人件費等も含めまして、分析に必要な試薬、消耗品等含めて、1年間で8,200万円ほどの支出があると見込んでございまして、初年度は数百万円程度の黒字を見込んでおりますが、それ以降、分析の受託をふやすことによって黒字をどんどん伸ばして経営強化を図っていきたくて考えております。

○右松委員 事業効果、大変これは期待をしているところなんです、28年度、2件ということで、大体の内訳というか方向というか、そのあたりの中身をちょっと教えてもらいたいなと思っております。

○戒井農政企画課長 この2件につきましては、一つは、キンカンのβ（ベータ）ークリプトキサンチン、こちらは、人の抗酸化作用を高めるような機能があるということで、宮崎大学等と連携して研究を進めているもので、この分析法人の分析とあわせて商品化を進めていきたいと思っております。

また、もう一件は、鶏肉の地頭鶏などにあるイミダゾールジペプチドと申しまして、これはアスリートの疲労回復に非常に有効な成分として注目されているものでございまして、こちらにつきましても、その成分を分析等をして商品化につなげていければということで、今、研究開発を進めているところでございます。

○右松委員 大変期待していますので、ぜひ頑張ってください。

○黒木委員 関連してですけど、この予算額の9,087万4,000円は、主としてこの分析装置代と考えてよろしいですか。どれぐらいの価格なんでしょうか。

○戒井農政企画課長 主に、超臨界流体抽出分析装置になりますけれども、これが大体1台5,000万円というところで、一番高額になってまいります。

そのほか、それと併用して液体クロマトグラフィーでありますとか、ガスによるクロマトグラフィーの装置、周辺の機器等も含めて計上しておるところでございます。

それに加えて、事業計画の検討の費用であり

ますとか、またISOの申請に900万円ほど必要になってきょうかと思っております。

あとは、需要拡大のセミナーのような費用として計上させていただいております。

○黒木委員 島津製作所などが、機械は製作されるんですね。そうすると、この本県の有する特許技術を活用してというのは、これは島津製作所から特許料なりが入っているんでしょうか。

○戒井農政企画課長 試験場の持っている特許につきましては、その分析に当たりまして、水分というのが邪魔になってまいりますので、水分を凝縮させるような添加剤を加えるという調整の特許になります。

こちらにつきましては、試薬が売れますと特許料が県に入ってくるような仕組みになってございます。

○黒木委員 宮崎は、これまでも残留農薬分析では日本一を誇っていたと思うんですけども、今回このような残留農薬を、より成分分析できるということで、年間、今2,200件を予定しているということですけど、これまでの残留農薬の分析はどれぐらいの件数、毎年行われていたのでしょうか。

○戒井農政企画課長 JAの分析センターにおきまして、農協の組合員向けでございますけれども、毎年6,000検体がなされております。

それ以外に、試験場のほうでは、プラス300件程度需要があるところでございます。県内外含めて、広く、特に卸売市場とか法人等、まだまだ実施してないところもございまして、あとは県外の大手の食品企業とかそういったところから、農産物だけに限らず、加工食品とかそういった面も含めて、幅広い需要を開拓していき

たいと思っております。

○黒木委員 知事もこの前ミラノに行って、日本一の分析能力を持ってるんだという話をしましたけれども、それが消費者の安全・安心に当然つながっているものと思いますが、生産者の所得アップにどうやってつなげていくかということも、これは非常に大きな重要な課題ではないかと思うんですが。

3ページに本県の青果物が約28万トンとありますけれども、これの市場流通と市場外流通の割合はどれぐらいなのか。これまで宮崎県が誇る残留農薬、一番すぐれていると言いながら、市場の中でほかの県と何らかの差別化ができているものか。例えば、宮崎県は、比べたときに単価が高いのか。今の状況はどうなっているんでしょうか。

○原ブランド・流通対策室長 約28万トンの生産のうち、JA系統の取り扱いが約15万トンでございます。卸売市場関係がおおむね13万トンぐらいですね。その他の農業法人とか直売所等に出されているものが約2万8,000トンぐらいございまして、合わせて28万トンという形になっております。

主に販売先別にいきますと、県外向けが約19万9,000トンぐらい出ている状況でございまして、そういうふうな県外向けの流通に対しまして、この農産物の安全・安心の取り組みは非常に大きな武器になっていくと思っております。

○黒木委員 それから、この装置を導入するに当たって、代理店でしたか、島津製作所関係の方でしょうか、雇用が生まれていると思うんですけど、この方はどのような仕事をされて、この装置の取扱いは難しいから、その指導のために入っているのか、どういう状況でしょう

か。

○**戒井農政企画課長** 雇用につきましては、10月に立ち上げまして、11月に、今現在、県の事業で雇っている人の任期がもう切れますので、この法人が雇用するような形で1名、主に分析を実施するという事。あとは県の事業で、分析関係の研究に従事している方が3名いますので、その方々が3月に切れますので、事業が終わって、その後、4月から雇用して研究と分析をあわせて実施していきたいと。これから、それ以外の方の募集等も検討してまいりたいと考えております。

○**黒木委員** もうかる農業ということで進めているわけですが、こういうことが、生産者、所得の向上につながるような付加価値をつけたり、いろんな競争力の強い食品ができるように、これを機会に取り組みをさらに進めていただきたいと思っております。

○**太田委員** 一般社団法人ということで、今、聞いていると県の職員の技術者はやめられた、継続して採用するというような感じでお聞きしましたが、法人自体の人的な体制、理事長とか、社長とか、そういう呼び方があるかもしれませんが、どういうふうになるんですか。

○**戒井農政企画課長** 体制につきましては、まず理事長としまして宮崎大学教授に、今、打診をしているところでございます。

理事長は非常勤として実施することにしまして、また理事につきましては宮崎県、また、FRCというフードリサーチコンソーシアムで、今まで取り組みを一緒にやってきました島津製作所でありまして、日本冷検協会でありまして、そういったところ、産業振興機構、また、農業振興公社、経済連のほうにも打診をしてご

ざいます。そういった理事の方に参画していただいて、経営方針を決めていきたいと考えています。

また、その中で研究員3名の体制、プラス分析員を1名プラスアルファで考えてございまして、この体制で事業を展開してまいりたいと考えてございます。

○**太田委員** これは、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金というようなことで、そういう名目があって事業を起こされるわけですから、地域に何らかの活性化をもたらす組織とか、事業でないといかんということで、それが認められているとは思いますが、先ほどの右松委員の質疑にもあったように、黒字化を図ってとか、先ほど出た特許料の問題とかでもいろいろあるんだらうなと思っております。

先ほど1台5,000万円と言われましたよね。これは、交付金で買うわけですけど、5,000万というのは、これで言うと島津製作所のほうに行くんだらうなと思っておりますけど、これは、将来、他県でも、民間事業者でもそういう機材を導入してというようなこともあり得ることなんですか。この1台のみがここにあるだけということなのか、島津製作所自体もどんどん県外に打って出るようなことになるのかどうか、それはどうなんですか。

○**戒井農政企画課長** 説明が十分でなくて申しわけございません。

1台は、昨年度の事業で県の農業試験場のほうに1台、第1号をもう整備してございます。それに加えて、今回この事業によりまして、2台目を準備すると。この2台体制になることによりまして、片方、仮に故障した場合でもしっかり対応できるようにするというのと、件数を

ふやすということでございます。

お尋ねの島津製作所が他県なりほかの事業者にも売れるのかという問いかけにつきましてはそのとおりでございまして、島津製作所としては幅広く販売をしていくという体制でおりますけれども、本県の農業試験場の持っているノウハウとしましては、単にこのハードとしての分析装置だけでなく、ソフトとして分析の方法でありますとかノウハウ、分析できる成分数でありますとか、そういった方法につきましては、なかなか他県ではすぐにはまねできないものであると思っております。

また、試験場で、この分析技術の開発につきましても、他県に秀でたものを持っておりまして、そういったもので、要は他県からいつか追いつかれるということもあるかもしれませんが、どんどん先を進んでいくことによって、本県の優位性を確保してまいりたいと考えてございます。

○太田委員 一応、念のため確認です。

島津製作所としても発展的に会社が伸びていってほしい、それが地域活性化だとも捉えるかもしれませんが、2台目、3台目、4台目とかいって、どんどん売れていくようなものではないでしょうかね。

○戒井農政企画課長 なかなか高額なものですので、どんどん売れていくかということ、ちょっと判断ができかねるところがありますが、ただ、引き合いはあると聞いております。

特に、化学試験研究機関、そういったところから引き合いがあるとは聞いてございます。

○太田委員 そういう研究機関、産学官で研究された機材が売れることによって、特許的なもののような感じで、県にその一部が戻ってくる

とかいうようなことはないんですか。みやぎきFRCによる連携研究とありますが。

○戒井農政企画課長 先ほど申しあげました抽出分析特許がございまして、こちらについては使用されればされるほど、県のほうに特許料が入ってまいります。それに加えて、本県と宮崎県が開発した装置が世の中に広がることによって、本県の食の安全・安心でありますとか、ブランド化というのが、より認識が広まっていくものと考えてございます。

○押川委員 すばらしいものを開発していただいたということで、本当に安心・安全なものが、さらに提供できるということで喜んでおります。

そういう中で、この①のセミナーの開催について、関東、関西、県内ということでもありますけれども、どのような形で、いつぐらいに、どういう関係の方々に声をかけながらやられるのか、内容を教えてください。

○戒井農政企画課長 法人を立ち上げまして、11月以降でございましてけれども、このFRCの取り組み、島津製作所、日本冷検協会でありますとか、そういったところを含めまして、今まで開発してきましたこのFRCでの取り組みの成果でありますとか、また、この分析装置の優位性、今やっている新しい機能性成分の分析の研究発表等も踏まえまして、幅広く食品関連産業の方々をお呼びしまして紹介してまいりたいと考えております。

○押川委員 関係の方々を中心にとということだろうかなと思いますけれども、できることならば、それぞれのこの消費者関係、量販店とかいろんなところもあるんだろうという気がするんですが、せっきくのすばらしいものであります

から、やるのであれば、そこらあたりまでしっかり、やはり宮崎県がこういうことまでやって安全・安心なものを皆さん方に提供するんですよという形でやられたほうがいいのかなという気がしますけど、いかがでしょうか。

○**戒井農政企画課長** 御意見踏まえまして、消費者等も含めて、どれだけ幅広くできるかというのは、ちょっと予算の関係もあると思いますが、御意見踏まえて検討してまいりたいと考えています。

○**押川委員** お願いします。

○**有岡委員** 関連でお尋ねしたいと思いますが、成分抽出特許というのを持ってらっしゃるということで、例えばこの分析装置で中国のものを分析できるのか。例えば日本では使っていないようなダイオキシンみたいなものを使っているというのまで検査ができるのかどうか、そこ辺の技術をちょっと教えてください。

○**戒井農政企画課長** 基本的にはこういった成分でも、技術的に可能なものにつきましては、国内、国外問わずできることとなりますが、当面は国内で農薬として認められているような800成分について幅を広げていきたいと思っています。

それ以外につきましても、ダイオキシン等も含めて、ただ、技術の性質上、できるものできないものはあるかと思いますが、可能な限り対応できるようにはしていきたいとは思いますが、まずは国内の残留農薬について、しっかり対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○**有岡委員** 一つの考え方として、TPPという一つのハードルを今度12月をめどに、また動きがあるようですが、海外のものが入ってくる

ときに、やはり検査ということで、こういう残留農薬の検査というのが、かなり注目されると思うので、そういった意味ではタイミング的に大変いい時期であるし、また必要な時期だと思うんですが、そのときに、そういう海外のものも検査ができるというような、島津製作所あたりともう少し検討されると、宮崎の特許というのが本当に生きてくるのかなと思うんですけども。

それも一つの考え方ですが、その中で、もう一步踏み込んでいったときに、以前から申し上げているように、この前イタリアに行かれてお茶を飲まれた。これが普及した背景には、オーガニックというようなネームバリューがございまして、安全なものはもう当然だと。ですから、オーガニックというところまで持っていくのが世界基準になるのかなと思うんですね。そういった意味では、今回の、これで終わりではなくて、次にもう少し、また挑戦していかなきゃいけない時期なのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○**戒井農政企画課長** 海外品につきましても、例えば大手の食品関係の方から話を聞くと、国内で、特に海外品を輸入した場合に残留農薬とかはしっかりチェックされているかどうかというのは、非常にニーズが高いと聞いておりまして、こういった面も需要開拓はできるのかなと考えております。

また、オーガニックということにつきましても、有機農業の推進と、県としても、なかなかコストはかかるので、全体にというのは難しいところはございますけれども、推進をし、かつオーガニックがしっかり、残留農薬の面でも十分基準を満たしていることにつきまして、しっ

かり県内の農家の方々に、こういう分析装置があることを周知しまして、利用を進めてまいりたいと、利用していただけるように推進してまいりたいと考えております。

○有岡委員 あと一点だけお尋ねしますが、例えばISOを申請して取得する。要は、PRして、本当にこの宮崎のものが安全だとか、そういったイメージというか戦略として、本当に安全だということをPRするためには、何らかの表示なり必要だと思うんですが、そこら辺のこの見解として、この成分抽出、特許をとったもので検査してますというだけでは弱いと思うんですね。そこら辺の今後の戦略的なことはISO取得以降の動きはいかがなんでしょうか。

○戎井農政企画課長 当面は、商品を販売するような、企業、農業法人等含めて、ISO認証をとった分析機関でしっかり検査をしているということをPRしていただくことで進めようと考えておりましたけれども、何らかの表示が有効ではないかというような御意見もしっかり受けとめまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○有岡委員 よろしくお願ひします。

○太田委員 8ページのうなぎ稚魚の取り扱いに関する条例がありますが、法律に違反したものを拒否できるということではありますが、違反はいっぱいあるんですかね。例えばどんな内容。

○兼田漁業・資源管理室長 例えば、県外の稚魚を取り扱うということで条例の登録を受けていらっしゃる方が、大臣の許可なく、ウナギの養殖業を宮崎で営まれた場合、条例の登録を取り消すことができないという事態が生じますので、そういった場合を想定いたしまして、今回の改正を行わせていただきたいと考えておりま

す。

○太田委員 違反の内容は、事例としては1つなんですか。いろんな公共的な違反があるかもしれないませんが、違反というのは、今言ったような、県外のどうのこうのという、1つの違反事例のみについての対応なんですか。

○兼田漁業・資源管理室長 例えばということでございますけれども、基本的に、条例の中でウナギというのは、どなたも、まずは、採捕された後のは触ってはいけないという前提の中で、それぞれの譲り受け、譲り渡しの方々、それぞれの方を登録してやっております。

その方々というのが、条例で扱ってはいけないとしているものと、法律で、養鰻業というのは今年度から許可のない方はできないということがございます。その中で可能性としまして、今申し上げましたようなものがありますことから、必ず押さえておく必要があるということで、今回出させていただきます。

○押川委員 4ページのアグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業の中で、御案内のとおり、なかなか農業後継者のなり手が少ないというような形の中で、新たな農業大学校を中心とした、6月議会でも説明をいただいたところでもありますけれども。特にこの②の生産基盤構築支援事業という中で、今回1億3,700万円の予算があるんですが、参入する支援ということですから、既にこういった法人に取り組みをしようというようなことが何件か出てきているんですか。それとも、今後あることについて支援をしますよということなのか、そこらあたりをちょっと教えてください。

○大久津地域農業推進課長 大規模の参入支援につきましては、企業参入ということで、今ま

でもずっとそういった誘致活動を進めておりまして、今現在進行形ということで予定されているところと、まだ最終判断までは出ておりませんが、そういった形で確保とかいろんな形も含めた参入ということで動いているのがございまして、今のところ、まだ決定ではございませんので個別には申し上げられませんが、今進行形で進んでいる予定のところをぜひともことし決定して、ここで支援して誘致に向けたと考えておるところでございます。

○押川委員 はい、わかりました。

そういう中で、この法人の中で生産から加工、流通までいくわけでしょうから、例えば、農業経営者となる人たちを、この法人の中でも育成されていくような考え方で事業ということで理解をしておってもよろしいでしょうか。

○大久津地域農業推進課長 この企業参入につきましては、従来から県の方針といたしまして、この参入企業の選定に当たっては、地域の農家さん、法人さん、それとJA、こういったところと生産あるいは販売、いろんな技術導入等についてしっかり連携する、生産法人とか連携体を組んだ形での推進ということで県としての方針を基本的に進めておりますので、こういった部分についての支援ということで考えております。

今後の参入については、全て農家さんなり農協さんが絡むような形のシステムでの法人参入ということで想定しております。

○押川委員 わかりました。

次に、ICTであります、次世代型、このハウスあたりの園芸の中でのいろんなものを、今後農家あたりにも普及をしようということでしょうけれども、ここらあたりについても何ら

かの計画なりあるものなのか、現状をちょっと教えてください。

○甲斐農産園芸課長 この施設園芸における複合環境システム、委員もおっしゃいましたように、国富町の次世代施設のほうにもキュウリ、ピーマンで入っておりますけれども、このシステムについては、やはりいろんな品目、いろんな作型で導入していかないといけないと考えておりまして、この複合環境システムを県内20カ所に導入いたしまして、いろんな品目で、この複合環境システムの普及・拡大を図ろうというのがこの事業でございます。

○押川委員 20カ所ということでありましたけれども、これは、既にそういう型で、どこかにもうお願いをされているということでしょうか。

○甲斐農産園芸課長 施設園芸におきましては、この複合環境システムの導入を図ろうというものでございますが、要望等についてはあるわけなんですけれども、この事業を認めていただきました後、また各地域にこの内容を示しまして、要望をとりたいと考えております。

○押川委員 3番目のこの大規模法人参入に向けた地域先進農家との連携ということですが、これをもう少し具体的に教えてください。

それと、この新技術研修の人材の育成あたりについても、ちょっともう少し詳しく教えてください。

○大久津地域農業推進課長 これまでも大規模参入ということで、今までも支援してまいりましたがけれども、やはり1年目から、なかなか経営が安定しないということで、参入前のいろんなセミナーとか、いろんな全国のそういった

企業相談会、そういったところにも出向いて、宮崎の農業をアピールすることが一つでございます。

参入後につきましても、経営が安定しないといろいろな事例がございます、県の出先機関等も含めて指導をするためのフォローアップ体制を、宮崎は連携を組むことによってしっかりやるということをアピールする。やはり安心して、こういった形が宮崎に参入しやすいとお聞きしておりますので、その体制をもう少ししっかり組んでいきたいという予算でございます。

あと畜産につきましては、畜産のほうで、また詳細説明があると思いますけど、特に畜産の繁殖経営は新規参入というのが、なかなか施設園芸等とすると少のうございます。後継者の農家さんが中心でございますけれども、やはり新規参入についても、少しでも取り組もうということで、先ほどの基盤整備、または農大校でのICTの整備についても発情発見器とかそういった環境制御装置、そういうシステムをしっかり整備いたしまして、素人といいますか、ある程度経験ない方でも繁殖経営ができるようなシステムとして導入したいということで、今この事業もお願いしているところでございます。

○坊園畜産振興課長 畜産のほうでも②のICT活用の中で、先ほど地域農業推進課長から話がありました発情発見器、これは畜産試験場が共同開発しているやつなんですけれども、これを用いることによって、新たな畜産農家さんがちゃんと経営ができるような形のいろんな初期投資等の整備をやっていきたいと考えています。

あわせて③のほうで、地域の特農家とか、J

Aのいろんなセンターで研修を一緒に受けて、しっかり新たな人もやっていけるような仕組みをつくりたいと考えています。

○押川委員 やはり、そういう計画に基づいた中での新たな取り組み、あるいは現状あるものとうまく活用しながら、本県の担い手あたり、そして農家がもうかるような形の中での努力だろうということで、今後も取り組んでいただけていくことでありまして、期待をしておきたいと思います。ありがとうございます。

それから、79ページ。沿岸漁業改善資金貸付金ということで1,800万円ぐらいあるわけでありまして、もし活用するとするならば、対象者はどのくらいいらっしゃるわけでしょうか。

○成原水産政策課長 沿岸漁業者ということでございまして、ちょっと正確な数字は申し上げられませんけれども、2,677人が全体の就業者でございますので、その中の大半といいますか、多くの方々が対象になると考えております。

○押川委員 今までもこの無利子という形でのこういう沿岸に対する貸し付けというのはあったんですか。それとも、今回改めて、新たなものとしてこういうものを無利子でということなんでしょうか。

○成原水産政策課長 この制度が昭和54年からスタートしておりますので、それ以来ずっと継続をいたしております。

○押川委員 わかりました。

やはり、なかなか厳しい状況でありますから、できるだけ無利子の中で、そういった資金あたりが借りられて、それがまた滞るといけませんけれども、しっかり管理をしていただいた中で、沿岸漁業者の皆さん方が喜んでもらえる形の中

であればいいなと考えておりますから。しっかり管理だけをお願いをしておきたいと思いません。

○右松委員 6ページでありますけれども、人と農地の地図情報化ということで、非常にこれも大事な取り組みであろうと思っています。

農水省が25年度の予算の中で、農地情報の地図化に必要な経費を支払う、支援するという事業がございまして、こちらも国庫のほうで行われるということで、793万9,000円の予算額を出してますけど、継続して、もうこの統合作業が進められるのか、それとももう今年度の27年度で、この4つの統合作業が完結すると考えてもよろしいのか教えてください。構築は完了するのか。

○山本連携推進室長 水土里情報システムにつきましては、平成18年度から整備を進めてまいりまして、先ほど説明がありましたとおり、多くの情報を統合しております。

今年度は、たまたま総務省の事業で使えるものがございましたので、その事業でこの4つの情報について統合しようと思っています。

今後も、引き続き、情報は統合を続けていきますし、プラス事務支援システムとか、現場で使えるシステムの開発といったものに取り組んでいきたいと考えております。

○右松委員 じゃ、システム開発も継続してやっていくということですね。

農地地図情報ということで、情報を地図化して見るのが可能になってきますので、大変有益だと思っています。私が持っている資料で、例えば経営者の年齢別の農地の色分けとか、いろんな形で使い道があるかと思います。農地集積とか、さまざまな利用価値があると思うん

ですが、今後、事業効果で産業政策と地域政策、そして国の成長産業が効果的な推進を図られるということで、具体的にどういう形でこれを生かしていくのか、わかりやすく説明いただければありがたいなと思っています。

○山本連携推進室長 基本となるデータ、人と農地のデータを統合すると。それと、その人なり、農地なりに投下した施策をこれでまとめていくという形をして、何を求めているかといいますと、今、市町村は、地方創生に対する計画をつくっているという形になっています。JAもJAごとに産地ビジョン、集落ビジョンをつくっていくという作業を進めておりますので、そのもとになるデータとして、これは機能していくと。要は、地域の集落単位、それから産地単位のビジョンをつくっていくときに、このシステムが活用していけるという形で使っていきたいと考えております。

○右松委員 大体わかりました。ぜひ、しっかりと継続して続けてください。

○太田委員 水土里情報システム、これは協議会として持っているということになると思いますが、イメージ的にいうと、その協議会がどっかの電算の会社と委託してシステム、ソフト的なものを持ってる。そういうシステムは、県が持っているんですか、もしくは、外部には委託しているのかどうかとか。

○山本連携推進室長 先ほど、平成18年から整備を進めてきておると申し上げましたけれども、これは土地改良事業団体連合会が事業実施主体となって国の事業を使って整備を進めてきたものでありまして、この協議会についても土地改良事業団体連合会が事務局となって推進に当たっております。

○太田委員 その協議会というか土改連でしたか、何かそこが機械として持っていて、委託か何かしているんですか。電算会社に委託して、そういう知識を集積させているのかどうかということですけど。

○山本連携推進室長 基本的には、土改連で必要な情報を統合しておりますし、ベースになるシステムは市販されているものを使っておりますので、基本的にはもう統合作業等をやっているという形になります。

○太田委員 土改連で持っているということでもいいですね。わかりました。

○押川委員 こういうデータを集積をされるまでに、市町村の職員あたりが、その現場に行っこのように集積事業をこれからもまた始められる、今までの蓄積にプラスするという形でいいんですかね。それぞれが持っているデータをここに持ってくるということなのか、ちょっとそこを教えてください。

○山本連携推進室長 ここに挙げていますとおり、それぞれの市町村なりJAが事業実施主体になって取り組んでおります事業で蓄積した情報をこれまでも統合してまいりましたので、市町村で新たにこのシステムを構築するために労力が発生するというものではありません。

○押川委員 わかりました。

そういう中で、例えば今回のような、今、農地の集積ということで中間管理機構がやっているわけですが、なかなか進んでいないというのが今の現状でありますけれども、こういうデータに基づいて、皆さん方とも市町村の担当と農業委員やら含めてしっかりやるということですね。

目標として、これを今度活用して、次年度ど

うなるのかっていう具体的なものまで計画があるんですか。あれば教えてください。

○山本連携推進室長 次年度の話は、今、部内で事業として練っておりますが、引き続き整備を進めていく、エントリーしようということで部内では相談をしております。

○押川委員 わかりました。しっかりやっていただきますように期待をしておきたいと思いません。

○徳重委員 地域農業推進事業アグリプレナーが拓くみやざき産業新時代創造事業ということで、大きな予算も計上されているところでございますが、まず、これは人材育成ということでやっていただくわけでありまして、ある程度、人員が定まらないと、なかなかうまくいかないのかなと。たくさんおいでになって勉強されて事業を進めるということになると思うんですけど、今の予定ではどれぐらいの数、人員を予定されているのか教えてください。

○大久津地域農業推進課長 まず、チャレンジファーム農大校の研修につきましては、本年度からもうスタートをしております、ことしは農大校の圃場の10ヘクタール、これについては、もう整備がほとんど必要ないということで、今公募で5ヘクタールずつの大区画のコントラクター、飼料・餌づくり集団と露地園芸の農家さんと関係メーカー、機械メーカーとかITを使って戦略的に、今後宮崎の農業としてやるべきものをしっかり実証しようということで、今、手続を進めております。

また別途御案内いたしますけど、具体的には、きょうお願いしておりますのは、整備して来年度公募するものでございまして、ことしの研修につきましては、先ほど言いました10ヘクター

ルの研修については、10月、9、10を第一回の皮切りといたしまして、農業高校生、農大校生、あとは農家さん、市町村と団体、いろんな研修者、多くの方においでいただいて、順次いろんな、月々にいろんな研修メニューをつくり出しまして、対象の方々においでいただこうと思っております。

今回は、飼料作のコントラクターの機械化、無人の機械化で作業をするとか、それと地下排水のFOEAS（フォワス）、この辺を仮でやってみようかという、そういった実証も含めておりますので、農業土木の関係者、それと畜産のコントラクターを試行するそういった畜産関係者、それと集落営農法人等々を対象の農家さんといたしまして、そのほかに関連の技術員と学校の生徒さん方も宮崎の将来を見ていただくためにも、おいでいただきたいということで、今、参加の御案内をしているところでございます。

○徳重委員 人員は想定されてないんですか。

○大久津地域農業推進課長 この研修については、幅広くおいでいただくということで、収容可能な部分の人数は限定せずに、たくさんの方に現場を見て研修していただこうということで考えております。

それを今年度も何回かカリキュラム組んで、その中の対象者ということで、いろんな方においでいただいて研修をしていただこうと考えております。

○徳重委員 事業期間というのが、単年度、27年度ということになっておりますよね。単年度で農業の流れをつくれるか、事業の流れをつくれるかっていうと非常に難しいと思うんですよね。これが、少なくとも3年、5年、継続的に

やっていないと本当に農業で生計が立てられるか、もうかる農業ができるのかということ判断するのは非常に難しいと思うんですよ。これ単年度というものは、どういう意味ですか。

○大久津地域農業推進課長 説明が不十分でございますが、これは、今後持続性のために、しっかり研修させるための基盤整備とか、ハード的なシステム整備、これを中心にこしやらせていただいて、その一部はこしから研修もやりますが、それを使った研修というのは、当然、来年も継続してやっていくことで考えております。

○有岡委員 今の流れの中で、生産基盤構築支援事業の加工・業務用野菜産地育成の県定額の補助があるようですが、参考に教えていただきたいんですが。

○甲斐農産園芸課長 この加工・業務用野菜産地育成支援につきましては、現在、加工・業務用野菜は、ハウレンソウは非常に伸びてきているわけなんですけれども、これは機械化一貫体系ができたからということで伸びているかと思えます。

ただ、それ以外の品目、キャベツとかサトイモ、そういったものについては、やはり大型機械というのがなかなか県内に入らないということで、その現地実証をして、そのいろんな問題点を洗い出して、そういったものの導入を促進していこうという実証を行うための事業でございます。

○有岡委員 その流れで、隣のページの枠の中に、「新品目導入を加速化」という表現がございますが、例えば、その新品目というのが一つの候補としてあるのかどうか、そして、そのロットとか含めて、何かそういう案があるのかどう

か、お尋ねいたします。

○甲斐農産園芸課長 この品目につきましては、先ほど申しましたサトイモ、キャベツ、タマネギ、こういったものを新たな、新たといいますか、今もある程度あるわけなんですけれども、業務用野菜として伸ばしていく品目として考えております。

○有岡委員 例えば種苗業者——種の業者、こういった方も検討の中に入れてらっしゃるのか、参考にお尋ねいたします。

○甲斐農産園芸課長 現在のところ、そういう機械メーカーの方、もちろん地元の農家の方々とJAの方々や県の職員等を考えておりますけれども、そういった品種が絡むようなときには、そういった方々も考えていきたいと考えております。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。説明時間でお昼にかかりそうになりますので、説明の途中で一旦休憩に入ることもあり得ますので、御了解ください。

それでは、説明を求めます。

○戒井農政企画課長 農政企画課でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてでございます。事案の内容は、県有車両によります交通事故でございまして、平成26年12月30日に宮崎市橘通東1丁目7番9号先路上の交差点におきまして、被害者が運転する自転車と接触したものでございます。

なお、賠償金につきましては、自動車損害賠償責任保険及び任意保険から全額が支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めているところでございますけれども、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして、厳しく指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山本連携推進室長 連携推進室です。

12ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況等について御報告させていただきます。

まず、1の沿革です。当公社は、昭和35年に社団法人宮崎県農業開発機械公社としてスタートし、平成19年に、県農業後継者育成基金協会と統合し、現在の県農業振興公社として設立されております。

2の組織です。役員は、常勤の2名を含め16名、職員は24名の体制となっております。

3の出資金等は、出資金が6,000万円、農業担い手確保育成基金が9億8,500万円余であります。

次に、13ページの4の事業です。

(1)の農地部門は、本県の農地中間管理事業の推進拠点であり、担い手への農地集積・集約化を加速化させるため、農地の貸借や売買を希望する出し手から、一旦公社が農地を中間保有しまして、農地を集積・集約化しながら担い手が利用できるよう貸し付け、売り渡しを行う事業や、耕作放棄地の再生整備事業に取り組んでおります。

(2)の担い手支援部門では、基金の運用益や青年就農給付金等を活用し、農業体験、研修から就農定着に至る体系的な支援や、農業法人

等への職業紹介等に取り組んでおります。

(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑の造成や畜舎等の整備を実施しております。

(4)の新農業支援部門では、本県の6次産業化サポートセンターとして、農業経営の多角化に向けた人材育成の支援や、企業との連携に向けたコーディネート等を行っております。

その下、参考ですけれども、(1)長期保有地の推移につきましては、26年度に0.6ヘクタールほどふえておりますが、うち0.9ヘクタールについては、本年度中に売却できる見込みとなっております。

(2)の一般正味財産期末残高の推移につきましては、近年1億円前後で推移しており、安定した経営内容となっております。

次に、公社の平成26年度事業報告並びに27年度事業計画について御説明いたします。

お手元の平成27年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についてという資料の91ページをごらんください。

2の事業実績をごらんください。(1)の農地部門関係事業では、事業費が3億8,700万円余で、農地中間管理事業による農地の貸借実績は、延べ858人から借り入れた374ヘクタールの農地を延べ331人に貸し付けるとともに、農地の売却希望者、延べ78人から27.7ヘクタールを買い入れるとしております。

次に、(2)の担い手支援部門関係事業では、事業費が1億6,300万円余で、就農支援対策として、奨学金貸与者5名、資金貸し付け1名、青年就農給付金の給付者83名などの支援を行っております。

(3)の畜産施設部門関係事業では、事業費が8億2,200万円余で、計4地区の整備事業を

実施しております。

(4)の新農業支援部門関係事業では、事業費が7,400万円余で、6次産業化サポートセンター事業により13件の総合化事業計画認定を行うとともに、6次産業化チャレンジ地区により67名の人材育成等に取り組んでおります。

92ページから100ページに、平成26年度の貸借対照表と正味財産増減計算書を掲載しておりますが、公社の経営状況につきましては、経営評価報告書を別に用意しておりますので、それで説明したいと思います。

同資料の183ページをお開きください。

まず、中ほどの枠の県関与の状況についてです。

人的支援では、農地中間管理事業の本格展開に対応するため、本年度1名増員しております。

次に、財政支出等ですが、平成26年度の県委託料は5,700万円余、県補助金は7億3,600万円余、県交付金負担金支出金は300万円となっております。

平成26年度は、前年と比較して、補助金が2億5,000万円ほど増加しておりますが、これは、農地中間管理機構事業がスタートしたことと、県でこれまで実施してまいりました青年就農給付金——準備型ですけれども、この事業を公社に移管したことによる増となっております。

右の欄の県からの借入金残高は、平成26年度に5,300万円余で、これにつきましては、就農支援資金の原資の残高となっております。

県が損失補填している債務残高は、農地の借入資金の原資といったものの9億1,200万円余となっております。また、県が支給している県職員の人件費は8名分で4,800万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容につきましては、決算額ベースで上位の5つを掲載しております。

その下です。一番下の表、活動指標をごらんください。

②の就農相談件数は目標を達成しておりますが、①の農用地等の年間買入れ面積、それから③の農商工連携6次産業化の取り組み、それについては、目標を下回る形になっております。

農地の買入れにつきましては、農地中間管理事業の立ち上げといったものに活動のウエイトが置かれたことと、それから6次産業化につきましては、国の計画認定基準が変更され、取り組み者の経営状況の審査が厳格化されたといったことが未達成の大きな要因になっていると考えております。

次に、184ページをお開きください。

上段の財務状況ですが、左手の平成26年度の正味財産増減計算書の欄をごらんください。

公社が事業を行うための経常収益は14億8,800万円余で、事業の経費を差し引きました4段目の当期経常増減額は1,900万円余となっております。

これに、その下の受け取り補助金等の振替処理ということを行うんですけれども、当期経常外増減額1,700万円余を加えますと、その3つ下の一般正味財産の期末残高が1億7,200万円余となっております。

また、その一つ下の基金等の運用益の振替処理によります当期指定正味財産増減額はマイナス300万円余の持ち出しとなっておりますことから、下から2段目の指定正味財産期末残高は11億5,000万円余となっております。

これらの活動の結果、一般と指定の正味財産

を加えました一番下の正味財産期末残高は13億2,300万円余となっております。

次に、右手の26年度の貸借対照表の欄をごらんください。

2段目の資産は29億6,300万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金となっております。

3つ下の負債は、16億3,900万円余で、主なものは、農地の買入れに必要な債務残高と、それから畜産施設等の事業未払い金となっております。

この結果、資産から負債を引きました正味財産は13億2,300万円余となっております。

次に、その下の枠の財務指標です。

2つ設けておりますが、①の県補助金等比率は、目標値90%に対しまして、実績値は、それを上回る88.3%となっております。

②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.4%に対して実績値は0.9となっており、ともに目標値を達成しております。

一番下の枠の総合評価のうち、右側に県の評価があります。県の評価としましては、活動内容が多岐にわたり、業務の難易度が上がっていく中で、公社独自の経営計画に基づき、計画的な事業運営が図られているということで、また、財務内容につきましても、財務指標が目標を達成しているということもありますので、効果的な事業が展開されているものと評価しております。

平成26年度の事業報告は以上であります。

続きまして、報告書の101ページにお戻りください。

平成27年度の事業計画について御説明いたします。本年度の事業概要、事業計画は記載のと

おりであります。農地中間管理事業の本格展開に対応した事業計画となっております。

次に、102ページの3の正味財産増減予算書ですが、Iの一般正味財産増減の部の(1)の経常収益は、次ページ中ほど上段の経常収益計にあります14億6,400万円余となっております。

これに対します(2)の経常費用につきましては、105ページ中段の経常費用計14億6,900万円余と、平成26年度の実績と同程度を見込んでおります。

また、106ページのIIの指定正味財産増減の部ですけれども、これにつきましては、基金の運用益等の振替処理によりまして、当期指定正味財産の増減額は4,200万円余のマイナスと厳しめに見積もっております。

この結果、一番下のIIIの正味財産期末残高は12億9,700万円余と見込んでおります。

以上で、県農業振興公社に関する報告を終わります。

○兼田漁業・資源管理室長 委員会資料の14ページをお開きください。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターの概要等についてでございます。

1の沿革についてであります。内水面振興センターは、県内の内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等を行い、内水面の振興に資することを目的として、平成6年11月に設立されております。

2の組織につきましては、役員が、理事長以下計8名となっております。また、職員数は11名で、管理担当、業務担当、警備振興対策担当の3担当体制となっております。

3の出資金等につきましては、総出資額は3,000万円で、このうち県の出資額が1,500万

円、出資比率は50%となっております。

4の事業についてですが、当法人では、ここに示しております4つの事業を実施しております。詳細につきましては、議会提出報告書で説明させていただきます。

お手元の平成27年9月定例県議会提出報告書の107ページをお開きください。

内水面振興センターの平成26年度の事業報告書についてでございます。

2の事業実績について御説明いたします。

(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、右端の事業実績の欄にありますように、大淀川と一ツ瀬川におきまして、ウナギ種苗の採捕を行い、採捕量は106キログラム、収入額は8,600万円余でありました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序の指導に努めました。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川を主とする県内河川におきまして、県が行う取り締まりや、うなぎ稚魚の取り扱いに関する条例に基づく調査の補助的業務を行いました。

次に、同じ資料の108ページをごらんください。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業では、アユやウナギの放流等を行い、資源の保護・培養に努めたところであります。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

報告書の191ページをお開きください。

中ほどの県関与の状況欄をごらんください。

人的支援の状況ですが、平成27年4月1日現在、役員8名のうち1名が常勤であり、県退職者でございます。残る7名は非常勤であり、うち2名が県職員となっております。また、常勤職員11名のうち2名が県職員となっております。

その下の財政支出等につきましては、県委託料が4,800万円余、県補助金が1,000万円余のほか、その他の県からの支援等として、経営基盤強化対策資金が8,700万円となっており、詳細は、その下の表、主な県財政支出の内容に示してあるとおりでございます。

さらに、その下の活動指標でございますが、①の県内で採捕されるうなぎ稚魚全体に占めるセンターの採捕量の割合につきましては、平成26年度目標値30%に対しまして実績は29%で、達成度は97%となりました。

②の県内各河川の監視・指導回数につきましては、目標値200回に対し、実績は268回、達成度は134%となり、③の稚魚放流量につきましては、目標値12万尾に対し実績は13万1,500尾、達成度は109.6%となりました。

続きまして、同じ報告書の192ページをごらんください。

平成26年度の財務状況について御説明いたします。

左側一番上の正味財産増減計算書とありますが、平成26年度の欄をごらんください。

内水面振興センターの事業活動による経常収益は1億5,000万円余、経常費用は1億1,700万円余で、当期経常増減額は3,300万円余の増加となりました。

経常外の増減はなく、一般正味財産期末残高

はマイナス900万円余となりました。また、指定正味財産期末残高は7,500万円となり、その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合わせまして、正味財産期末残高は6,500万円余となっております。

右側の貸借対照表をごらんください。

一番右側の平成26年度の欄でございますが、資産につきましては1億3,400万円余で、その主なものは基本財産や経営安定対策積立金でございます。

負債につきましては、短期借入金等などで6,900万円余となっております。

この結果、資産から負債を引いた正味財産は6,500万円余となっております。

正味財産の内訳ですが、指定正味財産として7,500万円、一般正味財産としてマイナス900万円余となっております。

財務指標でございますが、①の自主事業収入額につきましては、平成26年度目標値9,700万円に対しまして、実績は8,600万円余となり、達成度は88.8%となりました。

②の短期借入金縮小額につきましては、目標値2,000万円に対して、実績は3,700万円となり、達成度は185%となりました。

なお、総合評価の枠内右上、県の評価につきましては、経営改善努力によって、前年度より採捕収入が減少した中でも正味財産を増加させることができたことは大きな意義があり、事業継続のため、引き続き経営改善計画にのっとった経営の安定化、効率化に努める必要があると考えております。

平成26年度の事業報告につきましては以上であります。

続きまして、27年度の事業計画について御説

明いたします。

報告書の114ページをお開きください。

今年度の事業計画書につきましては、昨年度と大きな変更はございませんが、近年のシラスウナギの世界的な不漁など、ウナギ資源を取り巻く状況の変化に伴いまして、センターは従来うなぎ稚魚の安定供給と秩序維持の観点だけではなく、新たにウナギ資源の適正な管理を推進する役割を果たしていく必要がありますことから、2の事業計画、(1)の内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業として、先ほど特別議案の中でも説明をさせていただきました内水面漁業の振興に関する法律に基づく、うなぎ稚魚の池入れ量の制限に係る指導監視も実施していくこととしております。

115ページをごらんください。

3の収支予算書でございますが、事業活動収支の部につきましては、中ほどの欄にありますように、収入を1億3,700万円余としており、116ページに移っていただきまして、下から11行目でございますけれども、事業活動支出の計を1億2,000万円余と見込み、その下の欄の事業活動収支差額は1,500万円余としております。

投資活動収支の部につきましては、117ページをごらんいただきたいと思っております。

上から7行目の投資活動収支差額をマイナス500万円余、財務活動収支の部につきましては、短期借入金圧縮額となる下から5行目の財務活動収支差額をマイナス1,000万円と見込んでおります。

内水面振興センターにつきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ここで、部長の御了承がいただければ、畜産振興課の説明が次に予定されてお

りましたが、ちょっと時間が大幅にお昼をまたぎそうですので、その次に予定されておりました漁村振興課の御説明を先にいただいて、午前中の質疑を休憩をして、午後一で畜産振興課長の御説明を受けるという形で委員会を運びたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、漁村振興課の御説明をお願いいたします。

○田原漁村振興課長 一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告をいたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

まず、当協会の概要について御説明をいたします。1の沿革ですが、昭和56年4月に県営の栽培漁業センターとして、放流用の稚魚の生産という、つくり育てる漁業の根幹を担う施設として、延岡市熊野江町に設置され、平成4年4月に漁業者参画のもと、栽培漁業と、より積極的に推進するため、任意団体の県栽培漁業協会と統合し、財団法人の宮崎県栽培漁業協会として法人化されました。

その後は、漁業振興基金やかん水漁業協会の一部事業の統合を経て、平成19年4月に、財団法人宮崎県水産振興協会に名称を変更し、平成25年4月には、一般財団法人に移行してございます。

2の組織につきましては、記載のとおりでございます。役員は10名で、うち2名が県職員でございます。また、職員は9名であり、うち宮崎事務所長は常務理事を、事務局長は理事を兼務してございます。

3の出資金等につきましては、3億8,600万円のうち、県が37%の1億4,300万円を、残り

は沿海市町と関係団体等が出捐してございます。

めくっていただきまして、22ページでございます。

4の事業でございます。当協会では、大きく区分して4つの事業を実施してございます。

(1)の栽培漁業振興事業では、ヒラメ、カサゴ等の放流用種苗の生産・供給と、つくり育てる漁業に関する普及啓発を実施しております。

(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整や、養殖魚の生産状況調査、漁場の適正行使に関する指導を実施しております。また、一昨年より、本県養殖の主要魚種であるカンパチの人口種苗を生産・供給すること等により、養殖生産コストの削減による漁家経営の向上に取り組んでおります。

(3)の技術開発事業では、放流用や養殖用新魚種の量産化技術開発を実施しており、昨年度から、放流用の新魚種としてアマダイの種苗生産に取り組んでおります。

(4)の種苗供給事業では、養殖現場のニーズに対応した種苗の生産供給を実施しており、現在、マダイ、シマアジ、アユを生産供給しております。

続きまして、当協会に対する県関与の状況についてでございます。

ここからは、宮崎県出資法人等経営評価報告書に基づき御説明いたします。

平成27年9月の定例県議会提出報告書の193ページをお開きください。

上から大きく3つの表に分かれてございます。中ほどの表の県関与の状況でございます。

れども、県関与の状況として、人的支援と財政支出等がありますが、財政支出等の欄をごらんください。

平成26年度の県の委託料は、アマダイ種苗生産事業等で536万円余、県補助金は放流用のカサゴ、ヒラメ等の生産供給に対する支援といたしまして4,111万円余となっております。

また、県職員人件費につきましては、県から派遣している職員3人に対し、1,650万円余を直接支給しております。

次に、一番下の表の中ほど、活動指標でございます。指標といたしましては、栽培漁業に関する3つの項目を掲げております。

まず、①の放流用種苗生産尾数ですが、平成26年度の目標値215万尾に対して、達成率は93.6%となっております。

②のヒラメの放流魚混獲状況ですが、目標値は、ヒラメの漁獲量に占める放流ヒラメの割合であります。平成26年度の目標値10.5%に対して、達成率は144.8%でございました。

③の栽培漁業に関する普及啓発につきましては、当協会見学者数等とホームページにアクセスした件数、これの合計値を設定したものであります。平成26年度の目標値3,450人に対して、達成率は115.2%でございました。

続きまして、次のページ、194ページをお開きください。

一番上が財務状況の欄で、左側が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表となっております。それぞれ24年度から26年度までの3カ年を示してございます。

左側の正味財産増減計算書をごらんください。

中ほど、やや下の当期一般正味財産増減額は、

平成26年度で672万円余の増となっており、したがって、一番下の正味財産期末残高は、平成25年度は4億425万円余でしたが、平成26年度は4億1,097万円余に増加しております。

次に、右上の貸借対照表をごらんください。

平成26年度の資産合計は4億5,864万円余で、3行下の負債合計は4,766万円余となっております。

したがって、その3行下ですが、平成26年度末の正味財産は4億1,097万円余となっております。

続きまして、財務状況の下の財務指標の欄をごらんください。

①の1人当たりの自主財源収入金額につきましては、目標値790万円余に対して、達成度は151.2%となっております。

②の収支比率につきましては、目標値103.6%に対して、達成度は105.4%となっております。

③の主な収益事業魚種の販売収入ですが、目標値3,549万円に対して、達成度は194.5%でありました。

最後に、下の表にあります総合評価でございます。

表の右の県の評価といたしましては、経営改善計画アクションプログラムに沿った運営を行った結果、平成26年度収支は2期連続の黒字となりましたが、今後も経営改善アクションプログラムの確実な実践を継続し、損益のさらなる改善が必要と考えてございます。

以上で、一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況についての報告を終わります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

午前中の説明をここまでとして、休憩に入りたいと思います。

午後は1時再開、畜産振興課長の御説明からお願いいたします。

では、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

午後は、報告事項に関する説明を畜産振興課長の説明から始めたいと思います。お願いいたします。

○坊菌畜産振興課長 畜産振興課から4つの団体について御説明をいたします。

まず、公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団の概要について御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

1の沿革にありますように、平成23年3月に、口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済の回復等を図ることを目的に設立され、同年9月に公益認定を受けたところであります。

2の組織であります。役員は理事長ほか監事を含む8名であります。職員は、事務局長を畜産新生推進局長が、事務局次長を畜産振興課長が務めており、事務局員は1名でございます。

次に、3の出資金等ありますが、(1)の出えん金は1,000万円、全額県からでございます。

(2)の運用型ファンドは、県が地方債を発行して調達した資金1,000億円を借り受け、基金を設置したものでございます。

続いて、4の事業につきましては、(1)の畜産新生分野、それから(2)のフードビジネス振興、17ページのほうにございます(3)の

中小企業振興分野、(4)の誘客対策分野、(5)の地方振興分野、(6)のその他ということで、この分野において、それぞれ特色のある取り組みに対して支援を行っております。

続きまして、26年度の事業報告並びに27年度の事業計画について御説明をいたします。

9月定例県議会提出報告書の119ページをお開きください。

平成26年度の事業報告についてでございます。

1の事業概要は、「復興から新たな成長へ」の観点から、将来の産業基盤の構築につながるものを重点に置いて、25年度に引き続き支援をいたしております。

2の事業の実績でございますが、主な内容について御説明をいたします。

まず、(1)の畜産新生分野におきましては、①の生産性向上等支援事業として、生産性の向上に資する機器整備の支援、③の地域防疫等支援事業では、自衛防疫推進協議会等が実施する地域防疫の取り組みに対して支援を行っております。

120ページをお開きください。

(2)のフードビジネス振興分野では、アのマーケットイン強化事業で、商品開発や販路開拓等への取り組みに対して支援を行い、また、イの6次産業化総合支援事業で、農業者等が行います6次産業化の取り組みに対し、新商品開発等に要する経費の支援を行っております。

次に、右の121ページ、(3)の中小企業振興分野では、中小企業者等が取り組む成長産業化に資する事業に対して支援を行い、中ほど下の(4)にございます誘客対策分野では、スポーツランドみやぎの推進やコンベンション等の

開催の支援、教育旅行の誘致、記紀編さん1300年事業の推進に資する取り組みへの支援を行ったところでございます。

次に、122ページをお開きいただきたいと思います。

(5)の地域振興分野におきましては、西都・児湯地域の広域的な統一コンセプトに基づきます拠点整備や交流人口の拡大を図る取り組みとして西都市、高鍋町及び新富町へ、それから、西都・児湯地域以外の市町村の活力を引き出すための取り組みにつきましては、6市8町へ支援を行ったところでございます。

その下の(6)その他の分野におきましては、都農町に開設しております「ふれあいの居場所」を核とした地域づくり活動に資する取り組み、「水平線の花火と音楽5」等への支援を行ったところでございます。

次に、205ページをお開きいただきたいと思います。

経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

概要については、重複しますので省略いたしますが、県関与の状況といたしまして、財政支出につきましては、右の借入金残高1,000億円、さらにその下の県支給分の県職員人件費として600万円余の支出がございました。

次に、一番下の活動指標でございますが、①は、口蹄疫からの復興・再建の把握のため、県内家畜飼養頭数、肉用牛、乳用牛、豚の合計頭数を指標として、②は、交流人口の回復・拡大を図ることから観光客数を、③は事業計画に基づく適切な執行を図るため、支援団体数を示してございます。達成度については、88.5%、105.2%、137.1%となっております。

次に、206ページをお開きください。

財務状況の26年度の実績についてでございます。左側の正味財産増減計算書でございますが、平成26年度の欄を見ていただきますと、経常収益が6億5万9,000円、その下の経常費用が6億7,641万9,000円であり、当期経常増減額は、中ほどにございますが、マイナスの7,636万円となっております。

右側の貸借対照表でございますが、同じく26年度でございますが、資産は1,003億8,803万5,000円、負債は1,001億9,043万4,000円でありまして、正味財産は1億9,760万1,000円となっております。

一番下の総合評価、右の県の評価でございますけれども、支援団体数が目標を大きく上回っており、口蹄疫からの再生復興から持続的な経済成長に向けた波及効果の高い事業への支援を拡大し、今後はその効果があらわれることが期待されるものと評価をいたしてございます。

以上が、26年度の事業報告でございます。

また、126ページに戻っていただきまして、今年度の事業計画についてでございますが、1の事業概要につきましては記載のとおりでございます。

それから、2の事業計画につきましては、この(1)から(6)までの分野について、26年度に引き続き支援をすることといたしてございます。

次に、128ページをごらんいただきたいと思います。

3の収支予算書でございます。

収支は、科目欄の中ほど、当期経常増減額の一番右側、合計欄にありますように、9,446万円余のマイナスとなっておりますが、前年度か

らの繰越額であります下から8行目ほどにあります一般正味財産期首残高がございますので、ここから充当することといたしております。

それから、最後に右の129ページの4の特定資産等収支見込みでございますが、運用型ファンドの運用期間が今年度までとなっておりますので、県への借入金の返済として1,000億円を計上いたしております。

口蹄疫復興財団については以上でございます。

続きまして、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の概要について御説明を申し上げます。

委員会資料の18ページをお開きください。1の沿革にありますように、本法人は、平成8年2月に設立され、平成25年11月に一般社団法人に移行しております。

2の組織でございますが、役員は会長理事ほか監事を含む17名でありまして、職員は、県経済連へ事務委託いたしております。

次に、3の出資金等でございますが、寄託金として6,166万円、そのうち県から2,000万円で、比率は32.4%となっております。

4の事業でございますが、和牛肥育農家からの積立金により基金を造成し、和牛枝肉価格の低落時に補填金を交付する事業を実施しております。

参考といたしまして、表のほうに、積立頭数と補填頭数を示しておりますが、平成26年度は積立頭数2万2,661頭、補填頭数4,634頭となっております。

続きまして、9月定例県議会提出報告書、185ページをお願いいたします。

経営状況等の詳細について、出資法人等経営

評価報告書により御説明をいたします。

県関与の状況といたしましては、非常勤の役員が1名、その他県からの補助金等の財政支出はございません。

それから、一番下の活動指標でございますが、基金造成、それから補填金の交付を業務といたしておりますので、基金造成額と補填金交付額を設定しております。それぞれ109.2%と106.7%となっております。

次に、186ページをお開きください。

財務状況等でございますが、26年度の実績の欄でございます。

左側の収支計算書ですけれども、収入が1億350万7,000円、その下の支出が1億347万円でありまして、当期収支差額は、一番下にありますように、3万7,000円のプラスとなっております。

右側の貸借対照表でございますけれども、同じく26年度の欄であります。資産が8,490万6,000円、負債は8,310万8,000円でありまして、資産から負債を差し引いた正味財産が179万8,000円となっております。

続きまして、財務指標につきましては、営利団体でないことから、適正運営の指標として収支バランスを示しております。平成26年度達成度100%となっております。

一番下の総合評価の右側の県の評価であります。肉牛の枝肉相場は、前年を上回る水準で推移はしておりますけれども、肥育素牛の高騰、飼料価格の高どまり等によりまして、農家経営は厳しい状況が続いております。このため、この当協会の活動は、和牛肥育農家の経営安定に重要な役割を担っております。

また、補填につきましては、基金の範囲以内

で行われておりまして、財務内容が健全であるとともに、管理費も基本金の運用益の範囲以内に抑えられており、組織運営も良好であると評価をいたしております。

肉用牛枝肉価格安定基金協会の説明は以上でございます。

続きまして、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団の概要につきまして御説明をいたします。

委員会資料の19ページをお願いいたします。

1の沿革にありますように、昭和44年9月に、前身の社団法人宮崎県家畜改良協会が設立されまして、昭和48年3月に社団法人宮崎県家畜改良事業団に改組いたしております。その後、平成24年10月には、一般社団法人へ移行をいたしております。

2の組織でございます。役員が、理事長ほか監事を含む22名、職員は22名でございます。

出資金等でございますけれども、寄託金といたしまして9,800万円でございます。うち県から4,000万円。比率は40.8%となっております。

4の事業であります。当団体は肉用種雄牛の繁養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定の実施、及び液体窒素の購入と配布等を実施いたしております。

参考といたしまして、複数年間の精液ストローの譲渡本数を出してございます。

続きまして、定例県議会提出報告書の187ページをお願いいたします。

経営状況等については、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

県関与の状況でありますけれども、人的支援といたしまして、常勤の役員に県OBが1名、非常勤の役員に県職員が1名、県OBが1名で

ございます。

財政支出につきましては、平成26年度は、補助金といたしまして1億221万1,000円を支出いたしております。

その下の県の主な財政支出の内容であります。①の肉用牛産肉能力検定事業における直接検定及び現場後代検定事業につきましては、種雄牛の産肉能力検定を実施するもので、種雄牛の候補となる直接検定牛の購入費や、事業団で実施する検定に係る費用を支援しております。

②の新規種雄牛早期造成緊急対策事業、それから③の肉用牛産肉能力検定促進事業につきましては、産肉能力検定を円滑に実施するための推進費を助成いたしております。

一番下の活動指標でございますが、凍結精液の譲渡本数を指標として設定しております。目標値に対しまして実績が12万5,333本で、達成度が109.0%となっております。

続きまして、188ページを開いていただきたいと思います。

財務状況、同じく26年度の欄でございますが、左側の収支計算書でございます。

収入が4億6,235万4,000円、支出が4億3,245万8,000円でございます。一番下、当期の収支差額は2,989万6,000円のプラスとなっております。

それから、右側の貸借対照表でございますけれども、同じく26年度の欄でございます。資産が8億4,206万7,000円、負債が3億2,041万5,000円でありまして、正味財産は5億2,165万2,000円となっております。

続きまして、財務指標でございます。

①の自己収入比率の達成度は92.8%でございますけれども、自主事業収入、支出とも平成25

年度に比べ改善されている状況でございます。

②の管理費比率の達成度につきましては125.5%で、良好な管理体制で運営されております。

また、直近の監査の状況でございます。

平成26年度に財政援助団体等監査におきまして、注意事項が2件ございました。工事請負契約について、保証人が立てられてなかったということと、それから施設のリース取引において会計基準に沿った処理がされてないということとございましたが、これにつきましては、工事請負契約の中で建設業保証協会の保証で対応することといたしまして、それからリースにつきましては、300万円以上のものにつきましては、公益法人会計基準に沿いまして実施するというところで、会計処理を行っております。

それから、一番下の総合評価の右側の県の評価につきましては、家畜改良事業団は、口蹄疫後、県とともに早期の種雄牛造成に取り組みまして、現在では、今後主力となる新たな種雄牛も誕生してきております。

また、種雄牛分散管理施設であります西米良種雄牛センターが本格的に稼働しており、リスク分散の概念に基づいた適正な種雄牛管理が行われるとともに、徹底した防疫体制のもと、今後も安定した精液供給が期待できるものと評価いたしております。

家畜改良事業団は以上であります。

続きまして、一般社団法人宮崎県酪農公社について御説明をいたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

1の沿革でございますが、昭和43年8月に社団法人霧島地域酪農開発公社が設立されて以降、改組等名称変更を行いまして、平成25年4

月に一般社団法人宮崎県酪農公社に改組をいたしております。

2の組織であります。役員は理事長ほか監事を含む11名でございます。職員は10名でございます。

次に、3の出資金等でございますけれども、1億6,058万円でありまして、県の出資額が8,000万円でありまして49.8%の出資比率となっております。

4の事業であります。主なものといたしましては、酪農家から乳用牛の子牛を預かります。預託事業、それから、乳用牛を供給している素牛供給、あと乳牛から乳を搾って販売する生乳販売等々を行っております。参考といたしまして、預託頭数の推移を出しております。

続きまして、9月定例県議会の提出報告書、189ページをお開きください。

経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

県関与の状況につきましては、人的支援といたしまして、非常勤の役員が2名おります。

財政支出等といたしましては、補助金で624万7,000円支出しております。

そのほかに、県からの支援といたしまして1億2,000万円の貸し付けを行っております。

次に、県の主な財政支出の内容であります。①の運営強化対策事業、これは、公社が施設整備等を行っておりますけれども、それを、起債償還額を出資割合に応じて補助をいたしているものでございます。

それから、②の生乳生産性向上・経営安定化対策事業につきましては、公社が酪農家に対して、和牛の受精卵を供給するための経費等を補助するもののほか、優良後継牛を確保するため

の性選別精液導入経費を補助しております。

一番下の活動指標であります。①の預託牛哺育の入牧延べ頭数は、達成度が57.6%、それから②の預託牛育成の入牧延べ頭数については133.4%、③の年間生乳出荷量につきましては78.8%の達成でありました。

なお、今年度、28年度以降の次期経営計画等を策定しております。28年度の目標については、現在検討中でございます。

次に、190ページをお開きください。

26年度の実績について、左側の損益計算書あります。25年までは、当該法人につきましては、公益法人会計基準を採用いたしておりました。26年度から企業会計基準を採用したことによりまして、科目が変わりましたので、2段書きという形で括弧書きで書かせていただいております。

科目を少し整理いたしておりますので、見づらいたは思いますが、そういう中で、売上高につきましては、一番上でございます。3億6,258万5,000円、その下の売上原価が3億3,199万9,000円、販売経費及び一般管理費が7,419万6,000円となっております。営業利益が4,361万円のマイナス、一番下の当期純利益については4,753万9,000円のマイナスとなっております。

右の貸借対照表でございます。同じく26年度の欄であります。資産が2億9,193万円、負債が5億288万6,000円となっております。総資産はマイナスの2億1,095万6,000円となっております。

続きまして、財務指標であります。

①の当期収支差額でございますけれども、24年度に策定しました中期経営計画におきまし

て、事業規模等見直しを行い、27年度以降の単年度黒字化を目指す計画となっております、赤字決算の場合につきましては、もうゼロ%として算出をいたしております。

それから、②の自己収入比率であります、売上高が減少したため、達成度81.6%であります。

③は、管理費比率は85.6%でございました。

一番下の総合評価、県の評価でございます。

中期経営計画に基づいた経営改善に取り組んでいるところであります、平成25年度は計画以上の成果を上げることはできたんですが、26年度は預託頭数の減少、天候不良等による自給飼料生産の減少等によりまして、数字が悪化いたしております。

現在、家畜の事故率の改善とか生産性の向上を図っておるところであります、技術の改善も見えてきておりますことから、今後の預託頭数をしっかり維持すること、それから生産性を上げることで、今後期待ができると評価をいたしております。

今年度中に、これまでの中期経営計画に対する検証を十分に行った上で、より堅実な、今後の経営計画等を策定することといたしております、引き続き、関係機関一丸となって、早期の経営改善に取り組んでいくことといたしております。

酪農公社は以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項に関する質疑はございませんでしょうか。

○右松委員 一生懸命頑張っておられますので、余り厳しいことは言いたくはないんですけど、やはり触れないといけないなと思ってるの

は、委員会資料の12ページの県の農業振興公社についてであります。

非常に重要な公社であることは、もう事業の中身を見ても一目瞭然でありまして、農地中間管理事業、耕作放棄地の再生、担い手支援、畜産施設、6次産業化等を含めた新農業支援部門ということで、もうこの公社というのは、財務評価はもちろん大事でありますけれども、やはり事業評価が非常に問われる公社だと思っています。

そういった中で、県が出資している法人等の経営状況についての183ページを見ながらちょっと進めていきたいんですけども。184ページですけど、この目標達成度、活動指標における達成度が、ほかの公社と比較をしても、目標設定のあり方は、また後ほどちょっと質疑しますけど、やはり達成度が極めてほかの公社と比べて低いと。もちろん事業的な農地中間管理機構等も含めて大変重い内容だと思っておりますけど、それにしても目標設定にしては、やはりどうしてもほかの公社と比べて低いと。

そういった中で、機能の強化という面で、特に農地中間管理事業の推進ということで1名増員されるということに関しては、間違いのない対応だと思っています。

再度、この県の職員の増員の目的をお伺いします。

○山本連携推進室長 27年度に増員します1名は、目標達成しておりませんでした農地の買入れ事業、特例事業といえますけれども、この事業担当課長を新たに起こしまして、しっかり目標達成ができる推進体制をとるための増員となっております。

○右松委員 先ほど言いましたように、体制拡

充については、これはもうむしろやらなければいけないところだと思っています。

それで、活動指標に対する中身にちょっと入っていきますけど、先ほど言われた年間買い入れ面積、ヘクタールで、達成度が50.4%ということで、平成27年度が3,000ヘクタール、それから28年度3,000ヘクタールということで、26年度実績の100倍以上の数字が書かれてあります。

今もう27年度、半期もう過ぎようとしていますけれども、進捗状況、それから目標達成に関して3,000ヘクタールと書いてますけど、どういう達成状況でいけるのか、そこを伺います。

○山本連携推進室長 最初に、183ページの活動指標の目標値の55と3,000ヘクタールの説明を少しさせていただきます。

その下に、留意事項として、活動指標1に記載しておりますけれども、26年度までは、これまでやってきました農地保有合理化事業でやってきました買い入れ面積を目標値としてまいりましたが、これからは、中間管理事業で行います貸借面積を目標値とかえるということで、55が3,000に変わるということではないということ、まず御理解いただきたいと思います。

今年度の3,000ヘクタールの目標に対しましては、現在、1,000ヘクタール強についてめどがついたという状況で、市町村初め機構も入れまして、一丸となって、今、推進に取り組んでいるという形になっております。

○右松委員 こういう書き方をされると、単純比較をしてしまいますので、そこは、やはり目標の書き方を考えられたほうがいいと思いますね。

説明されて、わかりますけど、やはり比較し

ますから。数字で見ますので、書き方も含めてしっかり対応をお願いします。

それから、めどが1,000ヘクタールついたら言われましたけれども、実際どれくらい進捗しているのか。しっかり教えてください。

○山本連携推進室長 初めの説明の中で説明すべきだったことだと思います。おわびいたします。

めどがついたと言いますのは、実際に権利設定が済んだというものは200ヘクタール程度です。これから12月までに、まず1,000を片づけて、その後、3月末までに、何とか3,000に近づけていくという形の推進になろうかと思っています。

○右松委員 200ヘクタールと、今数字が出ましたけれども、やはり1,000と違うわけですから。もう余り言いたくありませんけど、先ほどの、人と農地の地図情報化に関する答弁も非常に問題があると言うと悪いですが、具体的な言葉を使って、農地集積で活用していったらどうでしょうかという話をしている中で、答弁としては、そういう重要な言葉はしっかりと使っていて、具体的な目標数値とかは別に言われなくて結構なんです。その言葉を入れていただいていた答弁というのが、本来のあり方だと思っています。

それから、もう一つ言わせてもらいますと、25年度の国の農水省の事業、あえて、これ地図化の必要な経費として支援していると、この25年度、あえて言わせていただいたのは、暗に、もう少し早く取り組むこともできたのではなかろうかということをつもりが、平成19年度からこの事業は始まっているみたいなことを言われましたよね。

やはりもう少し、質疑に対するきちっとした答弁を求めたいと思います。

この目標値に関する進捗はわかりました。

それから、もう一つ、3番目、農商工連携の6次産業化の取り組み数であります。これは目標値が35件、それから実績値が14件ということで40%になってます。いろいろ要因があるかと思いますが。27年度、28年度が半分以下の15件と目標設定をされてますけれども、この経緯を教えてください。

○山本連携推進室長 先ほどの説明で申し上げましたが、国のほうの基準が変わったというのが一番大きい理由でございます。といいますのも、6次産業化、国を挙げて推進してまいって、かなりの事業認定を行っております。

ただ、その事業認定をした計画が具体化したものというのが国の平均だと3割にとどまっているというところで、実現可能性の低いものについては、計画を認めないという変更がなされました。

その過程の中で、我々も事業計画を上げる中で精査をせざるを得ないということで、目標値についても下方修正をしたという形になっていきます。

○右松委員 6次産業化への取り組みというのは非常に重要でありますから、やはりきちっとした説明がないと、意欲の低下と受けとめられて、そう思われてしまうと農政水産部としてもよくないことですから。もう少し丁寧な、特にこういう数字が変わっているところ、下方修正しているところはもう少し丁寧な説明を委員会でもしてもらいたいのかと思ってます。

あと、それから184ページで、県の監査の状況でありますけど、やはり初歩的なミスと

ますか、休日勤務の手当について支給時期がおくれているものが散見されるとか、やはりこういった、普通であれば、きちっと適正に処理してもいい内容ですので。特にこの公社は、恐らくこれから注目されると思いますので、そういった意味では、しっかりと適正にこういったところも管理をしていただくように言ってください。

○押川委員 口蹄疫復興財団の事業概要等についてであります。5年間ということで、口蹄疫が発生した、特に児湯、西都、ありがたいファンダだったなと思ってるわけでありましてけれども、もう本会議のほうでもあったとおりであります。我々としては継続というような形もあったんですが。現状、やはりもう難しいということだろうと思いますが、かわるものとして何か、その地域のために、一般、県単あたりなんかでもあるのかどうかわかりませんが、来年度以降について何か考え方があれば、お聞かせください。

○坊蘭畜産振興課長 ファンダは今年度までということでありまして。来年度の関係は、一般質問でも出ましたですけど、地域振興とか、それから実際のファンダのあり方、そういうことについては、まだ検討が、実際されておきませんので、関係部局と今後検討されることになると思います。

○押川委員 組織としてももう27年度で終わるということよろしいんですかね。

○坊蘭畜産振興課長 ファンダは今年度までです。その財団の組織を閉めたりとか、いろいろ出てくると思いますので、現状でいっても来年度まで、どこまでやれるかどうかわかりませんが、来年度の当初は、まだ存続はしていると思

います。それ以降については、まだよくわからないというか、今後の検討と思います。

○押川委員 できることなら、組織を残していただいて、何らかの形で継続をしながら、農家の支援をしっかりとやっていくということが大事ではないのかなと思いますので、ひとつ5年間という区切りはありましたけれども、ぜひ、まだお願いをしておきたいなと思いました。

それから、県がそれぞれの財団に出資をするんですが、わかる範囲で結構であります、出資金の配当があるんですかね。

○渡辺委員長 全体的に。

○押川委員 全部。出資している中であれば。

○坊菌畜産振興課長 畜産関係団体、出資は幾つかありますが、配当はございません。

○押川委員 わかりました。

○有岡委員 122ページになりますけれども、26年度、また27年度にかけて都農町のふれあいの居場所ということで、NPO法人等が絡んでいらっしゃるんですが、この内容と、そして27年度が、その他の予算額がふえておりますが、そこら辺の関係をちょっと説明をお願いいたします。

○坊菌畜産振興課長 ふれあいの居場所、その他の項目でございますけれども、都農町に、NPO法人みんなのくらしターミナルが中心となりまして、地域住民の憩いの場、ふれあいの居場所というのをつくってございまして、これは、口蹄疫以降に皆さんが寄り合えるようにということをつくったやつですけれども、それを開設しているの、そこに対する支援を行っております。

○有岡委員 27年度も予算枠が、どこがふえたとかよくわかりませんがふえてございまして、そ

の目的というんでしょうか、これが今後どういう形で行くのかなというのが見えなかったもの、説明をお願いいたします。

○坊菌畜産振興課長 口蹄疫財団として、口蹄疫からの直接事業、PRとか、復興に当たって、今回の口蹄疫終息とか、記念式典とかございましたけど、そういうこと、直営事業として行う分を少し入れたので、その分がふえているということでございます。

○有岡委員 理解ができなかったもの、この項目では、復興メモリアル支援事業と、ふれあい居場所の事業、この2つではなく、まだ別にあると理解したほうがよろしいんでしょうか。ちょっとわかりづらかったの。

○坊菌畜産振興課長 連携協働でくらしのターミナルはふれあいの居場所、それから復興メモリアルは「水平線の花火と音楽5」に対して、それと直接事業で、先ほど申しました5年目の復興式典とか、そういう経費等に今回は充てさせていただいております。

○有岡委員 わかりました。

内水面振興センターのほうもよろしいでしょうか。

191ページの中で教えていただきたいんですが、県財政支出の内容ということで、5番目に強化対策資金というのがございまして、26年度決算で8,700万円の借入金という解釈ですが、27年度は予算が2億円の借入金、これは、この数字の中身がよくわからなかったもの、説明いただければありがたいです。

○兼田漁業・資源管理室長 この2億円と8,700万円の差ですけれども、シラスウナギ、うなぎ稚魚の採捕の状況といいますのが不安定な面がございまして、従来からですけれども、

一応2億円は、予算上用意はさせていただきまして、実際は、かなり抑えた経費の節減でありますとか、経営努力をいたしまして抑えているということで、経営改善に向かつては、この差額は好ましい状況という形で捉えていただけますとありがたいところです。

○有岡委員 わかりました。

○太田委員 192ページ、ちょうど裏ですけどね。目標値の設定等が財務指標でありますけど、時期に応じていろんな目標値の設定を変えたりすることは当然あるだろうと思うんですけど、この財務指標の①の27、28年度、今回変えたんだらうと思いますけど、これはもう、やっぱ稚魚の減少とかそういったものを加味されて変えたんでしょうか。

○兼田漁業・資源管理室長 経営改善計画といったものを取り決めて推進しておりますので、今4期目に入ったところでありまして、うなぎ稚魚の資源状況が減ってきた中で、最低限、この金額の収入できちんと回せるような経営体質にしてきておりますので、下方修正しまして8,200万円の採捕収入があればきちんと回っていくと。借入金もきちんと返済できるという計画としてこの数字を上げております。

○太田委員 この目標は、何か恣意的になったりするものだから、客観的に、こういう数字が妥当ですよねって、今言われたように、返済金とか何かああいったのも総合的に判断して、この数字だったらいけるよというようなものだろうとは思いますが。今、そういう表現もありましたのでね。私なんか見たときに、目標というのはどんな基準でやるのかなというのがちょっとわからなかったものですから。はい、わかりました。

○押川委員 枝肉の価格安定基金のことでお願い、あるいは要望をしておきたいと思いますが、今、繁殖牛が、これだけ高いと、恐らく来春あたり、夏前ぐらいからかな、平均60万円の子牛が出荷になってくると思うんですよ。今の枝肉価格であればまあまあかなと思いますけれども、やはり100万円以上しないと、今の子牛の価格の平均の中では肥育農家が大変かなという気がするんですが、今のこの積立金あたりで何とか対応できればいいんですけど、現状、畜産課長、どういう考え方をされているか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○坊菌畜産振興課長 肥育、非常に、現時点は枝肉相場が高いので、1頭当たり10万程度、マルキンの試算でいきますと出ております。

ただ、素牛価格が50万円台ということがありますので、今、おっしゃられたように60万円、70万円の牛が出始めますと、今の枝肉価格でも非常に厳しいということが考えられます。

今回、この一般社団法人の肉用牛枝肉価格安定基金協会、これは経済連が運営いたしておりますので、出荷されたものからお金をもらって、また補填をするということで1万円の上限になっていますので、これだけではなかなか厳しいだろうということですので、マルキン——国の制度でございまして、マルキンの制度を主力としては活用して、損失が出た場合の補填をしていくべきかなと考えています。

○押川委員 取り越し苦労になればいいんですけども、部長、やはり宮崎県の畜産を考えたときには、肥育農家の育成をしっかりとやっておかないと、これから本当に大変だろうと思います。

そして、子牛がやはり少ない中で、高齢な中

で、繁殖農家さんはやめていかれるかもしれません。今、いろんな事業を畜産課、あるいは農政水産部の皆さん方にやってもらって、何とか繁殖増と肥育農家との連携も見ておりますけれども、やはりこれはもう国に、しっかり今の段階から何らかの形で価格のバランスが崩れた場合には、県内の肥育農家をどういう形で育成するかという視点の中で、何か考えておいてほしいと思います。じゃないと、来年の6、7月ぐらいになって、やはり枝肉が下がってきたときには、肥育農家はもうもたないんじゃないかという気がするんですよ。

やはり、肥育農家がもたないということになれば、繁殖農家も、やはりこれは一緒でありますから、表裏一体でよくなるということの中で、宮崎の畜産というものをしっかり。畜産が宮崎県の農業総生産額の6割を占めているわけですから、これはやはりしっかりやってほしいなと思います。28年度に向かって、そういった対策を含む部長の畜産の考え方について、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○郡司農政水産部長 御指摘いただいたとおりで思っております。

肥育、繁殖という分け方をしながら、いろんな対策がございます。しかし、この2つは非常に密接な関係があって、畜産の大きな産地として我が県があるわけでございまして、どちらかよければ、どちらかが悪いとか、そういう関係ではいけないだろうと思っております。

今、繁殖雌牛が非常に減ってきているのが一つの大きな要因ということで、人・牛プランをつくって、地域ごとにしっかり目標を立てて、繁殖雌牛についてはふやしていこうということで、全力を挙げたいと思っております。

今の肥育素牛、64万とか70万も出てきているという状況の中で、肥育農家は非常に大変だというのは御指摘のとおりです。唯一救いが、今の枝肉価格が一定水準以上できていますので、何とか転がっているのが現状なんですけれども。この状況、冒頭言いましたように、繁殖がよければ肥育が厳しいとか、肥育がいいときには繁殖が厳しいとかいうようなことじゃ、やはりいかんと思います。

地域一貫的な考え方もあるんですけども、両者のバランスがうまくとれるような対策、どうあるべきか、これは国とも相談しながら、肥育繁殖の対策だけではなくて、この中でお互いがウイン・ウインになるような関係を産地全体として支えていく、そんな仕組みを一生懸命知恵を出していきたいと考えます。

○押川委員 部長のもとで、それぞれ職員の皆さん方にいろんな情報あたりも収集していただきながら、しっかりした目標の中で、宮崎県の畜産を守るという形をお願いをしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○有岡委員 193ページのことをちょっとお尋ねしますが、水産振興協会。26年度から27年度にかけまして、予算が減額になってまして、例えばカサゴの支援事業とか、育成強化事業と、②、③が予算がゼロと。これは、成果が上がってもう終了したと解釈すべきなのか、それとも、この事業の継続を断念したのか、そこ辺の経緯を教えていただければありがたいと思います。

○田原漁村振興課長 ここで掲げております、その2つの事業でございましてけれども、これは終期が来た関係で、予算自体を見直しをしております。

もちろん、カサゴにつきましては、資源回復

とかその辺と組み合わせながら、それなりの成果は得られております。

ただ、まだここで終わりということではなくて、もう少し、やはり、しっかり続けていく必要があるということから、新たな事業を立ち上げまして、この2つの事業とも取り組んでいるところでございます。

ただ、若干中身が変わっておりますけど、沿岸資源育成強化事業につきましては、ヒラメについては継続しておりますけれども、マダイについては、ほかの海域との関連性、そして、そこから結構入り込みがあるということから、そこについては中止をしてございます。

○有岡委員 要望したいと思いますが、公社の見直しをしたり、支出の抑制をとということになってますので、いろんなものを見直しせざるを得ないですが、ある程度成果を上げて終わっていくという形をぜひとっていただいて、この予算的に厳しい部分の中でも、やはり、ぜひ成果を見せていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ほかになければ、そろそろ先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、報告事項についての質疑はここまでといたします。

次に、その他の報告事項についての説明を求めます。

○戒井農政企画課長 常任委員会資料の24ページをお開きください。

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の平成26年度取り組みの概要につきまして御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、そのさらに後ろについ

ている別冊でお配りしております黄緑色のカラー冊子に記載しているところがございますが、ポイントをまとめたものにつきまして、24ページ以降で御説明をさせていただきたいと考えております。

まず、農業産出額と担い手の推移につきまして御説明をさせていただきます。

本県は、昭和35年に策定をしました宮崎県防災営農計画を原点にしまして、施設園芸、畜産を中心に、それぞれの時代の農業を取り巻く情勢の変化や課題に対応した施策を関係機関・団体と一体的に取り組んできたことによりまして、上段左のグラフにありますとおり、第6位の全国有数の農業県に成長したところでございます。

また、この農業産出額につきましては、昭和35年の271億円から、平成25年には3,213億円となっております。米主体の産地から畜産・園芸の主要産地として大きな変貌を遂げているところでございます。

次に、農業の担い手につきましてでございますが、中段左の認定農業者数につきましては、全国7位の状況ではございますが、全国と同様に減少傾向にあるところでございます。一方で、女性認定農業者につきまして、赤のラインでございまして、年々増加傾向にございます。

また、中段右の農業法人につきましては、税理士等々の専門家による法人化に関するセミナーを開催したりしております。他産業からの参入支援を行った結果、増加傾向にございます。

次に、下段左の集落営農組織数でございますが、こちらにつきましても伸び悩みの状況にございますけれども、地域農業の重要な担い手でございますので、今後とも引き続き組織化、ま

た法人化を推進してまいりたいと考えております。

下段右手の新規就農者でございますけれども、こちら300人前後で推移しているところでございます。また、法人につきましては、新規就農者の受け皿の面からも大変重要な担い手と認識しているところでございます。

続きまして、長期計画に従って、平成26年度に取り組んだ内容につきまして、主だったものを25ページ以降で御説明をさせていただきたいと思っております。上段でございますが、まず初めに、昨年度に取り組みました産地化に向けた取り組みにつきまして御説明をさせていただきます。

本県農業の成長産業化を図る上で、農業経営の大宗を占めております家族経営体の育成というのは非常に重要でございます。JAの部会を対象に、生産者それぞれの技術的・経営的立ち位置がわかるような産地分析を32部会、計1,707戸を対象に行いまして、営農指導とあわせて生産力の底上げを実施したところでございます。

これによりまして、例えば、これは単なる例示でございますけれども、右のJA都城のいちご部会では、こういった産地分析を行う前後で10アール当たり5トン以上の生産者が19%から51%に増加するような、産地としての生産力はもとより、その生産者の所得アップにも大きく貢献しているというようなところでございます。

次に、中段をごらんください。

地域の生産力を向上させるために、家族経営体の育成にあわせまして、法人との連携や、規模拡大・団地化が重要でございます。農業の参入法人のシーズを活用して、例えばベビーハンズという新品目の生産拡大に取り組ましていた

できました。

また、ICT等の新技術を駆使した生産性の高い次世代施設園芸の拠点の整備にも、昨年度取り組んだところでございます。

次に、下段をごらんください。

産地化には、農作業の機械化も重要な視点でございますので、加工・業務用野菜の産地化に向けた乗用型の収穫機械の導入といったものがありますとか、また、右手のコントラクターによる飼料収穫作業等の連携・分業化に対する支援を行ったところでございます。

ページをおめくりください。26ページでございます。

農業の成長産業化に向けた4つの視点で、昨年度の取り組みをまとめてございます。

まず初めの、もうかる農業の実現でございますけれども、上段でございます、加工用米・新規需要米につきまして、マーケットインの視点による大手酒造メーカーとの協定締結でありますとか、また耕畜連携により作付を推進いたしました。

また、多収性品種の選定でありますとか、栽培マニュアルの作成、醸造適正検討などによりまして、積極的な拡大対策に取り組まれました。その結果、作付面積につきましては、左手にございますが、6,438ヘクタールまで大きく拡大をいたしましたところでございます。

中段の認定農業者への農地集積率につきましては、51.8%となっておりますが、今後の中間管理事業や関連施策の推進によりまして、担い手の農地集積を80%まで向上させてまいりたいと考えております。

また、あわせて効率的な営農を展開する上で、生産基盤の強化は重要でございますので、畑か

んの推進による天候の影響を受けにくい畑作営農の推進でありますとか、水田の基盤整備によりまして、効率的な水田営農の推進に取り組んだところでございます。

また、下段の農産物の輸出につきましては、東アジアやアメリカに加えまして、EUなど新たな市場を開拓するとともに、宮崎空港を活用した物流ルートの構築によります香港向けスイートピーの輸出を開始したところでございます。

こういったことによりまして、農畜産物で約15億円、水産物を含めると計17億円と過去最高の輸出額となっているところでございます。

次に、27ページをごらんください。

上段でございますが、循環型社会と低炭素社会への貢献といたしまして、酒造メーカーと畜産農家とのマッチングによりまして、焼酎かすのエコフィード生産を推進し、県内の資源を有効活用いたしますとともに、焼酎かすを乳酸発酵させ、安定供給することによりまして、利用農家の飼料費の削減に取り組んだところでございます。

中段の、連携と交流による農村地域の再生につきましては、ワンストップ窓口であります宮崎6次産業化サポートセンターによります企業間連携強化の支援、こういったことによりまして、農商工連携・6次産業化を推進するとともに、宮崎6次産業化チャレンジ塾を開催いたしまして、経営多角化を目指す農業者の育成等に取り組んだところでございます。

下段をごらんください。

責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立につきましては、各市町村における食育計画策

定の支援に取り組みますとともに、今年4月1日に施行いたしました宮崎県食の安全・安心推進条例の策定に取り組んだところでございまして、これを契機に県民との食の安全・安心に関する協働活動の推進でありますとか、さらに、本県の農林水産業やフードビジネスの振興と発展につなげてまいりたいと考えてございます。

長期計画の取り組み概要につきましては、以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の常任委員会資料の28ページをお開きください。

第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の平成26年度の取り組み概要について御説明いたします。

まず、本県水産業の現況についてでございます。一番上の左の図をごらんください。

折れ線グラフで示しております漁業生産額につきましては、直近の平成25年では343億でございます。赤字で示しております。これは、全国12位でございますけれども、近年、減少傾向にございます。

また、右のグラフに示しておりますように、棒グラフでお示ししている就業者、折れ線グラフで示しております経営体の減少も続いている状況にございます。このような厳しい情勢を受けて、現在、第五次計画に基づきまして、いわゆるもうかる漁業づくりに取り組んでいるところでございます。

それでは、基本計画の3つの柱に沿いまして、主な施策の進捗状況を御説明いたします。

初めに、ページの中ほど、1つ目の柱でございます(1)水産資源の適切な利用管理につい

てでございます。

アの水産資源の回復と適切な利用の推進に関する取り組みの一番上の○ですが、科学的な資源評価に基づくP D C Aサイクルによる資源管理の取り組みについてでございます。

これは、19魚種の科学的な資源評価に基づきまして、稚魚の放流や漁獲サイズの規制等の管理を推進し、漁獲の安定を図るものでございます。

これらの取り組みの結果、この右のグラフに示しておりますように、資源評価対象魚種の漁獲量は一部の回遊性の魚種の増減がありますものの、他の魚種では安定した漁獲量となっております。

次に、ページの一番下の○ですが、日向灘の生産性向上の取り組みでございます。

これは、魚介類のすみかとなる増殖場や、海底の流れに変化を起し、プランクトンの発生を促すことで魚を集めるマウンド礁などの整備を進め、資源の維持と漁獲量の増大を図るものでございます。

右側の図は、魚群探知機の画像でございますが、茶色で示されております海底のマウンド礁に魚の群れが集まっている状況を示しております。漁獲効果も確認されているところでございます。

次の29ページの一番上をごらんください。

イの水域環境の保全と環境変化への対応に関する取り組みでございます。

ページ中ほどの左のグラフでございますが、漁業者グループが行います藻場造成や干潟の保全活動の支援により、藻場の保全活動面積が徐々に増加しております。右側の写真にございますように、海藻を食べるウニの密度が適正に

管理をされ、その結果として藻場の回復や漁場環境の改善が図られたところでございます。

今後とも、水産資源の適切な維持と回復、環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、このページの一番下の(2)でございます。安定した漁業経営体づくりのア、収益性の高い漁業経営体の育成についてでございますが、1ページめくっていただきまして、30ページの一番上にございます、漁船の小型化等によるコストの削減や付加価値向上の実証についてでございます。

ここで、下に表がございますけれども、修正をお願いしたいと思います。下の表の右から2番目の実証件数の欄というのがございますが、この欄の上から2つ目の0を3に、また、その下の3を0に修正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

この表にお示しいたしておりますように、カツオ・マグロ漁業を中心に、漁船の小型化によるコストの削減と、漁獲物の付加価値向上を組み合わせた収益性の高い経営モデルの実証を進めているところでございますが、既に5隻で実証をされまして、昨年度は5隻の新たな実証または計画の策定に取り組んだところでございます。

次に、31ページでございますが、一番上のイ、競争力のある生産・流通の構築に関する取り組みについてでございます。

左のグラフにお示しておりますように、漁協等による取り組みを支援した結果、新たな流通販売の取り組みが着実に増加しており、また、右側のグラフにありますように、直販施設の整備等によりまして、漁協の直販やブランド品の

販売額が増加したところでございます。

今後とも、漁業者の収益性向上につながるよう、操業の効率化や水産物の付加価値向上などの取り組みを推進してまいります。

続きまして、施策の3つ目の柱、中ほどの(3)漁港機能の強化と漁村の活性化のA、漁港機能・漁業生産基盤の保全・強化についてでございます。

左側のグラフにお示ししておりますように、港内の静穏度を高めるための防波堤や防風柵等を整備し、漁業者の財産保全や作業環境の向上等、漁港機能の維持を図ったところでございます。

最後に、イ、漁村振興・地域活性化に関する取り組みでございます。

左側の図の棒グラフのほうですが、海面漁業の新規就業者数の推移を示しております。就業情報の提供やマッチング、研修支援等に取り組んだ結果、昨年の新規就業者は35名となったところでございます。

また、右側でございますけれども、地域の活性化としてチョウザメ養殖やキャビアの生産販売等を支援したところであり、右側のグラフに示しますように、養殖業者数がふえるとともに、順調に生産や販売の拡大が図られているところでございます。

今後とも、地域の水産業を支える担い手の確保、育成、地域産業の振興による地域の活性化に取り組んでまいります。

以上が、取り組みの概要についてでございます。

別冊といたしまして、青い冊子の平成26年度取り組み概要を配付いたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、先ほど修正させていただいた表と同じ表がこの冊子にも掲載されておりますが、申しわけありません、同様の修正をお願いいたします。

水産政策課は以上でございます。

○河野食の消費・安全推進室長 食の消費・安全推進室です。

委員会資料の32ページをお開きください。

宮崎県食の安全・安心推進計画(案)の策定についてでございます。

宮崎県食の安全・安心推進計画(案)につきましては、別添の資料冊子としてお配りしておりますけれども、計画(案)の内容につきまして、こちらの資料で御説明をいたします。

まず、1、計画の策定に当たってについてであります。

推進計画の策定の趣旨は、平成27年4月に、宮崎県食の安全・安心推進条例を施行したところであります。条例において、全国有数の食料供給県として、食の安全・安心の確保と食育・地産地消を一体的に推進することとし、施策の基本的な事項を定めたところであります。

推進計画は、この条例に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであります。

計画の期間は、(2)にありますように、平成28年度から平成32年度の5カ年間です。

計画の性格としまして、食の安全・安心確保に向けて、県民・生産者及び食品事業者、市町村、県が責務や役割を認識し、協働して取り組む指針となるものであります。

2の計画の概要等についてであります。

計画の目標としましては、安全で安心な本県の農林水産物を全国に提供するとともに、県民

が本県で生産される食品を安心して消費できることを目指します。

施策としましては、(2) 基本的施策にあります8つの基本的施策に基づいた施策を推進してまいります。

32ページの参考図をごらんください。

図の左側の2段目、生産段階においては、基本的施策Ⅰの安全で安心できる農林水産物の生産と供給のため、生産者を対象に、主な取り組みとして農薬の適正使用の指導の強化や全国トップの残留農薬検査体制の堅持などを図ってまいります。

4段目の生産から消費段階においては、基本的施策Ⅱの食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保を初めとする5つの施策の実施のため、生産者、食品関連事業者、県民を対象に、主な取り組みとして、製造・加工・調理施設における安全対策や食品表示の適正化、食育、地産地消の推進などを行ってまいります。

その他、試験研究や検査、普及啓発、人材育成、危機管理体制の充実や各種情報の共有と連携などを行い、一番下に掲げてございます、産地から食卓まで、食の安全と消費者の信頼の確保を最終的な目標に掲げ、さまざまな具体的な施策を実施してまいります。

最後に、スケジュールにつきましては、食の安全・安心対策会議において素案を検討してまいりました。本日、常任委員会に御報告させていただき、10月にパブリックコメントを実施した後、11月に新計画を策定したいと考えております。

推進計画の策定については以上であります。

続きまして、委員会資料34ページをお開きく

ださい。

野生鳥獣による農林作物等の平成26年度の被害額についてでございます。

本件につきましては、環境森林部の審議におきまして、同じ資料で説明が行われておりますので、重複する部分につきましては割愛させていただきます、私のほうからは、農作物関係を中心に説明させていただきます。

まず、1の平成26年度被害の状況についてでございます。

(1)の部門別被害の状況につきまして、農作物につきましては、平成26年度の被害額は6億2,814万9,000円となっており、平成25年度の7億2,978万円に対しまして、約1億163万1,000円の減少となっております。

次に、(2)の作物別被害の状況につきましては、野菜、水稻、飼料作物、果樹の順で被害額が大きく、4部門の合計被害額は5億8,584万8,000円となり、被害総額の93%を占めております。

次に、(3)の鳥獣別被害の状況につきましては、鹿による被害額2億9,422万5,000円と、イノシシによる2億7,048万9,000円を合わせた被害額は5億6,471万4,000円となり、被害総額の89%を占めております。

次に、2の被害額増減の要因についてでございます。

(1)にありますとおり、鳥獣被害対策支援センター等の支援により、地域における集落が一体となったソフト対策の取り組みとともに、交付金を活用した侵入防止柵の整備が進んだこと、また(4)のとおり、緊急捕獲等対策等を活用した捕獲等の諸対策が推進されたことによるものと考えております。

次に、3の今年度の主な取り組みについてでございますが、(1)にありますとおり、鳥獣被害対策研究プロジェクトに基づきます地域における被害対策のリーダーの育成やレベルアップとともに、集落が一体となった鳥獣被害に強い活力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

食の消費・安全推進室からは以上です。

○甲斐農産園芸課長 委員会資料の36ページをお開きください。

農産園芸課でございます。早期水稻の作柄と価格の動向について御報告させていただきます。

まずは、1の生育状況、作柄及び検査状況についての(1)生育状況及び作柄についてですが、本年産の早期水稻は、田植え以降、5月下旬までは高温多照であったことから順調に生育し、出穂の最盛期は平年より4日ほど早くなったところです。

しかしながら、御存じのように、6月上旬から7月上旬にかけては、長雨による低温及び日照不足の影響により、生育が停滞したことから、収穫最盛期は平年並みとなりました。

作柄につきましては、8月15日現在の作柄概況の表にありますように、穂数が少なく、1穂もみ数がやや少なくなったことから、全もみ数は平年に比べ少なくなりました。

出穂後の登熟につきましても、低温、多雨の影響により不良となったことから、作柄は不良で、作況指数は85と、平成に入り3番目に悪い年となりました。

次に、(2)の生育状況及び検査状況についてでございますが、本年産の検査結果は、8月末日現在の検査状況の表にありますように、27

年産1等米比率が67.7%と、昨年産の70.3%より低下している状況となっております。

主な格下げ要因は、整粒不足やカメムシの被害となっておりますが、長雨による登熟不良やいもち病、カメムシ等の適期防除ができなかったことが影響しているものと思われま

す。次に、2の価格の動向についてでございます。

(1)に、27年産宮崎コシヒカリの相対取引価格を示しておりますが、60キログラム当たりの価格は、収穫開始時の1万5,000円からスタートしまして、販売時期に応じて段階的に下がり、8月7日以降につきましては1万4,000円となっております。

(2)に26年産以前の相対取引価格の推移を記載しておりますが、宮崎コシヒカリの相対取引価格は、東日本大震災の影響で、平成24年産は1万8,463円に上がりましたが、米の需要量が減少傾向にあるため、25年産、26年産と価格は低下しております。

27年産の価格はまだ確定しておりませんが、農業団体等への聞き取りによりますと、全国的に価格低下が著しかった26年産に比べ、約1割程度の価格の回復が見られているようでございます。しかし、依然として稲作農家の経営安定につながる十分な価格には及ばない状況にありますので、今後とも適正な需給バランスのとれた米づくりを進めながら、国とともに米価の向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○坊園畜産振興課長 畜産振興課でございます。

委員会資料の37ページをお開きください。

畜産用おが粉についてでございます。このことにつきましては、環境森林部からも説明がな

されておりますので、重複する部分については割愛させていただきます。

2のこれまでの取り組み状況でございますが、③にありますように、支庁、振興局に相談窓口を設置いたしまして、相談に対する個別対応や情報提供を行っているところでございます。

それから、⑥にありますように、7月から8月にかけて、畜産農家の実態を把握するためにアンケート調査を実施したところでございます。

3の相談窓口における相談の内容等についてでございますが、8月までに15件の相談がございまして、戻し堆肥の活用方法やおが粉業者のあっせん要望などがありまして、対応をしたところでございます。

38ページをお開きください。

今回、7、8月に実施しました畜産農家へのアンケート調査の結果でございます。

(1)の調査農家数であります。肉用牛、酪農、養豚農家を対象といたしまして、表に記載されておりますように、県内の農家の約3分の1に当たる2,761戸に調査を行っております。

(2)のおが粉の使用状況でございますが、県全体では、農家の3分の2程度がおが粉を使用しております。

地域別に見ますと、北諸県、児湯、東臼杵地域でおが粉を使用している農家の割合が高く、西臼杵地域では低い結果でございます。

(3)のおが粉の使用農家の需給状況であります。県全体ではおが粉を使用している農家のうちの約1割が希望する量のおが粉を確保できていない状況でございまして、地域別では、調査時期に一部業者の大幅な供給減、業者がな

かなか手に入らなかった西臼杵地区、一時期入らなかったということで高うございますが、そのほか中部、南那珂地域で希望する量のおが粉を確保できていない農家の割合が高い結果になっております。

次に、右の39ページでございますが、(4)の推計不足量でございます。

約1割程度の方が不足しているということでございますが、牛・豚におけるおが粉の年間推計使用量に対して、推定不足割合は7.1%、量にいたしまして、年間2万5,000立米程度と推計をいたしております。

それから、(5)のおが粉の購入価格であります。購入価格は県平均で1立米当たり2,200円程度であります。無償で確保している農家から5,000円を超える農家まで、購入価格には幅がある状況でございました。

また、昨年4月以降、平均購入価格は1立米当たり450円程度の上昇が見られているということがわかったところであります。

(6)の畜種別の状況でございます。

肉用牛経営におきましては、繁殖農家に比べまして肥育農家でおが粉を確保できていない農家の割合が多く見られたところであります。

また、全ての畜種において、経営規模が大きくなるほど、おが粉を確保できていない農家の割合は多く見られたところでございまして、量をたくさん使うところは確保に少し苦勞をしているような状況でございます。

最後に、6の今後の取り組みであります。今回、アンケート調査の結果等を踏まえまして、環境森林部・農政水産部が連携いたしまして、(1)から(4)にありますような取り組みを、さらに強化してまいりたいと思っております。特に、

今回の調査で農家の個々の状況がわかったところでもありますので、そういう農家に対しまして個別に対応していくなど、おが粉不足、不安解消にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

おが粉につきましては以上でございます。

○河野農村計画課長 農村計画課です。

常任委員会資料の40ページをお開きください。

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産への取り組みについてとして、先日、知事がFAOを表敬訪問した際の内容について御報告します。

訪問の目的は、本地域のアピールと早期認定の要望であり、現地時間の9月3日にローマのFAO本部を知事及び農政水産部長などが訪問し、世界農業遺産の担当のマリア・ヘレナ・セメド事務局次長とムジャヘッド・アチョーリ土地・水部長と会談しました。

4の訪問先及び反応にありますように、セメド次長からは、「申請書と現地調査結果に基づき審査を進めており、早ければ、ことし12月に国際会議を開催し、最終的な判断をしたい」、また、「個人的な感想であるが、高千穂郷・椎葉山地域はすばらしい取り組みが行われており、認定基準を十分に満たしていると考え。貴地域の認定を願っている」との発言がありました。

また、アチョーリ部長からは、「現在、審査を行っているところであり、審査の迅速化に向けて最大限努力したい」との発言がありました。

県としましては、引き続き関係町村や団体等と連携して、国際会議に向けた準備や認定後の地域活性化策などの検討を進めてまいります。

説明は以上であります。

○坊菌畜産振興課長 畜産振興課でございます。

委員会資料の41ページをお開きください。

ミラノ国際博覧会宮崎県出展期間中の宮崎牛PRについてでございます。

先日開催されましたミラノ国際博覧会には、県内の農水産関連企業が参加いたしまして、宮崎牛や有機茶、ブリなど、本県産食材のPRを行いましたけれども、その中で宮崎牛の取り組みについて報告をさせていただきたいと思っております。

1の概要にありますように、宮崎牛につきましては、EUでの認知度向上と輸出拡大の一助とするために、博覧会での本県出展を契機に、レセプション、日本館でのPR、レストランでの宮崎牛フェアの3つの取り組みによりまして、その特徴やおいしさなどの魅力をPRしたところでございます。

それぞれの内容であります。2にありますように、(1)の宮崎牛レセプションにおきましては、在ミラノ総領事やミラノ市関係者などの招待客と県関係者約100名に対し、宮崎牛を利用したカルパッチョや串焼きなどの料理の提供やパフォーマンスを実施いたしました。

(2)の博覧会の日本館イベント会場におけるPRでは、来場者に対し、参加企業であるミヤチクによるPRや試食振る舞いを実施し、アンケート調査を行ったところであります。

(3)の宮崎牛フェアであります。出展に合わせて9月1日から5日までの5日間、ミラノ市内のレストラン2店舗において宮崎牛フェアを開催し、期間中、イタリア国内のジャーナリストを招待した試食会などの開催や、宮崎牛を紹介したイタリア語のリーフレットの配布を

行ったところであります。

反応でございますけれども、イベント会場は多くの方々から、やわらかくて甘いなどの御意見をいただき、アンケートの結果も大変好評でありました。

また、実際に料理をしたレストランのシェフからも、素材のよさを高く評価していただいたところであります。

一般的に、イタリアでは脂の多い牛肉は好まれないと言われておりますが、(3)にありますとおり、思っていたほど脂っこくなく、おいしかったという評価もいただき、EUの方々にも十分受け入れられるものと確信いたしたところであります。

今後は、10月にドイツで開催されます欧州最大級の食品見本市「アヌーガ」に出展し、商談などを積極的に進めて、販路拡大に努めていきたいと考えております。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○右松委員 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画で、一生懸命取り組んでおられますので、1点だけ、認定農業者の状況について、ちょっと伺っていきたく思っています。

今回、改定における重点プロジェクトの検討の最初の視点の中でも、未来を切り開く担い手増ということで、みずから経営ビジョンを描ける担い手、そして他産業並みの所得を確保できる担い手として、認定農業者、ここはしっかりと、この視点の中に、重点プロジェクトの視点の中に入っています。

詳しい内容をちょっと見てみますと、年齢構

成とかは50代までで61%を占めてて、これから、しっかり本県の農業を担っていく人たちであろうと思いますし。あと営農類系を見ますと畜産が21%で、あと施設と露地野菜、合わせて23%ということで、やはり本県の農業の重要なところを担っている人たちが認定を受けているという状況だと思っています。

そして、あわせて、やはり産地形態、一般質問でも取り上げましたけど、産地形態構想をしっかりと進めていく中で、核となっていく人たちであろうかと思うんですよね。そして、規模の拡大であるとか、新たな農業にチャレンジしていく人たちが、やはりこの人たちになってくるのかなと思っています。

そういった中で、緩やかでありますけれども、減少傾向にあると。担い手が、やはり減っていくというのももちろん要因があると思うんですけれども、農業がしっかりと、やはり職業として選択してもらえるためには、やはり、この認定農業者の人たちに頑張ってもらはなければならないと思っていますけれども。その育成に向けた今後の展開と、それから緩やかでありますけど減少傾向にありますけれども、それを受けての現状、どんなふうに認識されているのか、あわせて、今後どういうふうに数も含めて考えておられるのかを伺いたしたいと思います。

○大久津地域農業推進課長 委員からの認定農業者に関する御質問でございます。

まず、認定農業者については、少なからず減少傾向にございますが、これは、5年ごとに再認定を受けるシステムになっておりますけれども、高齢化でそういった方々が、再認定をトライしないというのが一つの要因でございます。

一方では、新たに認定を受ける方たちが、若

い人たちから含めての認定就農者数がそれだけカバーできてないということでございますので、一つは、やはり新規の参入者をしっかり確保していくことについて、今、一生懸命やっているところでございます。

それとあわせて、認定農業者は減っておりますが、宮崎の農業産出額はほぼ横ばい、全国がかなり減っている中で横ばいといいますのは、やはりそれだけ経営規模が拡大していることでの支えになっておりますが、一方では、最近はやはり雇用者の確保というのがかなり難しくなっているということでございますので、そういった熟練労働者をしっかり確保した中で、法人化なり、経営の多角化、大規模化、こういったものを支援できるような形の、やはり雇用人口、農業の雇用者、こういった者をしっかり安定確保できるようなシステムをしっかり整備したいと思っております。

最後には、要するに認定農業者をもっとふやすには、やはり所得の向上ということが大きな課題でございますので、もうかる農業ということでの、やはり宮崎の農業の今後の営農というのをしっかりビジョンを見せて、それを具現化できるような体系づくり、または、そういった品目とか経営類型、こういったものをしっかり示しながら、もうかる農業を農家さん方に、現場でしっかり確信していただくような体制づくりの中でいろいろ指導していきたいと思っております。

○右松委員 ぜひ、頑張ってください。

○徳重委員 おが粉について、ちょっとお尋ねします。ここでは肉用牛、酪農、養豚ということですが、鶏も使うんじゃないかと思っておりますが。

○坊菌畜産振興課長 鶏、特にブロイラーもおが粉を使う畜種であります。今回の農家の調査は、牛と豚をやらしていただきまして、ブロイラーにつきましては、会社ごとの系列になっているものですから、会社のほうに聞き取りをしまして、現在の状況等については把握をしたところであります。

○徳重委員 養鶏関係の皆さん方からお聞きしたんですが、非常に困っているんだということで、値段も上がっている、もし、おが粉がなければ、ブロイラーが入れないということで、1日おくても大変だというようなことで、きょうも環境森林部の方とも話をしたんですが、結局、寝床っていうか、もう毎日そこに生活ができるかどうかという、最も大事なところだと思っているんですね。

これが、今の段階で7%、約1割、10%程度が足りないということは、もう本当に家畜がちゃんとした生活ができないということになるわけですから。100%に近い状態にしてやらなければ、畜産農家は本当に困ってらっしゃるんだと思っているんですね。そこ辺、どう考えていらっしゃるか、ちょっとお尋ねします。

○坊菌畜産振興課長 まず、ブロイラーについてですけれども、会社にいろいろ聞き取りをすると、手配をしている農家さんの中で、やはり必要量が、その日に入ってこない、希望した日に入ってこなくて少しおくれるというような話もございます。

地域によっては、十分足りてて問題ないというお話もありますので、そういう足りてないところにつきましては、しっかり地域の中で対応していこうと思っております。

全体的には、先ほど申しましたように、環境

森林部と連携をしながら、地域内での増産を含めて、あと県外から持ってくるか、いろんな手法をとりながら、不足している農家への対応をしていきたいと思っています。

○徳重委員 しっかりと対応していただきたいと要望を申し上げておきたいと思います。

○黒木委員 アンケート調査で、38ページですけど、これ西臼杵がおが粉使用農家数の割合が少ないというのは、これは、ちょうど調査したときに、業者からの供給が減っていた、それで少ないということでしょうか。希望量不足農家数も西臼杵が飛び抜けて大きいというのは、そういう状況で。

○坊菌畜産振興課長 西臼杵は、ちょうど7、8月に調査を行ったわけですけども、このときにおが粉を配送する業者さんが調達できないという状況があったようでございまして、そのおが粉業者さんから配られている農家さんで不足感が強くなっていたということです。

現状は、その業者さんに対して、おが粉を供給できる業者さんを紹介いたしまして、現在、不足感は解消していると聞いております。

○黒木委員 林業関係者とか製材関係者の話を聞きますと、木材価格が物すごい安いときに畜産農家から助けてもらった、おが粉を買ってもらったんだと。だから、困ったときには助けなければいけないという声を聞くもんですから、環境森林部と連携して、やはり希望どおり供給できるような体制を、ぜひ、つくっていただきたいと思います。

○徳重委員 ミラノ博に私も参加させていただいたんですけど、宮崎牛のすばらしさ、日本牛の、和牛のすばらしさは、もう御案内のとおりなんですけど、東南アジアでもそうですが、あ

るいはヨーロッパとなると、かなり距離があって、輸出して、採算がとれる価格になるのかどうか、地元の肉とどれぐらいの差があって、どういうバランスがとれるのか気になっているんですが。

○坊菌畜産振興課長 御指摘、非常に大事なことでと思っています。

やはり、輸出しても、最終的には元が取れないというか、安くして出すというんじゃ意味がないと思っています。

大変申しわけないんですけど、ヨーロッパのほうで、現在幾らで出せるかというのは手元がないんですけども、今後、ドイツのアヌーガでの商談会等もありますので、その際には、当然、実際に使われる方々との商談になりますので、そのときに、国内で最終的には生産者とか業者が赤字にならない価格で提示をして、その価格と相手方がうまく合うかという、そこ辺の商談を具体的に進めていきたいと思っています。

○徳重委員 例えば、ちょっと過ぎる言い方かもしれませんが、有岡委員さんたちが、この前中国に行かれたんだそうですね。中国の肉、やわらかい肉だったんだそうですが、余り肉はおいしくない。ところが、たれがおいしいんだそうですね。たれがよかったということで、もうごまかされているというか、この肉本体の味じゃなくて、たれの味でおいしかったというようなことなんですね。

だから、もう少し真剣に、やはり採算性が一番だと思うんです。生産者の手取りにはね返るような形の輸出でなければいけないんじゃないかなと、こう考えておりますので、ぜひ、ひとつ早い、今の段階でもいいんですが、わかっ

ている範囲内で、やはり、その単価の比較というんですか、地元の肉と和牛との価格差というか、そういったものも早く知らせてほしいなと思っております。よろしく願いしておきます。

○坊菌畜産振興課長 今度また行ったとき等に、現場で欧州の肉が幾らぐらいで売られているか、そして和牛がどのくらいで売れるのかというところはしっかり調査をしてみたいと思いますし、ヨーロッパでは、やはり安い肉、赤味の肉が主流でありますので、当然、価格差はあると思っていますので、その中で和牛はどういう形で受け入れられるかというところをしっかりと調査をしてみたいと思います。

○有岡委員 野生鳥獣の被害の関係でお尋ねしたいと思いますが、35ページの資料の中に、イノシシ、鹿、猿、1頭当たり8,000円の助成をしているという記述がございますが、以前、市町村の行政の中で予算がなくなりましたということで、捕獲が若干おくれるというようなことがあったと記憶しているんですが、この1頭で8,000円の実績というのが、それぞれイノシシ、鹿、猿、もしわかりましたら、お尋ねしたいと思います。

○河野食の消費・安全推進室長 捕獲に係ります各種の鳥獣の実績ということで、昨年度、25年、26年度で行われました緊急捕獲対策事業におきましては、イノシシが2カ年合わせまして2万366頭、鹿が3万217頭、猿が1,804頭となっております。

今年度も交付金事業におきまして8,000円という単価で行われるわけですけれども、御案内のとおり、交付金が前年度に比べまして減額されましたので、ちょっと工夫をして、賄っていきなさいいけないかなという状況ではありま

す。

○有岡委員 要望にしたいと思いますが、やはり鹿が13万頭とか、それぞれの調査で変わってきておりますが、目標が半分ということであれば、やはり年々ふえていくということでは、また厳しいわけですから、ここの数字的なものをどこに設定するか難しいですが、やはり駆除をしながら減らしていくという目標がしっかり持てるように措置していかないといけないなど。先ほど申し上げたように、大変被害が多い時期に駆除がストップするようなことでは、なかなか現状に合わないということ等感じますので、また、そこら辺の、年々、実態に合った対策が必要だと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○徳重委員 本会議でも質問させていただきましたが、チョウザメの海外輸出を国が認めてくれたという新聞報道もありました。

そういったことで、一生懸命取り組んでいたのですが、この数字を見ますと、まだ23人ということですかね。これだけでは、将来、宮崎県産キャビアということでのブランドになっていくのかなと、ちょっと心配しているんですが。将来の目標というか、例えば5年後、10年後ぐらいに、どのあたりまで伸ばしていこうと考えてらっしゃるのか、見通しをちょっと教えていただけたらいいんだけど。

○成原水産政策課長 私どもとしては、今、チョウザメの養殖に参画されているこの23形態、これをベースにしっかりとした経営基盤を築くことが、まずは大事なことだろうと考えております。市場のほうも刻々と変化をしておりますので、それに臨機応変に対応していくような盤石の基盤を、まずはつくっていきたくと考えて

いるところがございます。

○徳重委員 これは、海外輸出ということなんですけど、我々も余り食べたこともないのでよくわかりませんが、需要は世界的にある、どこに持っていったって富裕層の人たちは買ってくれるというようなものではないでしょうか。

○成原水産政策課長 これまでの販売、あるいはプロモーション等でさまざまなシェフの皆様方にも高い評価を得ておりますので、必ずやヨーロッパにおいても、あるいは香港等においても評価がいただけるものだと思っておりますし、また、そのように品質の向上も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重委員 アメリカはどんなもんですか。

○成原水産政策課長 アメリカについても、既にキャビアが売られている状況がございますけれども、先ほど申し上げたような状況であって、私どもの品質向上の努力がなければ評価もされないでしょうし、今の状況に安穩とするのではなくて、品質向上を目指していけば、必ずや道は開けると考えております。

○黒木委員 鳥獣害関係で、これは農林作物の被害ですが、今、内水面の魚の食害、カワウが最近かなりふえているように思うんですけれども。これは、関東あたりでも問題になっているようですが、耳川も、海側から椎葉のダムまでかなりの量のカワウがいて、決まった岩に何羽もとまっておりまして、かなりの量を食べて聞いておりますけれども、そういったものが漁協あたりから、何か対策をやってもらいたいという話はまだありませんでしょうか。

○田原漁村振興課長 カワウにつきましては、委員御指摘のとおり、1日当たり大体500グラム程度を食べると。産卵期とかになると、その

2倍から3倍を食害するというような話がございます。

今、内漁連と一緒にあって、関係漁協も含めて、実態の調査とか、そういったことを取り組んでいるところです。一部、延岡市とかその辺につきましては、駆除とかにも新たに取り組んでいると聞いております。

○黒木委員 延岡にカワウの基地みたいなのところがありますよね。松林、下が白くなるからわかりますけれども。何人かから話を聞くもんですから、多分これからいろいろ話題になってくるんじゃないかなと、問題になってくるんじゃないかなと思いますから。早目に何とか対策していく必要があるんじゃないかなという気がしております。

そして、昨年度から、25年度から15%ぐらい農林作物の被害額が減ったということですが、実態としては、なかなか深刻なものがありますから、これからもひとつ対策のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、水産業の問題ですけれども、この就業者数の推移を見ますと、非常に深刻だという気がしております。特に沿岸漁業が高齢化も高くて、減少率も多いということのようでもありますけれども、定置網の本県の状況といえますか、近々、かなり大型の定置網用の船の進水式という話も延岡あたりで聞いているんですけれども、本県の定置網はどのような状況になっていますでしょうか。

○成原水産政策課長 県下に、今、件数ちょっと調べておりますけれども、大型定置網という免許に基づくものと、それから小型定置網といって各漁協の共同漁業権に基づいて営まれているもの、この大きく分けて2種類があって、

小型のものは、沿岸部でかなりたくさん営まれております。

今、委員がおっしゃった定置網については、多分大型定置網の類いだろうと考えております。

○黒木委員 北海道からその船が近々延岡に入ってきて、購入して、北海道でつくって持ってくるという話を聞いたもんですから、やっぱり悪い悪いと言いながら非常にいいところもあるんだなという気がしました。

漁獲量もかなり減っていますけれども、漁港をちょっと見て回りますと、私の勘違いかもしれませんが、元気がいいんじゃないかなと。例えば川南、直売所もできましたし、漁港に行くと若い人たちが結構いて働いているところを見るんですけれども、漁協別、漁港別で、就業者がここは減った、ここはふえたというところがあるのか。それと、漁獲量が減ってないところとか、急激に減ったところとか、そういう差は、県内の漁協、漁港の中であるものでしょうか。

○成原水産政策課長 総じていえば、やはり減少傾向ということでございます。

本県の中心になりますカツオ・マグロ漁業が、カツオ漁業については比較的安定した漁獲量でございますが、マグロはえ縄漁業が、最近減少傾向になっておりますので、例えば川南だとか、日南だとか、マグロはえ縄を中心とする漁協は少し落ちている状況があらうかと存じます。

一方、ふえている漁協としては、北浦、島野浦にございます中型まき網漁業、最近マイワシが非常にふえている状況があって、ここの漁獲量は増加する傾向にございます。

○黒木委員 川南とか漁獲量は減っているわけですね。

○成原水産政策課長 中心となっているマグロはえ縄漁業における漁獲量が減少傾向であるということでございます。

○黒木委員 31ページの新規漁業就業者数が36名、年齢的には何歳ぐらいの人が新規就業者になっているんですか。

○田原漁村振興課長 このうち8名が高等水産研修所の卒業生でございまして、16歳ぐらい。

その他につきましては、ちょっと手元に数字がございませんけれども、大体30から40代と考えております。

○黒木委員 今、特に児湯郡、それから日向にかけて、サーファーの若い人たちが結構定住をしておりますして、農業を始めた人もおりますけれども、そういう人が漁業に就業したという例は聞いてませんか。

○田原漁村振興課長 サーファーが漁業者になったという事例は、ちょっと聞いてございませんけれども、昨年、全国漁業就業者確保育成センターというのがございまして、そこから研修で受け入れる漁家に給付金がわたって、そこが給料を払うような格好で研修を進めて、将来の就業につなげるという事業がございまして、その中の1名が、何か大阪からスローライフを目指してきたという話は聞いてございます。

サーファーということでは、ほかの業種、例えば青島なんかで歯医者さんがいらっしゃるんですけれども、その方もサーフィンがしたいために青島に住んでいるという話もございまして、そういった視点は大変おもしろい視点だとは思ってございます。

○黒木委員 わかりました。

○渡辺委員長 先ほどの大型定置網の数はいいですか。

○兼田漁業・資源管理室長 定置網の数ですけれども、経営体といたしまして、平成25年度センサスでございますけれども、大型定置網が9経営体、小型定置網が64経営体となっております。

○押川委員 第七次県農業・農村振興計画の中で、やはり次世代型施設園芸は、もうこれはこれとしていいんですが、今、園芸農家のもう一つの悩みは、ハウスの更新時期に結構入っているんですよ。みんながみんな、この次世代型園芸ハウスをするわけではありませんから、特に、40代から50代の方々が資金がなかなかないんですよ。

後継者でもないし、50代ぐらいになってくると、もうなかなか貸してくれないというような状況の中で、施設は老朽化してるから何とかしたいというような声があるんですが。こういった声に対して、県は何らかの対策はないですかね。恐らくそういう声を聞いていらっしゃる方は職員の中にもいらっしゃると思うんですが、なかなかそういう人たちを支援するような制度が今のところない。

次世代農業はその部分で結構ですから、全部が全部じゃないということで、今ある、宮崎のA Pハウスとか、宮崎改良型、これあたりの導入がしっかりできるような形はとれないものかなと思っておりますので、どうでしょうか。

○大久津地域農業推進課長 委員の御質問の一つの事例でございますけれども、国の制度で融資補助ということで、* 3分の1の個人補助を助成するシステムがあります。残りは融資で受

けるというシステムの中で、今までも事業に取り組んでおりますが、これの限度額が、ことしまで300万円が限度でございました。

地域の農家さんから、希望はやっぱり、これはA Pハウスでも事業対象になるということで、それでもやっぱり事業300万円の補助では足りない、3分の1では足りないということで、これにつきましては、国のほうにもずっと提案要望いたしまして、ハウス等の充実のためには、上限額の拡大をとということで、ずっと要望してまいりました。

今、来年に向けての概算要求で、まだ確定ではございませんが、これが1,000万円まで格上げされるという情報をいただいております、国のほうからは、これをしっかりうまく使ってくれというようなことで、今、御指示もいただいておりますので、そういう概算要求が通れば、それをちょっと少しでもA Pハウスと農家さん個人で対応できますので、そういった形でしっかりとした取り組みを進めていきたいと思っております。

○日高営農支援課長 ただいまの地域農業推進課長からの、いわゆる前提となります融資の部分でございますけれども、ことしから農業近代化資金の中に、いわゆる産地改革資金という形で特別な資金種目を設けさせていただきました。その中で、例えば個人の場合、これまで1,800万円が上限だったところですが、それを2億円まで拡大をさせていただくというような取り組みの中で、意欲のあるそういう取り組みにつきましては、積極的に資金対応もということで準備をさせていただいておりますので、あわせて使っていただければと考えております。

※次ページに発言訂正あり

○大久津地域農業推進課長 3分の1補助と申し上げましたけど、3割補助の間違いです。訂正させていただきます。

○押川委員 近所に新しく建てかえで40アールを今、建てかえられているんですよ。この間ちょっとお話をしたら、自分たちに支援する制度がないですよという話だったから、そういう人たちが結構県内にいらっしゃるのかなと思ひまして、きょう、今、意見を出したんですが。両課長、文書を持って説明に来ていただきますようお願いをしておきます。私が間違えてまた話をするといけませんので、よろしくお願いしておきます。

それから、早期水稻の関係ですが、ことしは特別だったと思うんですけども、やはり価格が、皆さん方が提示された価格とJAの価格では相当開きがあるんですよ。

もう8月に入って、5,500円台が1等ということで、なかなか、もう悪いところは恐らく300ちょっとぐらいしかなかったわけですよ。ここにきて主食用米がなかなかもう採算が合わないというのは皆さん方も御存じのとおりです。

じゃ、飼料米をつくるのかっていても、なかなかその飼料米もいつまでなのか保証もないとうこと。それから、加工米についても、もう頭打ちのような状況の中で、本当にこの宮崎の米づくりをどうするのかということ、しっかりやっていかないと、早期米と普通期米と本県は分かれていますので、そこにおいてもなかなか、どこを中心にするかということが見えないもんですから、土地集積においても集落営農においてもなかなか進んでこないのは、やっぱり、そこらあたりが一つのネックになっているということも考えておりますけれども、やはりこういう中で、

WCSが結構県内でも、早期水稻、普通期米でも恐らくふえていると思うんですよ。

ここで今、一番の問題が、実は精米業者、この人たちが乾燥機は入れたが食米がなかなか入ってこない。そして、一方では、WCSが多くなっていく中で、本当にどうしようかという。生産者とライスセンター、精米業者、両方が恐らく窮地に立ってきているような、今の米をまつわる今の状況かなと思っているんですよ。

この間説明があったときも、説明もわかると。これから、じゃ、どうするんだということ、部長、しっかり米なら米の中でやっていかないと、どこを目標に農家が米づくり、あるいは土地管理に目標を持っていくのかというのが見えてこない。

やはり不安な中では、なかなかいけないのかなと思つてますし、もう主食米はつくらんでもいいかなという人たちが結構、ことしの早期においては聞こえてきておりますので、早期、普通期、宮崎県のこの米政策を、今後、今度どういう形でやっていけば、生産者が安心して生産ができる、あるいは高齢者の農地を買ってでも、米を生産するというのが出てくるのかなと思うんですよ。

米しかできないところは、米なんですよ。米以外に露地野菜とかいろんなものができるところはできるわけですから、しっかりそこらあたりのすみ分けもやっておかないと、なかなか難しいのかなという気がしておりましたので。そういうものも含んで、部長、今回のこの早期米をする条件がいろいろありましたから、今のところ、恐らく普通期米も日照等が悪かったというような状況の中で、分けつも少ないと聞いておりますけれども、本県の27年度米は恐らく、

やや不良か不良になってくるのかなと思ってます。

全体的な中で、米をどうするかということ、お話を聞いておきたいと思います。

○郡司農政水産部長 米は日本人の主食であります。水田はそのために長年、日本人が一番力を入れてきて整備したものだと思っています。これをしっかり使っていくということは、今の我々の責務であろうと思います。

米については、ずっと食糧制度なんかがあって、米を一応つくっておけば、何とかして生きていけるという時代があったわけですがけれども、今やいろいろ状況が変わる中で、米も普通の野菜と変わらないような状況で、しっかり需要がある売れるものをつくらないと立ち行かない状況になってきていると思います。

その中で、主食用米については、ことしの早期水稲の状況が厳しいわけですがけれども、早期水稲がやはり欲しいという業者はいます。ここに向けては、しっかりといいものをつくっていくことが大事だと思います。

早期水稲については、施設園芸というもう一つの柱としっかり結びついて成り立っているところもありますので、この部分はしっかりと守らなければならないと思っています。

もう一つ、米については、自分の食べる米だけは自分でつくるという方も多くて、そのことが農村の風景であるとか、多面的機能を維持しているというところもあるので、ここはこことしてしっかりやらなければならないわけです。

もう一つ、我が県の特徴として、畜産が非常に盛んであるということ、それから焼酎の需要もあるということで、これらについても完全に本県産で需要を満たしているという状況にない

ので、そこも、行き先は違いますけれども、需要に応じた米をしっかりとつくっていくという観点においては、同じようなことなのかなと思っています。

そういう意味において、米の政策、水田利用の政策は、御指摘のとおり、大きな転換期に来ていると思うんですけども、一方では米の消費拡大、これも頑張りますけれども、その一方で事情に合った米、宮崎らしい米づくりとは何か、本当に真剣に考える時期に来ていると思います。

そういう意味で、早期水稲、ことし作柄悪くて農家の方の不安が非常に大きいということは、もうひしひしとは届いてますので、一つの契機にしながら、真剣に来年度以降の本県の米づくり、どうしていくのか検討していかなければならないと思っています。御意見ありがとうございました。

○押川委員 ぜひ、よろしく願いしておきます。

もうかれば農業はするわけですから、やはりもうかるために、今、皆様方も一生懸命、いろんな分野の中で、知恵を出し、汗をかきながら頑張っていただいておりますから、しっかり部長を中心にやっていただきますようお願いをしておきたいと思います。ありがとうございました。

○田原漁村振興課長 漁村振興課でございます。

先ほど、黒木委員の質問でございますが、新規就業者の年齢別の内訳でございます。多いほうから並べさせていただきますと、10代で15人、20代が9人、50代が4人、30代が3人、あと60代、70代と1名ずつというようなことで35

名ということでございます。

10代が15人、20代が9人、30代が3人、40代が2人、50代が4人、60代、70代が1人ずつです。

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

それでは、その他、何かありませんでしょうか。

○右松委員 キンフグの扱い方で、漁業関係者から話がちょっと来てるんですよね。五、六年前か、事故があって、あのときはシロサバフグだったのかなと思うんですけども、それまでスーパーで調理できたものが、国の法律も絡んで、今、フグの調理師免許を持った人しかさばけないような状況になってます。

それで、消費者側にも一定程度のニーズがあって、漁業関係者も、やはりとりたいと、意欲の向上にもつながるという話があって。その辺を教えてもらおうとありがたいなと思っています。委員会の場でどうかなと思いましたが。キンフグはほとんど毒がないと言っていましたのでですね。

○成原水産政策課長 通常のシロサバフグであれば、特段問題はないんですけども、最近でもドクサバフグあるいは、そのドクサバフグに類似するような中間的な形質を持ったものも水揚げされているような状況があるので、そのあたりのところを踏まえれば、引き続き、免許等の取り扱いの継続は必要のかなと考えております。

○右松委員 また、ちょっと後で伺いますけど、例えば、県の講習制度とか創設して、講習を受けた人であれば店舗販売は可能とか、いろんな今後の対策については、また追って打ち合わせができればありがたいなと思っています。

○成原水産政策課長 私どものみならず、衛生管理部局のほうとの相談事もありますので、また相談をさせていただければと思います。

○渡辺委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時12分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査最終日に行うことになっておりますので、24日、木曜日に採決を行うこととし、再開の時刻を13時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時13分散会

平成27年9月24日(木曜日)

午後1時29分再開

出席委員(8人)

委員	長	渡辺	創
副委員	長	日高	陽一
委員		押川	修一郎
委員		黒木	正一
委員		右松	隆央
委員		太田	清海
委員		有岡	浩一
委員		徳重	忠夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	長谷	恵美子
議事課	主任主事	森本	征明

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、何か御意見がございましたらお願いをしたいと思います。必要がありましたら、休憩もとりたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 特にありませんでしょうか。

それでは、特にありませんので、議案の採決を行います。議案については、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決いたし

ます。

議案第1号、第2号、第8号及び第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時33分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありがとうございます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時33分休憩

午後1時38分再開

○渡辺委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10月29日木曜日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの協議のとおりの内容で開催することにいたします。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時39分閉会